

官報

号外
昭和五十年四月二十四日

第七十五回 衆議院會議録 第十八号

昭和五十年四月二十四日(木曜日)

議事日程 第十六号

昭和五十年四月二十四日
午後二時開議

- 第一 日本国政府とオーストラリア政府との間の文化協定の締結について承認を求めるの件(参議院送付)
- 第二 国際電気通信条約及び関係議定書の締結について承認を求めるの件(参議院送付)
- 第三 宅地開発公団法案(第七十二回国会、内閣提出)
- 第四 国民年金法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

議員請暇の件

- 日程第一 日本国政府とオーストラリア政府との間の文化協定の締結について承認を求めるの件(参議院送付)
- 日程第二 国際電気通信条約及び関係議定書の締結について承認を求めるの件(参議院送付)
- 日程第三 宅地開発公団法案(第七十二回国会、内閣提出)
- 日程第四 国民年金法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

午後二時四十分開議
○議長(前尾繁三郎君) これより会議を開きます。

議員請暇の件

○議長(前尾繁三郎君) 議員請暇の件につきお諮りいたします。

石野久男君、枝村要作君、竹内猛君、吉田法晴君及び和田貞夫君から、海外旅行のため、四月三十日から五月九日まで十日間、請暇の申し出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。よって、許可するに決しました。

日程第一 日本国政府とオーストラリア政府との間の文化協定の締結について承認を求めるの件(参議院送付)

日程第二 国際電気通信条約及び関係議定書の締結について承認を求めるの件(参議院送付)

○議長(前尾繁三郎君) 日程第一、日本国政府とオーストラリア政府との間の文化協定の締結について承認を求めるの件、日程第二、国際電気通信条約及び関係議定書の締結について承認を求めるの件、右両件を一括して議題といたします。

君。

日本国政府とオーストラリア政府との間の文化協定の締結について承認を求めるの件及び同報告書

国際電気通信条約及び関係議定書の締結について承認を求めるの件及び同報告書
〔本号末尾に掲載〕

〔要原祐幸君登壇〕

○要原祐幸君 ただいま議題となりました二件につきまして、外務委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、日本国政府とオーストラリア政府との間の文化協定について申し上げます。

本協定は、昭和四十八年七月、オーストラリア側より文化協定を締結したい旨の申し入れがあり、同年十月のウィットラム・オーストラリア首相の訪日の際の合意に基づき交渉が行われた結果、昭和四十九年十一月一日にキャンベラで署名されたものであります。

本協定の主な内容は、両国間に学者、学生、芸術家や、その他文化的、教育的活動に従事する者の交換を助長し、また、自国において相手国国民が修学し、研究できるよう、奨学金を与えることを容易にするとともに、一方の国で与えられる学位、資格証書等が、他方の国でも理解され、評価されるように、教育制度に関する情報の相互交換について協力するほか、さらに、両国の報道機関の間の協力、両国民間の観光旅行並びに青少年及びスポーツマンの間の相互訪問を奨励すること等について規定しております。

次に、国際電気通信条約及び関係議定書について申し上げます。

本条約は、国際連合の専門機関の一つである国際電気通信連合の基本的文書であり、連合の機構、業務等について定めているほか、国際電気通信業務の運用に関する基本的事項について規定し

ておりますが、一九七三年九月にスペインで開催された連合の全権委員会において、一九六五年のモントルー条約にかわる新条約として作成されたもので、新条約は、旧条約に対して、主として技術的内容を持った若干の改正を行ったものであります。

また、紛争の義務的解決に関する選択追加議定書は、一九六五年の議定書にかわるものであつて、紛争処理の外交上の手続等について定めております。

両件は、参議院において承認された後、オーストラリアとの文化協定は去る三月二十八日に、また、国際電気通信条約及び関係議定書は四月十八日に、それぞれ宮澤外務大臣から提案理由の説明を聴取し、質疑を行いました。その詳細は、会議録により御承知を願います。

かくして、オーストラリアとの文化協定は去る十八日に、また、国際電気通信条約及び関係議定書は昨二十三日に質疑を終了し、採決を行いました。結果、両件はいずれも全会一致をもって承認すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(前尾繁三郎君) 両件を一括して採決いたします。

両件は委員長報告のとおり承認するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。よって、両件とも委員長報告のとおり承認するに決しました。

日程第三 宅地開発公団法案(第七十二回国会、内閣提出)

○議長(前尾繁三郎君) 日程第三、宅地開発公団法案を議題といたします。

昭和五十年四月二十四日 衆議院會議録第十八号 宅地開発公団法案 国民年金法等の一部を改正する法律案 朗読を省略した議長の報告

君。

宅地開発公団法案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔大野光晴君登壇〕

○大野光晴君 たいだいま議題となりました宅地開発公団法案につきまして、建設委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

御承知のとおり、近年における人口と産業の大都市集中に伴い、大都市地域においては、住宅、宅地問題が一段と深刻化しており、今後、人口と産業の地方分散を強力に進めたとともに、なお膨大な宅地需要が見込まれており、宅地の大量供給を促進することが緊急の課題となっております。

本案は、このような現状にかんがみ、大都市の周辺地域において、大規模な住宅地の造成と、これに必要な公共施設、交通施設等の整備を行わせるための事業体として、宅地開発公団を設立し、公団の資本金、役員、業務の範囲、道路法等の特例制度、関連施設整備事業助成基金制度、大都市の周辺地域における同公団と日本住宅公団の業務の分担等について、所要の規定を設けているものであります。

本案は、昨年二月、第七十二回国会に提出され、同年四月本委員会に付託、以来、継続審査となっていたものであります。

本委員会においては、関係委員会との連合審査を行う等、慎重に審議を進めてきましたが、去る四月十八日質疑を終了、討論、採決の結果、本案は賛成多数をもって修正議決すべきものと決した次第であります。

修正の要旨は、附則中、公団の最初の事業年度を改める等、所要の整理を行うものであります。なお、本案に対しては、八項目よりなる附帯決議が付けられました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(前尾繁三郎君) 採決いたします。

本案の委員長報告は修正であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(前尾繁三郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり決しました。

日程第四 国民年金法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(前尾繁三郎君) 日程第四、国民年金法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。社会労働委員長大野明君。

国民年金法等の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔大野明君登壇〕

○大野明君 たいだいま議題となりました国民年金法等の一部を改正する法律案について、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、最近における社会経済情勢にかんがみ、福祉年金の額を大幅に引き上げ、在職老齢年金の支給制限を緩和するとともに、厚生年金保険、船員保険及び国民年金の年金額のスライドの実施時期を繰り上げること等により、年金受給者の福祉の向上を図ろうとするもので、その主な内容の

第一は、老齢福祉年金の額を月額七千五百円から一万二千円に、障害福祉年金の額を、一級障害について月額一万一千三百円から一万八千円に、二級障害について月額七千五百円から一万二千円に、母子福祉年金及び準母子福祉年金の額を、月額九千八百円から一万五千六百円に引き上げると

ともに、老齢特別給付金の額を、月額五千五百円から九千円に引き上げること、

第二は、昭和五十年年度における年金額のスライドの実施時期を、厚生年金保険及び船員保険については昭和五十年十一月から同年八月に、提出制国民年金については昭和五十年十一月から昭和五十年九月に、それぞれ繰り上げ、あわせて、国民年金の五年年金の額を、昭和五十年十月からさらに月額一万三千円に引き上げること、

第三は、厚生年金保険または船員保険の在職老齢年金について、支給対象者の標準報酬月額限度額を、四万八千円から七万二千円に引き上げるとともに、支給割合を三段階とすること、

第四は、提出制国民年金の保険料を、昭和五十年四月分より、現行の月額千四百円から千四百円に引き上げること、

第五は、年金福祉事業団について資本金の規定を設け、政府が予算で定める金額の範囲内において出資できるものとする等こと

等であります。

○議長(前尾繁三郎君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(前尾繁三郎君) 本日は、これにて散会いたします。

午後二時十六分散会

六〇四

出席閣僚大臣

外務大臣 宮澤 喜一君
厚生大臣 田中 正巳君
建設大臣 飯谷 忠男君

朗読を省略した議長の報告

(法律公布案上及び通知)
一、去る十八日、次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

作業環境測定法
家畜伝染病予防法の一部を改正する法律
(議決通知)

一、去る十八日、本院は公共企業体等労働委員会委員に隅谷三喜男君及び舟橋尚道君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

(意見書受領)
一、去る十八日、内閣から次の意見書を受領した。

地方財政法第二十條の二の規定による富士見市長外三市町長提出の意見書
(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る十八日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

外務委員
辞任 補欠

竹内 黎一君 白井 莊一君
細田 吉藏君 増岡 博之君
白井 莊一君 竹内 黎一君
増岡 博之君 細田 吉藏君

大蔵委員
辞任 補欠

松浦 利尚君 久保 等君
久保 等君 松浦 利尚君

昭和五十年四月二十四日 衆議院会議録第十八号

朗読を省略した議長長の報告

六〇六

住友重機及びその関連企業の富田機器、日特金属の労使紛争に関する質問主意書
右の質問主意書を提出する。
昭和五十年四月十五日

提出者 田口 一男

衆議院議長 前尾繁三郎殿

住友重機及びその関連企業の富田機器、日特金属の労使紛争に関する質問主意書

東京都千代田区大手町二丁目二番一号に本社を置く、住友重機械工業株式会社(以下住友重機という)及びその関連企業である日特金属株式会社(東京都田無市谷戸町二丁目一の一、以下日特金属という)、株式会社富田機器製作所(三重県四日市市富田二丁目八の一四、以下富田機器という)の労使紛争について次のとおり質問したい。

一 昭和四十六年八月以降会社の住友重機の労働組合である全住友重機械支部(以下住友重機支部という)、全造船機械浦賀分会(以下浦賀という)、全造船機械玉島分会(以下玉島という)への不当労働行為、組織分裂攻撃によつて、会社と住友重機支部、浦賀、玉島及びその上部団体である全住友重機(以下全住友という)、全造船機械労働組合(以下全造船という)との間に労使紛争が起つていて、その経過と現状について明らかにされたい。

二 住友重機の関連会社である富田機器、日特金属の組合への組織分裂攻撃についてその経過と現状を明らかにされたい。

三 全金、全造船、住友重機支部、浦賀、玉島、全住友重機富田機器支部(以下富田機器支部という)での労働基準監督署への申告、労働委員会への申し立て、裁判所への申請について、その件数と処理状況を明らかにされたい。

四 住友重機の富田機器に対する出資の状況及び富田機器の組合への支配介入の事実を明らかにされたい。

五 住友重機内で起きた人権侵害について、全金、全造船が人権擁護委員会に申告したと聞いているが、その具体的な処理状況を明らかにされたい。

六 住友重機、富田機器、日特金属で全金、全造船の各支部、分会が労働委員会に不当労働行為を申し立てると必ず第二組合が結成されたといわれるが、その事実関係について明らかにされたい。

七 労働者が不当労働行為を労働委員会、裁判所に申し立て又は申請することは憲法なり労働関係法の建て前から当然の権利であり、保護されているといわれているが、このことが事実であるならば、労働者の保護をどのようにしているのかその事実を明らかにされたい。

八 これらの会社に対し裁判所、労働委員会並びに労働基準監督署から仮処分決定、救済命令、勧告等が多数出されたといわれるがその事実を明らかにされたい。

九 住友重機のような日本有数の企業における不法行為が多発していることについて昭和四十八年九月一六日の社会労働委員会、藤田高敏議員の質問に対し当時の加藤労働大臣が答弁をしている。政府の企業に対する行政上の措置及び政治的措置を今までのように実施されたのか、その処理について明らかにされたい。

十 労働省の高官が住友重機の労働担当重役に就任してから紛争が多発しているが、その事実と政府としての処理について明らかにされたい。

十一 富田機器支部が不当労働行為を昭和四十七年十一月三〇日、三重地方労働委員会に申し立てたところ組織分裂をしたが住友重機の他の関連会社と異つて富田機器では全金組合員が多数を占めたといわれている。その後、住友重機、日特金属、富田機器が一体になり、富田機器の主体であるパイル無段変速機の生産を日特金属に流し、そのため、富田機器は赤字決算から赤字決算になり(日特金属は赤字から黒字になる)、さらに住友重機の政策によつて富田にある技術開発部門の縮小と人員整理が出されていると聞く

がこれは明らかに、企業集団を利用した労働組合の破壊攻撃だと思ふが、政府、労働省、通産省の見解を求めたい。

十二 住友重機追浜造船所では、浦賀の組合員のビラまきを会社が妨害したため、横浜地方裁判所で会社の不法行為を禁止する仮処分決定が出されたといわれているが、このような労使紛争が続いているところに、本年五月英国のエリザベス女王が見学するといふが、日本、イギリス両国の友好の上から、このような紛争工場の見学は好ましくないと思うが政府、外務省の見解を求める。右質問する。

昭和五十年四月二十二日

内閣総理大臣 三木 武夫

衆議院議長 前尾繁三郎殿

衆議院議員田口一男君提出住友重機及びその関連企業の富田機器、日特金属の労使紛争に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員田口一男君提出住友重機及びその関連企業の富田機器、日特金属の労使紛争に関する質問に対する答弁書

一について

1 住友重機械工業株式会社(以下「住友重機」という)には、従来、全日本造船機械労働組合浦賀分会(以下「浦賀分会」という)、同玉島分会(以下「玉島分会」という)及び総評全住友重機労働組合住友重機械支部(以下「住友重機支部」という)の三労働組合(以下「三労働組合」という)があつたが、浦賀分会及び玉島分会において、昭和四十六年春ごろから組合執行部の方針に批判的なグループがいわゆる「民連」(民主化連合)を結成し、この活動等をめぐつて組合内部の対立が激しくなつたと聞いている。

これに対し、全日本造船機械労働組合(以下「全造船」という)は、同年八月、いわゆる「民連」グループの組合員に対し、統制違反を理由として権利停止を含む処分を行つたが、これに反発する組合員は、同年九月、浦賀分会及び玉島分会とは別に、新たに、住友重機械工業労働組合及び住友重機械玉島労働組合を結成した。

他方、住友重機支部の新居浜支部等においても組合執行部批判等の動きがあり、昭和四十七年十月に開催された住友重機支部の大会において、総評全住友重機労働組合(以下「全住友」という)からの脱退を決議するとともに、組合の名称を住友重機械労働組合に変更した。

2 こうした動きをめぐり住友重機側による支配介入等があつたとして、旧三労働組合から、関係の地方労働委員会、地方裁判所等に対し、不当労働行為救済申立て、仮処分申請等が行われたほか、旧三労働組合員の解雇問題、新就業規則の適用問題、組合専従者の原職復帰問題等をめぐつて、旧三労働組合と住友重機側との間に紛争が続いており、現在、これらの事案についても、関係の地方労働委員会及び地方裁判所に対し、不当労働行為救済申立て等が行われていると聞いている。

二について

住友重機の関連企業である日特金属工業株式会社(以下「日特金属」という)及び株式会社富田機器製作所(以下「富田機器」という)においては、従来、全住友重機労働組合がそれぞれ組織されていたところ、日特金属においては昭和四十六年十二月に企業内労働組の日特金属労働組合が、富田機器においては昭和四十八年四月に企業内労働組の富田機器労働組合が、それぞれ新たに結成され、現在、両社には、それぞれ二つの労働組合が存在していると聞いている。

なお、新組合の結成に当たり、会社側の支配介入があつたとして、全住友重機側から、関係の

地方労働委員会に対し不当労働行為救済申立てが行われている。

三及び八について

1 地方労働委員会に対する不当労働行為救済申立てについては、全国金属、全造船機械等から、昭和四十六年七月から昭和五十年三月までの間に、住友重機等を被申立人として、計十八件の申立てが行われた。これらの事件のうち、不当労働行為救済命令が出されたものが二件、和解が成立し取り下げられたものが二件となつては、このほかの十四件については、現在、関係の地方労働委員会に係属中である。

なお、不当労働行為救済命令が出されたものの二件のうち一件については、申立人労働組合等が、これを不服として中央労働委員会に対し再審査の申立てを行つてゐる。

2 裁判所に対する仮処分申請等については、

全国金属、全造船機械等から、昭和四十六年一月から昭和四十九年十二月までの間に、住友重機等を被申請人等として、三十件の仮処分申請等が行われたと聞いている。これらの事件のうち、決定又は命令が出されたもの九件(そのうち五件については住友重機からの異議申立て事件に係属中である)、和解又は取下げが行われたもの七件となつては、このほかの十四件については、現在、関係地方裁判所に係属中であると聞いている。

3 労働基準監督機関に対する申告については、

浦賀分会、玉島分会、住友重機支部等の役員等から、住友重機及び富田機器の事業場において、労働基準法等の違反の事実があるとして、それぞれ所轄労働基準監督署に対して、昭和四十六年以降、計二十三件の申告が行われたので、所轄労働基準監督署は申告に係る事業場に対して臨検監督を実施した。その結果、労働基準法第二十四条、第三十七条、第八十九条等の違反及び労働安全衛生法

第二十条、第五十九条等の違反の事実が認められたので、所轄労働基準監督署は、これを是正するよう勧告を行い、是正させたところである。

なお、昭和五十年一月十六日に行われた浦賀分会の役員等からの申告については、現在、所轄労働基準監督署において調査中である。

四について

現在、住友重機は、富田機器(資本金額一億円)の発行済株式の全数を所有していると聞いている。

なお、全国金属等は、富田機器及び住友重機が、組合の運営に対する支配介入等を行つたとして、昭和四十七年十一月に、両社を被申立人として、三重県地方労働委員会に対し不当労働行為救済申立てを行い、現在、同事件は同地方労働委員会に係属中である。

五について

昭和四十八年六月二十日、松山地方方法務局に対し、住友重機愛媛製造所運搬機事業部機械課勤務の伊藤邦俊から、住友重機支部中央執行委員長寺川実を代理人として、同僚等から人権侵犯を受けた旨の申告がなされたため、同地方方法務局において調査した結果、人権侵犯の事実が認められたので、同課勤務の前野紀彦ら四名に対し、人権尊重の理念を啓発するとともに、侵犯事実を摘示し反省善処を促したところ、同人らはその趣旨を理解し、その行為に行き過ぎと適切を欠いた点のあったことを率直に認めたので、昭和四十九年九月二十四日付けで説示として処理した。

六について

住友重機、日特金属及び富田機器における新組合の結成の時期、経緯等については、一及び二において述べたとおりであり、また、「不当労働行為を申し立てると必ず第二組合が結成されたといわれる」との御指摘については、その

ような関係は不明である。

七について

労働組合等は、使用者の不当労働行為に対して、労働組合法の定めるところにより労働委員会に対してその救済の申立てをすることができるとされてはゐるが、不当労働行為による権利侵害に対しては、民事訴訟法の定めるところにより裁判所に訴えを提起することができるとされており、使用者の不当労働行為から労働者を救済する制度が確立されているところである。

なお、労働者が労働委員会に対して不当労働行為救済申立てを行つたこと等を理由として、その労働者を解雇し、その他これに対して不利益な取扱いをすることは、不当労働行為として禁止されているところである(労働組合法第七條第四号参照)。

九について

使用者は、労働関係法令を遵守すべきことは当然であり、政府としては、かねてから労働関係法令違反の防止に鋭意努めてきたところである。

しかし、労働基準法等に違反する行為を行つた使用者に対しては、労働基準監督機関は、是正勧告等を行うとともに、特に悪質な事案については送検等の措置を講じてきたところである。

また、労働基準監督機関は、労働基準法等に違反する一定の事案について関係行政機関との間で相互通報を行うこととし、それぞれ監督指導上の参考とすることとしているが、住友重機及び富田機器における労働基準法等の違反の事実は、右の通報を要する事案には当たらないものである。

なお、不当労働行為救済命令が確定した場合及び不当労働行為救済命令が確定判決によつて支持された場合には、その違反に対しては罰則の適用があるものとされている(労働組合法第

二十八条及び第三十二条参照)。

十について

昭和四十三年七月に、公共企業体等労働委員会事務局長の職を辞した北村久寿雄が、同年八月、浦賀重工業株式会社の要請により同社の取締役に就任し、その後昭和四十四年六月に、同社が住友機械工業株式会社と合併して現在の住友重機が発足するに及び、同社取締役人事室部長に転じ、昭和四十八年二月には常務取締役に就任、現在に至つては聞いている。なお、同人と住友重機における労使紛争との関係については、政府としては、関知していない。

十一について

住友重機が昭和四十八年に入つてから、富田機器のほかに新たに日特金属に対してもパイエル無段変速機の生産委託を行うこととしたのは、昭和四十七年から同変速機に対する需要が増大したものの、富田機器の生産能力の拡充が工場敷地の取得難から断念されるに至つた結果であり、日特金属に対する生産委託後も富田機器の既存の設備による同変速機の生産は引続き維持されたと聞いている。

また、日特金属における同変速機の生産は、昭和四十八年下期以降同社の売上げに寄与するに至つては、同社の決算は既に昭和四十七年下期から黒字に転じているようである。

なお、その後、同変速機に対する需要減退により、富田機器においては、本年四月希望退職者募集の提案が同社から組合側に対し行われたが、労使合意をみるに至らず、現在、一時帰休が実施されていると聞いている。

十二について

英国女王エリザベス二世陛下の訪日に際し、エディンバラ公フィリップ殿下は、住友重機追浜造船所を視察される予定となつてはゐるが、この視察先は、現地視察を行つたうえでの英国側の希望により、選定されたものである。

な工場を視察したいとの考えから、同造船所の視察を希望したものと考えられる。かかる事情にかんがみ、エディンバラ公が同造船所を視察される際には、関係者がこぞつて歓迎し、つつがなく視察が行われ、その目的が十分に達成されることを望ましい。

右答弁する。

日本国政府とオーストラリア政府との間の文化協定の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十年二月二十六日

参議院議長 河野 謙三

衆議院議長 前尾繁三郎殿

日本国政府とオーストラリア政府との間の文化協定の締結について承認を求めるの件
日本国政府とオーストラリア政府との間の文化協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

日本国政府とオーストラリア政府との間の文化協定

日本国政府及びオーストラリア政府は、

両国間において広い分野にわたつて現在行われ

ている協力に留意し、

それぞれの国における他方の国の文化、歴史、諸制度及び一般的な生活様式の一層の理解を助長するため、両国間に更に密接な文化関係を発展させようとする共通の希望に動かされて、

文化協定を締結することに決定し、次のとおり協定した。

第一条

1 両国政府は、学者、教員、学生、研究員、芸術家その他文化的又は教育的活動に従事する者の両国間における交換を助長する。

2 両国政府は、両国の文化的、教育的及び専門的団体の間における密接な協力を奨励する。

第二条

各国政府は、自国における他方の国の文化機関の設立及び発展を容易にする。

第三条

各国政府は、自国において、大学その他の教育機関における他方の国の言語、文学、文化その他の側面についての教育及び研究を奨励する。

第四条

各国政府は、自国において、他方の国の国民が修学し、研究し、及び訓練を受けることができるように、当該国民に対して奨学金を与えることを容易にする。

第五条

両国政府は、一方の国において修学上の目的及び適当な場合には職業上の目的のために与えられ

る学位、資格証書その他の証明書についての他方の国における理解及び評価に資するようなそれぞれの国の教育制度に関する情報の交換について協力する。

第六条

1 各国政府は、特に次の手段により他方の国の文化、歴史、諸制度及び一般的な生活様式を理解することを奨励し、及び容易にする。

(a) 書籍、定期刊行物その他の出版物
(b) 講演、セミナー、演奏会及び舞台芸術
(c) 美術展覧会、工芸品展覧会その他の文化的展示会

(d) ラジオ、テレビジョン、フィルム、音盤、テープその他の機械的手段

2

各国政府は、自国において、他方の国の国民又は団体により製作された文学的、芸術的及び科学的內容の著作物の翻訳、複製及び出版を奨励する。

第七条

各国政府は、自国において、他方の国の国民に対し、博物館、美術館、図書館、文献センターその他文化的性質を有する施設の利用について便宜を与える。

第八条

両国政府は、両国の報道機関、ラジオ放送機関及びテレビジョン放送機関の間における協力を容易にする。

第九条

両国政府は、両国の国民の間の相互理解を促進するため、両国間の観光旅行を奨励し、及び容易にする。

第十条

両国政府は、両国の青少年及び青少年団体の間並びにスポーツマン及びスポーツ団体の間の協力及び相互訪問を奨励する。

第十一条

両国政府は、この協定の実施について協議するため、混合委員会を設置する。混合委員会は、それぞれの国からの代表委員の数が同じとなるような十人以内の委員で構成する。混合委員会は、少なくとも二年に一回日本国及びオーストラリアにおいて交互に会合する。

第十二条

この協定は、批准されなければならない。この協定は、東京で行われる批准書の交換の日に効力を生ずる。

第十三条

この協定は、五年間効力を有するものとし、その後においても、いずれか一方の政府がこの協定を終了させる意思を通知した日から一年の期間が満了するまで引き続き効力を有する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けて、この協定に署名した。

千九百七十四年十一月一日にキャンベラで、ひ

としく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために

吉田健三

オーストラリア政府のために

E・G・ウィットラム

日本国政府とオーストラリア政府との間の

文化協定の締結について承認を求めるの件

(参議院送付)に関する報告書

一 本件の要旨及び目的

昭和四十八年七月オーストラリアより我が国に対し文化協定を締結したい旨の申し入れが行われたが、同年十月ウィットラムオーストラリア首相訪日の際本協定締結に関し日豪両国間に原則的合意が成立し、その後両国間においてその内容に関する交渉を重ねて来た結果、最終的な合意を見るに至つたので、昭和四十九年十一月一日にキャンベラにおいて本協定が署名せられるに至つた。

本協定は、日本国政府とオーストラリア政府との間で、それぞれの国における他方の国の文化、歴史、諸制度及び一般的な生活様式の一層の理解を助長するため、両国間に更に密接な文化関係を発展させることを目的としたものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 両国間に学者、教員、学生、研究員、芸術家その他文化的又は教育的活動に従事する者の交換を助長し、両国の文化的、教育的及び専門的団体の間の密接な協力を奨励すること。

2 自国における他方の国の文化機関の設立及び発展を容易にし、また自国において大学その他の教育機関における他方の国の言語、文学、文化その他の側面についての教育及び研究を奨励すること。

3 自国で他方の国の国民が修学し、研究することができるよう、当該国民に奨学金を与えることを容易にし、また一方の国で与えられる学位、資格証書等が他方の国で理解され評価されるよう、それぞれの国の教育制度に関する情報の交換について協力すること。

4 各国政府は、自国において出版物、講演、文化的展示会、放送等の手段により、他方の国の文化が一層理解されるよう容易にするとともに、他方の国の文学的、芸術的及び科学的著作物の翻訳、出版等を奨励し、また他方の国の国民に対し博物館、図書館等の文化的施設の利用に便宜を与えること。

5 両国の報道機関、ラジオ放送機関及びテレビジョン放送機関の間の協力を容易にし、両国民間の観光旅行を奨励するほか、両国の青年及びスポーツマンの間の協力及び相互訪問を奨励すること。

なお、この協定は、東京で行われる批准書の交換の日に効力を生ずることになっている。

よつて政府は、本協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるというのである。

二 本件の議決理由

本協定を締結することは、日本国とオーストラリア連邦との間の相互理解と文化交流を増進するため妥当な措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和五十年四月十八日

外務委員長 栗原 祐幸

衆議院議長 前尾繁三郎殿

国際電気通信条約及び関係議定書の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十年三月三十一日

参議院議長 河野 謙三

衆議院議長 前尾繁三郎殿

国際電気通信条約及び関係議定書の締結について承認を求めるの件

国際電気通信条約及び紛争の義務的解決に関する国際電気通信条約(千九百七十三年マラガイトレモリノス)の選択追加議定書の締結について、

日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

国際電気通信条約

第一部 基本規定

前文

一 締約政府の全権委員は、各国に対しその電気通信を規律する主権を十分に承認して、電気通信の良好な運用により諸国民の間の関係及び協力を円滑にする目的をもつて、国際電気通信連合の基本的文書であるこの条約を締結することを合意した。

第一章 連合の構成、目的及び組織

第一条 連合の構成

二 1 国際電気通信連合は、普遍性の原則を考慮し、かつ、連合への普遍的な参加が望ましいことを考慮して、次の国から成る連合員で構成する。

三 (a) 第一附属書に掲げる国で、この条約に署名しかつこれを批准し、又はこれに加入したもの

四 (b) 第一附属書に掲げられていない国で、国際連合加盟国となり、かつ、第四十六条の規定に従つてこの条約に加入したもの

五 (c) 第一附属書に掲げられておらず、かつ、国際連合加盟国でもない主権

昭和五十年四月二十四日 衆議院會議録第十八号

国際電気通信条約及び関係議定書の締結について承認を求めるの件及び同報告書

六一〇

- 国で、連合員としての加盟の申請が連合員の三分の二によつて承認された後、第四十六条の規定に従つてこの条約に加入したもの
- 六 2 第五号の規定の適用上、連合員としての加盟の申請が、全権委員会から全権委員会までの間において、外交上の手続により、かつ、連合の所在地がある国の仲介によつて提出されたときは、事務総局長は、連合員と協議する。連合員は、協議を受けた日から起算して四箇月の期間内に回答しないときは、棄権したものとなす。
- 第二条 連合員の権利及び義務
- 七 1 連合員は、この条約に定める権利を有し、義務を負う。
- 八 2 連合の会議、会合及び協議への参加に関し、
- (a) すべての連合員は、連合の会議に参加する権利を有し、管理理事会に対する被選挙資格を有し、及び連合のすべての常設機関の役員の職に対する候補者を指名する権利を有する。
- 九 (b) 各連合員は、連合のすべての会議、国際諮問委員会すべての会合及び、当該連合員が管理委員会の構成員であるときは、管理理事会のすべての会期において、一個の投票権を有する。
- 一〇 (c) 各連合員は、また、通信によつて行うすべての協議において、一個の投票権を有する。
- 第三条 連合の所在地
- 一 連合の所在地は、ジュネーヴとする。
- 第四条 連合の目的
- 一 連合は、次の目的を有する。
- (a) すべての種類の電気通信の改善及び合理的利用のため、国際協力を維持し、かつ、増進すること。
- (b) 電気通信業務の能率を増進し、その有用性を増大し、及び公衆によるその利用をできる限り普及するため、技術的手段の発達及びその最も能率的な運用を促進すること。
- (c) これらの目的に対する諸国の努力を調和させること。
- 二 このため、連合は、特に次のことを行う。
- (a) 各国の無線通信の局の間の有害な混信を避けるため、周波数スペクトルの分配及び周波数割当ての登録を行うこと。
- (b) 各国の無線通信の局の間の有害な混信を除去するため及び周波数スペクトルの利用を改善するための努力を調整すること。
- (c) 電気通信手段、特に宇宙技術を使用する電気通信手段が有する可能性を十分に利用することができるように、これらの手段の調和のとれた発達のための努力を調整すること。
- (d) 電気通信の良好な業務及び健全なかつ独立の経理と両立する範囲内で、できる限り低い基準の料金を設定するため、連合員間の協力を促進すること。
- 一九 (e) 開発途上にある国における電気通信設備及び電気通信網の創設、発達及び改善を、連合が有するすべての手段、特に国際連合の適当な計画への参加によつて促進すること。
- 二〇 (f) 電気通信業務の協力によつて人命の安全を確保する措置の採用を促進すること。
- 二一 (g) 電気通信に関し、研究を行い、規則を定め、決議を採択し、勧告及び希望を作成し、並びに情報の収集及び発表を行うこと。
- 第五条 連合の組織
- 二二 連合は、次の機関から成る。
- 二三 1 全権委員会（連合の最高機関）
- 二四 2 主管庁会議
- 二五 3 管理理事会
- 二六 4 次に掲げる常設機関
- (a) 事務総局
- 二六 (b) 国際周波数登録委員会（IFRB）
- 二七 (c) 国際無線通信諮問委員会（CCIR）
- 二八 (d) 国際電信電話諮問委員会（CCITT）
- 第六条 全権委員会
- 二九 1 全権委員会は、連合員を代表する代表団で構成する。全権委員会は、定期的に、かつ、通常五年ごとに招集する。
- 三〇 2 全権委員会は、次のことを行う。
- (a) 第四条に定める連合の目的を達成するための一般方針を決定すること。
- 三一 (b) 前回の全権委員会以後の連合のすべての機関の活動に関する管理理事会の報告を審査すること。
- 三二 (c) 次回の全権委員会までの期間に連合による開催が見込まれる主管庁会議及び会合の予定を検討した上で、当該期間について連合の予算の基準及び経費の最高限を定めること。
- 三三 (d) 連合のすべての職員、基準俸給、俸給表並びに手当及び年金の制度を定めること。また、必要があるときは、連合の職員編成に関する一般的指示を与えること。
- 三四 (e) 連合の会計計算書を審査し、適当な場合には、最終的に承認すること。
- 三五 (f) 管理理事会を構成する連合員を選挙すること。
- 三六 (g) 事務総局長及び事務総局次長を選挙し、並びにこれらの者が就任する日を定めること。
- 三七 (h) 国際周波数登録委員会の委員を選挙し、及びこの委員が就任する日を定めること。
- 三八 (i) 必要と認めるときは、この条約を改正すること。
- 三九 (j) 連合と他の国際機関との間の協定を必要に応じて締結し又は改正し並びに管理理事会が連合に代わつてこれらの機関と締結した暫定的協定を

審査し、及びこれに関して適当と認める措置をとること。

四〇 (k) その他必要と認めるすべての電気通信の問題を処理すること。

第七條 主管庁會議

四一 1 連合の主管庁會議は、次のものから成る。

(a) 世界主管庁會議

四二 (b) 地域主管庁會議

四三 2 主管庁會議は、通常、特定の電気通信の問題を処理するために招集する。

この會議は、その議事日程に掲げる問題に限り、討議することができる。この會議の決定は、いかなる場合にも、この條約に適合するものでなければならぬ。

四四 3 (1) 世界主管庁會議の議事日程には、次のものを含めることができる。

(a) 第五七一号に掲げる業務規則の一部改正

四五 (b) 例外として、(a)にいう業務規則の二又は二以上の全部改正

四六 (c) その他世界的性質を有する問題で會議の権限内のもの

四七 (2) 地域主管庁會議の議事日程には、

地域的性質を有する特定の電気通信の問題（関係地域に関する国際周波数登録委員會の活動について同委員會に与える指示を含む。ただし、この指示は、他の地域の利益に反するものであつてはならない。）のみを掲げることができる。この會議の決定

は、いかなる場合にも、業務規則に適合するものでなければならない。

第八條 管理理事会

四八 1 (1) 管理理事会は、全權委員會が世界のすべての地域に管理理事会の議

席が衡平に配分されることの必要性を考慮して選挙した三十六の連合員で構成する。管理理事会に選挙された連合員は、一般規則に定めるところにより欠員が生じたものとされる場合を除くほか、全權委員會が新たな管理理事会の選挙を行う日までその任務を行う。これらの連合員は、再選されることができる。

四九

(2) 管理理事会の各構成員は、管理理事会に参加する者を任命する。この者は、一人又は二人以上の者によつて補佐されることができる。

五〇 2 管理理事会は、その内部規則を定める。

五一 3 全權委員會から全權委員會まで

の間においては、管理理事会は、全權委員會によつて委任された権限の範囲内で、全權委員會の代理者として行動する。

五二 4 (1) 管理理事会は、連合員がこの条

約、業務規則、全權委員會の決定並びに必要があるときは連合の他の會議及び会合の決定を実施すること

を容易にするためのすべての措置をとるものとし、また、全權委員會によつて課されるすべての任務を行

う。

五三 (2) 管理理事会は、連合の活動の効果的な調整を確保し、及び連合の常設

機関に対して効果的な會計上の監督を行う。

五四 (3) 管理理事会は、電気通信の発達を

すべての可能な手段によつて促進する連合の目的に従い、連合が有する

すべての手段、特に国際連合の適当な計画への参加によつて、開発途上

にある国に対する技術協力を確保するための国際協力を促進する。

五五 第九條 事務總局

五五 1 (1) 事務總局は、事務總局長が統括する。事務總局長は、事務總局次長によつて補佐される。

五六 (2) 事務總局長及び事務總局次長は、その選挙の際に定める日に就任する。事務總局長及び事務總局次長は、通常、次の全權委員會が定める日までその職にとどまるものと

し、再選されることができる。

五七 (3) 事務總局長は、連合の資源の経済的な活用を確保するために必要なすべての措置をとり、連合の活動の事務上及び會計上の事項の全体につき

管理理事会に対して責任を負う。事務總局次長は、事務總局長に対して責任を負う。

五八 2 (1) 事務總局長の職が空席となつた場

合には、事務總局次長がその後任者となり、次回の全權委員會が定める日までその職にとどまる。当該後任者は、この職に対する被選挙資格を有する。

五九

(2) 事務總局次長の職が次の全權委員會の開催の前百八十日を超えて空席となつた場合には、管理理事会は、任期の残りの期間について、その後任者を任命する。

六〇

(3) 事務總局長及び事務總局次長の職が同時に空席となつた場合には、国際諮問委員會の委員長のうちその職にある期間が長い方の者が、九十日を超えない期間事務總局長の職務を行

う。管理理事会は、事務總局長を任命し、これらの職が次の全權委員會の開催の前百八十日を超えて空席となる場合には、事務總局次長をも任命する。このように任命された者は、前任者の任期の残りの期間その職にとどまる。この者は、次の全權委員會において事務總局長又は事務總局次長の職に対する被選挙資格を有する。

六一 3 事務總局長は、連合の法律上の代表者としての資格で行動する。

六二 4 事務總局次長は、事務總局長の職務の遂行を補佐し、事務總局長から委任される特定の任務を行う。事務總局長が不在のときは、事務總局次長が事務總局長の職務を行う。

六三 第十條 国際周波数登録委員會

六三 1 国際周波数登録委員會（IFRB）は、全權委員會が選挙した五人の独立の委員で構成する。これらの委員

は、いかなる場合にも、業務規則に適合するものでなければならない。

五二 4 (1) 管理理事会は、連合員がこの条約、業務規則、全權委員會の決定並びに必要があるときは連合の他の會議及び会合の決定を実施すること

を容易にするためのすべての措置をとるものとし、また、全權委員會によつて課されるすべての任務を行

う。

五三 (2) 管理理事会は、連合の活動の効果的な調整を確保し、及び連合の常設機関に対して効果的な會計上の監督を行う。

五四 (3) 管理理事会は、電気通信の発達をすべての可能な手段によつて促進する連合の目的に従い、連合が有するすべての手段、特に国際連合の適当な計画への参加によつて、開発途上にある国に対する技術協力を確保するための国際協力を促進する。

は、連合員が指名する候補者の中から、世界の地域に衡平に配分されることとが確保されるように選挙する。各連合員は、自国民である候補者を一人に限り指名することができる。

六四 2 國際周波数登録委員会の委員は、その所属国又は一地域を代表するものとしてではなく、國際的委任を受けた公平な機関として、その任務を行う。

六五 3 國際周波数登録委員会の主たる任務は、次のとおりとする。

(a) 各国が行う周波数割当ての正式の國際的承認を確保する目的をもつて、各周波数割当ての日付、目的及び技術的特性を無線通信規則に規定する手続及び必要があるときは連合の権限のある會議の決定に従つて確定するように、これらの割当ての秩序ある記録を行うこと。

(b) 同様の目的及び条件で、各国によつて對地静止衛星に割当てられた位置の秩序ある記録を行うこと。

(c) 有害な混信を生ずるおそれがある周波数スペクトルの部分におけるできる限り多数の無線通信路の運用及び對地静止衛星軌道の公平、効果的かつ經濟的な利用のため、連合員に對して意見を提出すること。

六八 (d) 周波数の割当て及び利用並びに對地静止衛星軌道の利用に關して、無線通信規則に規定する手続に従ひ、連合の権限のある會議が定め、又はこの會議の準備若しくはその決定の実施のため連合員の過半数の同意を得て管理理事會が定める追加の任務を行うこと。

六九 (e) 國際周波数登録委員会の任務の遂行に關係がある不可欠な記録を常時

整備しておくこと。

七〇 第十一條 國際諮問委員會

1 (1) 國際無線通信諮問委員會 (CCIR) は、特に無線通信に關する技術及び運用の問題について研究し及び意見を表明することを任務とする。

七二 (2) 國際電信電話諮問委員會 (CCITT) は、電信及び電話に關する技術、運用及び料金の問題について研究し及び意見を表明することを任務とする。

(3) 各國諮問委員會は、その任務の遂行に當たり、開發途上にある國における地域的及び國際的分野にわたる電氣通信の創設、發達及び改善に直接關連した問題についての研究及び意見の作成に妥當な注意を払わなければならない。

七三 2 國際諮問委員會は、次のものを構成員とする。

(a) すべての連合員の主管庁 (權利として構成員となるもの)

(b) 認められた私企業で、これを認めた連合員の承認を得て國際諮問委員會の業務への参加を請求するもの

七五 3 各國諮問委員會の運営は、次のものによつて行ふ。

(a) 總會

(b) 總會が設ける研究委員會

(c) 總會が選挙し、一般規則に従つて任命される委員長

七八 4 兩國際諮問委員會の總會の合同の決定により、世界プラン委員會及び地域プラン委員會を設ける。これらのプラン委員會は、國際電氣通信業務の秩序ある發展を容易にするため、國際電氣通信網一般計画を作成する。これらのプラン委員會は、國際諮問委員會の権

限内の問題で、その研究が開發途上にある國にとつて特に役立つものを國際諮問委員會に付託する。

七九 5 國際諮問委員會の運営方法は、一般規則に定めるところによる。

八〇 第十二條 調整委員會

1 (1) 調整委員會は、事務總局長を補佐するものとし、管理理事會の決定及び連合全体の利益に十分に留意して、二以上の常設機關に關係がある管理、會計及び技術協力に關する事項並びに對外關係及び広報の分野の事項について事務總局長に意見を提出する。

八一 (2) 調整委員會は、また、管理理事會によつて付託されるすべての重要な問題を審議する。調整委員會は、これらの問題を検討した後、事務總局長を通じて管理理事會に報告を提出する。

八二 2 調整委員會は、事務總局長、國際諮問委員會の委員長及び國際周波数登録委員會の議長で構成し、事務總局長が議長となる。

八三 第十三條 連合の役員及び職員

1 (1) 連合の役員及び職員は、その職務の遂行に當たり、いかなる政府からも又は連合外のいかなる當局からも指示を求め、又は受けてはならない。これらの者は、國際的職員としての地位と両立しないすべての行為を慎まなければならない。

(2) 各連合員は、連合の役員及び職員職務の専ら國際的な性質を尊重しななければならない。また、これらの者が任務を遂行するに當たつて、これらの者を左右しようとしてはならない。

八五 (3) 連合の役員及び職員は、その職務外において、方法のいかんを問はず、電氣通信に關係があるいかなる企業にも参加してはならず、また、これと金銭的關係を有してはならない。もつとも、「金銭的關係」という語は、從前の雇用又は勤務に基づく退職年金の支払の継続を妨げるものと解してはならない。

八六 2 事務總局長、事務總局長次長及び國際諮問委員會の委員長は、それぞれ、連合員である異なつた國の國民でなければならない。國際周波数登録委員會の委員をも含めてこの規程が適用されることが望ましい。これらの者の選挙に當たつては、第八七号に定める原則及び世界の諸地域の間における適當地理的配分について妥當な考慮を払う。

八七 3 職員の採用及び雇用條件の決定に當たつては、最高水準の能率、能力及び誠実性を連合のために確保することに最大の考慮を払わなければならない。職員をできる限り広い地理的基礎に基づいて採用することの重要性については、妥當な考慮を払わなければならない。

八八 第十四條 會議及び他の會合における業務の組織及び討議の方法

1 會議並びに國際諮問委員會の總會及び會合は、その業務の組織及び討議の方法について、一般規則中の内部規則を適用する。

八九 2 各會議及び國際諮問委員會の總會又は會合は、内部規則を補足するため不可欠と認める規則を採択することができ。もつとも、この補足的規則は、この條約及び一般規則と抵觸するものであつてはならない。これらの補足的

規則は、總會及び研究委員会において採択された場合には、總會の文書により、決議の形式で公表する。

第十五条 連合の会計

九〇 1 連合の経費は、次のものに関する費用から成る。

九一 (a) 管理理事会及び連合の常設機関
(b) 全権委員会及び世界主管庁会議

九二 2 連合の経費は、連合員の分担金によつて賄う。各連合員は、次の表から選定した分担等級の単位数に依りて決定される金額を支払う。

三十単位等級
二十五単位等級
二十単位等級
十八単位等級
十五単位等級
十三単位等級
十単位等級
八単位等級
五単位等級
四単位等級
三単位等級
二単位等級
二分の三単位等級
二分の二単位等級
二分の一単位等級

九三 3 連合員は、連合の経費を負担するた

九四 4 この条約に従つて選定した分担単位

九五 5 第四二号に掲げる地域主管庁会議の

九六 6 連合員は、管理理事会が決定した予

算に基づいて計算した毎年の分担金額

を前払する。

九七 7 連合に対する支払が延滞している連

九八 8 認められた私企業、學術団体又は工

九九 1 (1) 連合の公用語は、英語、中国語、

一〇〇 (2) 連合の業務用語は、英語、スベ

一〇一 (3) 紛議がある場合には、フランス文

一〇二 2 (1) 全権委員会及び主管庁会議の決

一〇三 (2) これらの会議の他のすべての文書

一〇四 3 (1) 業務規則に掲げる連合の正式の業

一〇五 (2) 事務総局長がその任務に従つて一

一〇六 4 連合の会議並びに管理理事会及び国

二二 1 連合員は、公衆に対し、公衆通信の国

二二 2 連合員は、また、国の安全を害し又

二二 3 連合員は、その管轄の範囲内におい

二二 4 すべての連合員は、特別の取極によ

二二 5 連合員は、第四十四条の規定の適用を

二二 6 人命の安全に関する電気通

二二 7 連合員は、電氣通信の国際業務の利

二二 8 連合員は、電氣通信の国際業務の利

とアラビア語との間の通訳を行う。

一〇七 連合は、その任務の遂行及びその目的

一〇八 連合員は、公衆に対し、公衆通信の国

一九 1 連合員は、国の安全を害し又はその

二〇 2 連合員は、また、国の安全を害し又

二一 3 連合員は、その管轄の範囲内におい

二二 4 すべての連合員は、特別の取極によ

二三 1 連合員は、電氣通信の国際業務の利

二四 2 連合員は、電氣通信の国際業務の利

二五 3 連合員は、電氣通信の国際業務の利

二六 4 連合員は、電氣通信の国際業務の利

二七 5 連合員は、電氣通信の国際業務の利

二八 6 連合員は、電氣通信の国際業務の利

二九 7 連合員は、電氣通信の国際業務の利

三〇 8 連合員は、電氣通信の国際業務の利

三一 9 連合員は、電氣通信の国際業務の利

三二 10 連合員は、電氣通信の国際業務の利

三三 11 連合員は、電氣通信の国際業務の利

三四 12 連合員は、電氣通信の国際業務の利

者に対して、特に損害賠償の請求に関し

三二 1 連合員は、電氣通信の秘密を確保す

三三 2 連合員は、電氣通信の秘密を確保す

三四 3 連合員は、電氣通信の秘密を確保す

三五 4 連合員は、電氣通信の秘密を確保す

三六 5 連合員は、電氣通信の秘密を確保す

三七 6 連合員は、電氣通信の秘密を確保す

三八 7 連合員は、電氣通信の秘密を確保す

三九 8 連合員は、電氣通信の秘密を確保す

四〇 9 連合員は、電氣通信の秘密を確保す

四一 10 連合員は、電氣通信の秘密を確保す

四二 11 連合員は、電氣通信の秘密を確保す

四三 12 連合員は、電氣通信の秘密を確保す

四四 13 連合員は、電氣通信の秘密を確保す

四五 14 連合員は、電氣通信の秘密を確保す

四六 15 連合員は、電氣通信の秘密を確保す

四七 16 連合員は、電氣通信の秘密を確保す

四八 17 連合員は、電氣通信の秘密を確保す

四九 18 連合員は、電氣通信の秘密を確保す

信の先順位

二二〇

國際電気通信業務は、海上、陸上、空中及び宇宙空間における人命の安全に關するすべての電気通信並びに世界保健機關の伝染病に關する特別に緊急な電気通信に對し、絶對的先順位を与えなければならない。

第二十六條 官報並びに官用電話の呼出し及び通話の先順位

二二二

前条及び第三十六條の規定に従うことを条件として、官報は、発信人が請求したときは、他の電報に對して先順位を有する。同様に、官用電話の呼出し及び通話は、明示の請求があつたときは、可能な範圍で、他の電話の呼出し及び通話に對して先順位を与えられる。

二二三

第二十七條 暗語

二二三

1 官報及び局報は、すべての關係において暗語で記載することができる。
2 暗語による私報は、すべての國の間の通信に對して認められる。ただし、この種類の通信に對して暗語を認めないことを事務總局長を経由してあらかじめ通告した國については、この限りでない。

二二四

3 連合員で、暗語による私報が自國の領域において發着することを認めないものは、第二十条に規定する業務の停止の場合を除くは、暗語による私報の中継を認めなければならない。

二二五

第二十八條 料金及び料金の免除
電気通信の料金に關する規定については、この条約の附屬業務規則で定め

二二六

第二十九條 計算書の作成及び決済
國際計算の決済は、これに關して關係國政府が取極を締結した場合には、一般

の取引とみなし、關係國の一般の國際的義務に従つて行ふ。この種の取極がないとき、又は第三十一条に定める条件に従つて締結した特別取極がないときは、この計算の決済は、業務規則に従つて行ふ。

二二七

第三十條 貨幣單位
國際電気通信の料金の構成及び國際計算書の作成に用いる貨幣單位は、量目三十一分の十グラムであつて純分千分の九百である百サンチムの金フランとする。

二二八

第三十一條 特別取極
連合員は、自己のため並びに認められた私企業及び正当に許可された他の企業のため、連合員全般に關係しない電気通信の問題に對して特別取極を締結する権能を留保する。ただし、特別取極は、その実施によつて他國の無線通信業務に生じさせるおそれがある有害な通信に關する限り、この条約又は業務規則に抵触してはならない。

二二九

第三十二條 地域的會議、地域的取極及び地域的機關
連合員は、地域的に取扱うことができる電気通信の問題を解決するため、地域的會議を開催し、地域的取極を締結し及び地域的機關を設置する權利を留保する。地域的取極は、この条約に抵触してはならない。

第三章 無線通信に關する特別規定
第三十三條 無線周波数スペクトル及び対地静止衛星軌道の合理的の使用

二三〇

1 連合員は、使用する周波数の数及びスペクトル幅を必要業務の運用を十分に確保するために欠くことができない最小限度にとどめるよう努力する。

このため、連合員は、改良された最新の技術をできる限り速やかに適用するよう努力する。

一三一

2 連合員は、宇宙無線通信のための周波数帯の使用に當つては、無線周波数及び対地静止衛星軌道が有限な天然資源であること並びにそれが、國及び國の集合がその必要及び使用可能な技術的手段に應じかつ無線通信規則に従つてそれらを公平に使用することができるよう、能率的かつ經濟的に使用されなければならないことに留意する。

一三二

第三十四條 相互通信
1 移動業務の無線通信を行う局は、その通常の取扱範圍においては、採用する無線方式のいかなを問はず、相互に無線通信を交換しなければならない。

一三三

2 もつとも、科學の進歩を妨げないため、第一三二號の規定は、他の方式と通信することが不可能な無線方式を使用することを妨げるものではない。ただし、この不可能は、その無線方式の特質によるものでなければならず、單に相互通信を妨げるため採用する装置の結果であつてはならない。

一三四

3 第一三三號の規定にかかわらず、局は、その業務の目的によつて又は使用する方式に關係がない他の事情によつて決定される電気通信の制限國際業務に充てることができる。

一三五

第三十五條 有害な混信
1 すべての局は、その目的のいかなを問はず、他の連合員、認められた私企業及び無線通信業務を行うことを正当に許可されかつ無線通信規則に従つて運用される他の企業、無線通信又は無線業務に有害な混信を生じさせないよう

に設置し、及び運用しなければならない。

一三六

2 各連合員は、認められた私企業及び正当に許可された他の企業に第一三五號の規定を遵守させることを約束する。

一三七

3 連合員は、更に、すべての種類の電気機器及び電気設備の運用が第一三五號の無線通信又は無線業務に有害な混信を生じさせないように防ぐため、実行可能な措置をとることが望ましいことを認める。

一三八

第三十六條 遭難の呼出し及び通報
無線通信の局は、遭難の呼出し及び通報をいづれから發せられたかを問はず絶對的先順位において受理し、同様にその通報に應答し及び直ちに必要な措置をとる義務を負ふ。

一三九

第三十七條 虚偽の遭難信号、緊急信号、安全信号又は識別信号
連合員は、虚偽の遭難信号、緊急信号、安全信号又は識別信号の伝送又は流布を防ぐため有用な措置をとること並びにこれらの信号を發射する自國の局を通知し及び識別するため協力することを約束する。

一四〇

第三十八條 國防機關の設備
1 連合員は、その陸軍、海軍及び空軍の軍用無線設備について、完全な自由を保有する。

一四一

2 もつとも、1の設備は、遭難の場合において行ふ救助及び有害な混信を防ぐためにとる措置に關するこの条約の規定並びに使用する發射の型式及び周波数に關する業務規則の規定をその設備が行ふ業務の性質に従つてできる限り遵守しなければならない。

一四二

3 1の設備は、更に、公衆通信業務そ

の他業務規則によつて規律される業務に参加するときは、原則として、これらの業務に適用される規定に従わなければならない。

第四章 国際連合及び国際機関との関係

第三十九条 国際連合との関係

一四三 1 国際連合と国際電気通信連合との関係は、第三附属書に掲げるこれらの両機関の間で締結された協定で定める。

一四四 2 国際連合の電気通信運用機関は、1の協定第十六条の規定に従い、この条約及び業務規則に定める権利を有し、義務を負う。したがつて、この機関は、連合のすべての会議及び国際諮問委員会の会合に顧問的資格で出席する権利を有する。

第四十条 国際機関との関係

一四五 連合は、電気通信の分野における完全な国際的調整の実現に資するため、その利益及び活動に関係がある国際機関と協力する。

第五章 条約及び規則の適用

第四十一条 基本規定及び一般規則

一四六 第一部（基本規定、すなわち、第一部から第一七〇号まで）の規定と第二部（一般規則、すなわち、第二〇一号から第五七一号まで）の規定との間に矛盾がある場合には、第一部の規定が優先する。

第四十二条 業務規則

一四七 1 この条約は、電気通信の利用を規律し及びすべての連合員を拘束する業務規則によつて補充する。

一四八 2 第四十五条の規定に従つて行つたこの条約の批准又は第四十六條の規定に従つて行つたこの条約への加入は、その批准又は加入の時に効力を有する業務規則の受諾を含む。

一四九 3 連合員は、権限のある主管庁会議が

行つた業務規則の改正についての承認を事務総局長に通知しなければならない。事務総局長は、この承認の通知を受領することにより、これを連合員に通告する。

一五〇 4 この条約の規定と業務規則の規定との間に矛盾がある場合には、この条約が優先する。

一五一 第四十三条 現行の業務規則の効力 第四七号にいう業務規則は、この条約の署名の時に効力を有する業務規則とする。この規則は、この条約に附属するものとみなされ、第四四号の規定に従つて採択されることがある一部改正の場合を除いて、権限のある世界主管庁会議がこの条約に附属するものとしてこの規則に代えるため新たに作成する規則の効力発生時まで効力を有する。

一五二 第四十四条 条約及び規則の実施 1 連合員は、自己が設置し又は運用するすべての電気通信の局で、国際業務を行うもの又は他国の無線通信業務に有害な混信を生じさせるおそれがあるものについて、この条約及び業務規則に従つて義務を負う。ただし、第三十八條の規定によつてこれらの義務を免除される業務に関する場合は、この限りでない。

一五三 2 連合員は、また、電気通信の設置及び運用を許可された企業で、国際業務を行うもの又は他国の無線通信業務に有害な混信を生じさせるおそれがある局を運用するものにこの条約及び業務規則を遵守させるため、必要な措置をとらなければならない。

一五四 1 この条約は、各署名政府によつて各

自の国の現行の憲法上の規定に従つて

批准されなければならない。批准書は、外交上の手続により、かつ、連合の所在地がある国の政府の仲介により、事務総局長に送付するものとし、事務総局長は、これを連合員に通告する。

一五五 2 (1) この条約の効力発生の日から起算して二年の期間中、署名政府は、第一五四号の規定に従つて批准書を寄託していない場合にも、第八号から第一〇号までの規定において連合員に与えられる権利を有する。

一五六 (2) この条約の効力発生の日から起算して二年の期間の満了後は、第一五四号の規定に従つて批准書を寄託していない署名政府は、批准書を寄託しない限り、連合のいかなる会議、管理理事会のいかなる会期、連合の常設機関のいかなる会合又はこの条約に従つて行われる通信によるいかなる協議においても、投票する資格を有しない。この政府の投票権以外の権利は、害されない。

一五七 3 第五十二条の規定に従つてこの条約が効力を生じた後は、各批准書は、事務総局長に寄託した日に効力を生ずる。

一五八 4 一又は二以上の署名政府がこの条約を批准しない場合にも、この条約は、批准した政府については、その効力を妨げられない。

一五九 1 この条約に署名しなかつた国の政府は、第一條の規定に従うことを条件として、いつでもこれに加入することができる。

一六〇 2 加入書は、外交上の手続により、かつ、連合の所在地がある国の政府の仲介により、事務総局長に送付する。加入書は、別段の表示がない限り、その寄託の日に効力を生ずる。事務総局長は、連合員に対し、その加入を通告し、加入書の認証原本を送付する。

一六一 1 この条約を批准し又はこれに加入した連合員は、外交上の手続により、かつ、連合の所在地がある国の政府の仲介により事務総局長に於て通告によつてこの条約を廃棄する権利を有する。事務総局長は、これを他の連合員に通知する。

一六二 2 廃棄は、事務総局長が通告を受領した日から一年の期間が満了した時に効力を生ずる。

一六三 この条約は、締約政府間の関係においては、モントルー国際電気通信条約（千九百六十五年）を廃止し、これに代わる。

一六四 第四十九条 非締約国との関係 すべての連合員は、この条約の締約国でない国と電気通信を交換することを認める条件を定める権能を、自己のため及び認められた私企業のために留保する。非締約国から発する電気通信が連合員によつて受理されたときは、その通信は、伝送されなければならない。また、その通信が連合員の通信路を経由する限り、この条約及び業務規則の業務的規定並びに通常の料金の適用を受ける。

一六五 1 連合員は、この条約又は第四十二条にいう規則の解釈又は適用に関する問題の紛争を、外交上の手続、国際紛争の解決のため締結する二国間若しくは

昭和五十年四月二十四日 衆議院會議録第十八号 國際電気通信条約及び關係議定書の締結について承認を求めるの件及び同報告書

六一六

多数国間の条約で定める手続又は合意により定める他の方法によつて解決することができる。

一六六 2 1のいづれの解決方法も採用されなかつたときは、紛争当事者である連合員は、場合に依り、一般規則又は選択追加議定書に定める手続に従つて、その紛争を仲裁に付することができる。

第六章 定義

第五十一条 定義

文脈に矛盾を生じない限り、

(a) 第二附属書で定義する語は、同附属書において与えられる意義を有する。

(b) 第四十二条にいう規則で定義する他の語は、その規則において与えられる意義を有する。

第七章 最終規定

第五十二条 条約の効力発生及び登録に、批准書又は加入書を同日前に寄託した連合員の間に効力を生ずる。

連合の事務総局長は、國際連合憲章第百二条の規定に従つて、この条約を國際連合事務局に登録する。

第二部 一般規則

第八章 連合の運営

第五十三条 全権委員會議

1 (1) 全権委員會議は、定期的にかつ、通常五年ごとに招集する。

(2) 全権委員會議の期日及び場所は、実行可能なときは、前回の全権委員會議が定め、これが不可能なときは、連合員の過半数の同意を得て管理理事會が定める。

二〇三 2 (1) 次回の全権委員會議の期日及び場所又はこれらのいずれかは、次のいずれかの場合には、変更することができる。

(a) 連合員の少なくとも四分の一が事務総局長に対して個別に請求する場合

(b) 管理理事會が提議する場合

(2) (a)及び(b)のいずれの場合にも、新たな期日及び場所又はこれらのいずれかは、連合員の過半数の同意を得て定める。

第五十四条 主管庁會議

1 (1) 主管庁會議の議事日程は、管理理事會が、第二二五号の規定に従うことを条件として、世界主管庁會議については連合員の過半数、地域主管庁會議については關係地域の連合員の過半数の同意を得て定める。

(2) この議事日程には、全権委員會議が議事日程に掲げることとした問題を含める。

(3) 無線通信に関する世界主管庁會議は、その議事日程に、國際周波数登録委員會の活動について同委員會に与える指示及び同委員會の活動の審査をも含めることができる。

2 (1) 世界主管庁會議は、次のいずれかの場合に招集する。

(a) 全権委員會議が決定する場合。

(b) 管理理事會の承認を条件として、前回の世界主管庁會議が勧告する場合

(c) 連合員の少なくとも四分の一が事務総局長に対して個別に請求する場合

(d) 管理理事會が提議する場合

(2) 第二二〇号から第二二二号までに規定する場合及び、必要があるときは、第二二〇九号に規定する場合に

は、會議の期日及び場所は、第二二五号の規定に従うことを条件として、連合員の過半数の同意を得て管理理事會が定める。

(1) 地域主管庁會議は、次のいずれかの場合に招集する。

(a) 全権委員會議が決定する場合

(b) 管理理事會の承認を条件として、前回の世界主管庁會議又は地域主管庁會議が勧告する場合

(c) 關係地域に属する連合員の少なくとも四分の一が事務総局長に対して個別に請求する場合

(d) 管理理事會が提議する場合

(2) 第二二五号から第二二七号までに規定する場合及び、必要があるときは、第二二四号に規定する場合に

は、會議の期日及び場所は、第二二五号の規定に従うことを条件として、關係地域に属する連合員の過半数の同意を得て管理理事會が定める。

4 (1) 主管庁會議の議事日程、期日及び場所は、次のいずれかの場合には、変更することができる。

(a) 世界主管庁會議については連合員の少なくとも四分の一が、地域主管庁會議については關係地域に属する連合員の少なくとも四分の一が、それぞれ請求する場合。その請求は、事務総局長に個別に提出するものとし、事務総局長は、承認を得るため、これを管理理事會に提出する。

(b) 管理理事會が提議する場合

(2) 第二一九号及び第二二〇号に規定する場合には、提議された変更は、第二二五号の規定に従うことを条件

として、世界主管庁會議については連合員の過半数、地域主管庁會議については關係地域に属する連合員の過半数の同意を得ない限り、最終的に採択されない。

(1) 管理理事會は、有用と認めるときは、主管庁會議の本期に先立つて、その主管庁會議の業務の技術的基礎に関する提案を作成することを任務とする予備會合を開くことができる。

(2) (1)の予備會合の招集及び議事日程は、第二二五号の規定に従うことを条件として、世界主管庁會議については連合員の過半数、地域主管庁會議については關係地域に属する連合員の過半数によつて承認されなければならない。

(3) 主管庁會議の予備會合が別段の決定を行わない限り、予備會合が最終的に承認した本文は、報告書の形式で編纂し、この報告書は、予備會合が承認し、その議長が署名する。

6 第二二〇六号、第二二三号、第二二八号、第二二九号及び第二三三号に定める協議において、管理理事會が定める期間内に回答しない連合員は、この協議に参加しないものとみなし、したがつて、過半数の計算においては、考慮に入れない。受領した回答の数が協議を受けた連合員の数の二分の一を超えない場合には、新たな協議を行い、その結果は、投票総数のいかに問わず最終的なものとする。

第五十五条 管理理事會

1 (1) 管理理事會は、全権委員會議が選挙した連合員で構成する。

(2) 全権委員會議から全権委員會議ま

での間において管理理事会に欠員が生じた場合には、同一の地域に属する連合員で、前回の投票において当選しなかったもののうち最大の投票数を得たものが、権利として管理理事会の構成員となる。 (3) 次のいずれかの場合には、管理理事会に欠員が生じたものとする。 (a) 管理理事会の構成員が管理理事会の二回の年次会期に引き続き代表者を出席させなかった場合 (b) 連合員が管理理事会の構成員としての地位を放棄した場合	5 事務総局長及び事務総局次長、国際周波数登録委員会の議長及び副議長並びに国際諮問委員会の委員長は、権利として管理理事会の討議に参加する。ただし、投票には加わらない。もつとも、管理理事会は、その構成員のみに限定した会合を行うことができる。 6 事務総局長は、管理理事会の事務局長の職務を行う。 7 管理理事会は、会期においてのみ決定を行う。	職員及び連合の常設機関の専門事務局の職員の数及び等級を決定すること。 (c) 連合の事務上及び会計上の活動に必要なと認めるすべての規則並びに俸給、手当及び年金について共通制度を適用している国際連合及び専門機関の現行の例を考慮した事務規則を作成すること。 (d) 連合の事務の運営を監督すること。	3 専門職員及びこれよりも上位の職の勤務手当(選挙によつて任命される職の勤務手当を含む。)を、国際連合が連合の所在地について適用することを決定したものに依つて調整すること。 4 連合のすべての職員の手当を、国際連合の共通制度について行われるすべての修正に応じて調整すること。 5 連合及び職員が国際連合職員年金共同基金に対して支払う掛金を同基金の合同委員会の決定に応じて調整すること。 6 国際連合における例に倣つて、連合の職員保険基金の受給者に支払う物価騰貴手当を調整すること。
2 管理理事会の構成員により管理理事会に参加するために任命される者は、できる限り、その電気通信主管庁の職員である者又はその電気通信主管庁に対し若しくはこれに代わつて直接に責任を負う者とする。この者は、電気通信業務の経験がある適任者でなければならぬ。	8 管理理事会の各構成員の代表者は、第二六号から第二八号までに掲げる連合の常設機関のすべての会合にオブザーバーとして出席する権利を有する。	(e) 全権委員会が定める経費の限度額を考慮し、かつ、できる限りの節減を行うことを旨として、他方、会議及び常設機関の作業計画を通じてできる限り速やかに満足すべき結果を得ることが連合の責務であることに留意して、連合の年次予算を審査し及び決定すること。その際、管理理事会は、第二八六号に規定する作業計画及び第二八七号に規定する費用便益分析を考慮に入れる。	(h) 第五十三条及び前条の規定に従つて、連合の全権委員会及び主管庁会議の招集に必要な措置をとること。 (i) 有用と認める意見を全権委員会に提出すること。 (j) 常設機関の作業計画及びその進展並びに運営方法(会合日程を含む。)を審査し及び調整し、並びに適当な措置をとること。
3 管理理事会は、各年次会期の初めに、その議長及び副議長を選挙する。議長及び副議長は、次の年次会期の開会までその職にとどまるものとし、再選されることが出来る。議長が不在のときは、副議長がこれに代わる。 4 (1) 管理理事会は、連合の所在地において、年次会期として会合する。 (2) 管理理事会は、年次会期中、例外として追加の会期を開催することを決定することができる。	9 管理理事会の各構成員の代表者が管理理事会の会期においてその職務を行うために要する旅費及び滞在費に限り、連合が負担する。 10 管理理事会は、この条約に定める任務を履行するため、特に次のことを行う。 (a) 全権委員会から全権委員会議までの間において、第三十九条及び第四十条に規定するすべての国際機関との調整を確保すること。このため、管理理事会は、第四十条に規定する国際機関と、また、国際連合と国際電気通信連合との間の協定を適用して国際連合と、暫定的協定を連合に代わつて締結する。これらの暫定的協定は、第三十九号の規定に従つて次の全権委員会に提出しななければならない。	(f) 事務総局長が作成する連合の会計計算書を毎年検査するため必要なすべての措置をとり、適当な場合には、次の全権委員会に提出するためこの計算書を承認すること。 (g) 必要があるときは、次のことを行うこと。 1 専門職員及びこれよりも上位の職の職員の基準俸給表を、これらに相当する職員の職種について国際連合が共通制度において定める基準俸給表に一致させるように調整すること。ただし、選挙によつて任命される職の俸給を除く。	(k) 第五十九号又は第六〇号の状態において事務総局長又は事務総局次長の職が空席となつた場合には、その空席が通常会期の前九十日以内に生じたときは通常会期において、第五十九号又は第六〇号に規定する期間内に議長が管理理事会を招集したときはその会期において、これを補充する
2 管理理事会の構成員が管理理事会の二回の年次会期に引き続き代表者を出席させなかった場合	10 管理理事会は、この条約に定める任務を履行するため、特に次のことを行う。	2 一般職の職員の基準俸給表を、国際連合及び専門機関が連合の所	2 一般職の職員の基準俸給表を、国際連合及び専門機関が連合の所
2 管理理事会の構成員が管理理事会の二回の年次会期に引き続き代表者を出席させなかった場合	10 管理理事会は、この条約に定める任務を履行するため、特に次のことを行う。	2 一般職の職員の基準俸給表を、国際連合及び専門機関が連合の所	2 一般職の職員の基準俸給表を、国際連合及び専門機関が連合の所
2 管理理事会の構成員が管理理事会の二回の年次会期に引き続き代表者を出席させなかった場合	10 管理理事会は、この条約に定める任務を履行するため、特に次のことを行う。	2 一般職の職員の基準俸給表を、国際連合及び専門機関が連合の所	2 一般職の職員の基準俸給表を、国際連合及び専門機関が連合の所

こと。

二五六

(l) 國際諮問委員会の委員長の職が空席となつた場合には、その空席が生じた日の後の最初の通常会期においてこれを補充すること。このようにして選出された委員長は、第三〇五号に規定するところにより次回の総会までその職にとどまるものとし、この職に対する被選挙資格を有する。

二五七

(m) 國際周波数登録委員会の委員の職が空席となつた場合には、第二九七号に規定する手続に従つてこれを補充すること。

二五八

(n) この条約に定めるその他の職務並びに、この条約及び業務規則の範圍内において、連合の良好な管理又はその常設機関のそれぞれの良好な管理に必要と認められるすべての職務を行うこと。

二五九

(o) この条約、業務規則及びそれらの附屬書に規定されておらず、かつ、次の権限のある会議まで解決を待つことができない問題を暫定的に処理するため、連合員の過半数の同意を得て必要な措置をとること。

二六〇

(p) 前回の全権委員會議以後の連合のすべての機関の活動に関する報告を提出すること。

二六一

(q) 各会期の後でできる限り速やかに、業務の概要記録及び有用と認めるすべての文書を連合員に送付すること。

二六二

第五十六条 事務総局
1 事務総局長は、次のことを行う。
(a) 連合の職員、財源その他の資源の最も効果的かつ経済的な活用を確保するため、第八〇号に規定する調整

委員会の助言及び援助を得て、連合の他の常設機関の活動を調整すること。

二六三

(b) 全権委員會議が与える指示及び管理理事会が定める規則に従つて、事務総局の業務を組織し、及び事務総局の職員を任命すること。

二六四

(c) 常設機関の専門事務局の設置に関する事務的措置をとり、及び常設機関の長の選定に基づいてこれと合意の上専門事務局の職員を任命すること。任免の最終の決定は、事務総局長が行う。

二六五

(d) 國際連合及び専門機関の決定で共通制度の勤務、手当及び年金の条件に影響を及ぼすものを管理理事会に報告すること。

二六六

(e) 管理理事会が承認する事務規則及び会計規則の適用を確保すること。

二六七

(f) 連合の機関に対して法律上の助言を与えること。

二六八

(g) 職員之最も有効な活用及び共通制度の勤務条件の職員への適用を確保するため、連合の本部職員に対して管理運営上の監督を行うこと。國際諮問委員会の委員長を直接補佐するために任命される職員及び國際周波数登録委員会を直接補佐するために任命される職員は、管理理事会及び事務総局長の一般的な事務上の指示に従つて上司の直接の指揮の下に執行する。

二六九

(h) 連合の全般的な利益のため、國際周波数登録委員会の議長又は關係諮問委員会の委員長と協議して、連合の本部における事務量の變動に應じて職員を他の職務に臨時に配置すること。事務総局長は、その臨時の配

置及びそれから生ずる會計上の影響について管理理事会に報告する。

二七〇

(i) 連合の會議の前後において事務局としての事務を行うこと。

二七一

(j) 必要があるときは招聘政府と協力して、連合の會議の事務局を設置し、及び連合の各常設機関の會合の開催に必要な役務(必要と認める範圍で、第二六九号の規定に従つて連合の職員を臨時に配置することを含む。)を關係常設機関の長と協力して提供すること。事務総局長は、請求があるときは、契約によつて、電気通信に関する他のすべての會合の事務局を設置することができ。

二七二

(k) 連合の常設機関又は主管庁が提供する資料によつて作成する正式の記録(登録原簿その他國際周波数登録委員会の任務に關係がある不可欠な記録を除く。)を常時整備しておくこと。

二七三

(l) 連合の常設機関の主要な報告並びに國際電気通信業務の利用に関する意見及びその意見に由来する運用上の指示を発表すること。

二七四

(m) 電気通信に関する國際的な及び地域的な協定の締結国から通報されるこれらの協定を発表し、それらに関する文書を常時整備しておくこと。

二七五

(n) 國際周波数登録委員会の技術基準並びに同委員会がその任務として作成する周波数の割当て及び利用に関する他の資料を発表すること。

二七六

(o) 必要があるときは連合の他の常設機関の援助を得て、次のものを作成し、発表し及び常時整備しておくこと。
1 連合の構成及び組織を示す文書
2 業務規則に規定する連合の一般

統計及び正式の業務書類
3 會議又は管理理事会の指示によつて作成するその他のすべての文書

二七八

(p) 全世界における電気通信に関する国内及び國際の資料を収集して適当な形式によつて発表すること。

二七九

(q) 連合の他の常設機関と協力して、開發途上にある國の電気通信網の改善を援助するため、これらの國にとつて特に有用と認められる技術及び業務に関する情報を収集して発表すること。また、國際連合の主權する國際的計画が提供する可能性についてこれらの國の注意を促すこと。

二八〇

(r) 電気通信業務の最高の能率、特に、混信を減少するため無線周波数の最良の利用を確保する目的をもつて、技術的手段の実施に關して連合員にとつて有用なすべての情報を収集して発表すること。

二八一

(s) 収集された情報又は利用することができ得る情報(他の國際機關から収集することができ得るものを含む。)により、電気通信に関する一般の情報及び資料の雜誌を定期的に刊行すること。

二八二

(t) 關係國際諮問委員会の委員長又は、適当な場合には、國際周波数登録委員会の議長と協議して、連合のすべての刊行物の形式及び体裁を、その性格及び内容並びに最も適当かつ経済的な刊行方法を考慮して決定すること。

二八三

(u) 発表された文書を適当な時期に配布するよう必要な措置をとること。

二八四

(v) できる限りの節減を行つた後、年次予算案を作成して管理理事会に提

二八五

出すること。この予算案は、管理理事会の承認を得た後、すべての連合員に情報として送付する。

二八六 (w) 管理理事会の指示に従つて、連合の本部における主要な活動に関する将来の作業計画を作成して管理理事会に提出すること。

二八七 (x) 管理理事会が適当と認める範囲で、連合の本部における主要な活動の費用便益分析を作成して管理理事会に提出すること。

二八八 (y) 管理理事会に毎年提出する会計報告及び各全権委員会議直前までの総合的計算書を作成すること。これらの報告及び計算書は、管理理事会の検査及び承認を得た後、連合員に通報し、並びに審査及び最終的承認を受けるため次回の全権委員会議に提出する。

二八九 (z) 連合の活動に関する年次報告を作成し、管理理事会の承認を得た後、すべての連合員に送付すること。

二九〇 (aa) その他連合のすべての事務局的職務を行うこと。

二九一 2 事務総局長又は事務総局次長は、国際諮問委員会の総会及び連合のすべての会議に顧問的資格で出席することができる。事務総局長又はその代理は、連合の他のすべての会合に顧問的資格で参加することができる。管理理事会の会合への参加については、第二三五号に定めるところによる。

二九二 第五十七条 国際周波数登録委員会
1 (1) 国際周波数登録委員会の委員は、無線通信の分野において十分な技術的能力を有し、かつ、周波数の割当て及び利用について実務上の経験を有する者でなければならない。

二九三 (2) 各委員は、また、第六七号の規定によつて国際周波数登録委員会が取り扱う問題を一層理解することができよう、世界の特定の地域の地理的、経済的及び人口の事情に精通していなければならない。

二九四 2 (1) 選挙の手續は、第六三三号に定めるところに従つて、選挙に責任を有する会議が定める。

二九五 (2) 在任中の委員は、各選挙において、自己の属する国により候補者として再び指名されることが出来る。

二九六 (3) 委員は、委員を選挙した全権委員会議が定める日に就任する。委員は、通常、その後任者を選挙する会議が定める日までその職にとどまる。

二九七 (4) 委員を選挙する全権委員会議から委員を選挙する全権委員会議までの間において、選挙された委員が辞職し、職務を放棄し又は死亡した場合、は、関係地域の連合員が管理理事会の次の年次会期における後任者の選挙のための候補者を指名することを要請するよう事務総局長に請求する。もつとも、空席が管理理事会の会期の前九十日を超えて生ずる場合には、その委員の属する国は、その国の国民である後任者をできる限り速やかに、かつ、九十日以内に指名する。この後任者は、管理理事会が選挙する新しい委員が就任するまでその職にとどまるものとし、管理理事会による選挙に対する候補者として推薦されることが出来る。

二九八 (5) 国際周波数登録委員会の能率的な運営を確保するため、自国民が委員

に選挙されている国は、委員を選挙する全権委員会議から委員を選挙する全権委員会議までの間において、自国民である委員を召還することをできる限り慎まなければならない。

二九九 3 (1) 国際周波数登録委員会の運営方法は、無線通信規則で定める。

三〇〇 (2) 委員は、議長及び副議長を互選する。議長及び副議長は、一年間その職務を行う。その後は、一年ごとに議長が議長職を継ぎ、新たに副議長が選挙される。

三〇一 (3) 国際周波数登録委員会は、専門事務局によつて補佐される。

三〇二 4 委員は、職務の遂行に関し、いかなる政府若しくはその職員又はいかなる公私の機関若しくは人からも指示を求め又は受けてはならない。更に、各連合員は、国際周波数登録委員会及びその委員の職務の国際的性質を尊重しなければならない。また、いかなる場合にも、これらの委員がその職務を遂行するに当たつて、これらの者を左右しようとはしてはならない。

三〇三 第五十八条 国際諮問委員会
1 各国諮問委員会の運営は、次のものによつて行ふ。

三〇四 (a) 総会 総会は、三年ごとに会合することが望ましい。総会は、関係世界主管庁会議が招請されたときは、可能な限り、この会議の少なくとも八箇月前に会合する。

三〇五 (b) 研究委員会 研究委員会は、検討すべき問題を取り扱うため総会が設ける。

選挙する。委員長は、その後の各総会で再選されることが出来るものとす。再選された場合には、次の総会までの期間(通常三年間)その職にとどまる。不測の事情により委員長の職が空席となつた場合には、次会の総会が新たな委員長を選挙する。

三〇六 (d) 専門事務局 専門事務局は、委員長を補佐する。

三〇七 (e) 研究所又は技術的施設 これらは、連合が設ける。

三〇八 2 (1) 各国諮問委員会が研究し及び意見を表明すべき問題は、その総会が自ら研究に付することを決定した問題及び総会から総会までの間において少なくとも二十の連合員が研究に付することを通信によつて請求し若しくは承認した問題のほか、全権委員会議、主管庁会議、管理理事会、他の国際諮問委員会又は国際周波数登録委員会によつて付託される問題とする。

三〇九 (2) 各国諮問委員会は、また、関係国の請求に基づき、その国内電気通信の問題について研究し、及び助言を与えることができる。この問題の研究は、第三〇八号の規定に従つて行われなければならない。

三一一 第五十九条 調整委員会
1 (1) 調整委員会は、第二八二号、第二八五号、第二八八号及び第二八九号の規定に基づいて事務総局長に課される任務の遂行を補佐する。

第三十号条及び第四十号条に規定するすべての国際機関の会議に代表者を出席させることについて、これらの国際機関との調整を確保する。

昭和五十年四月二十四日 衆議院會議録第十八号 國際電氣通信條約及び關係議定書の締結について承認を求めるの件及び同報告書

六二〇

- | | | | |
|-----|---|-----|---|
| 三二二 | (3) 調整委員会は、技術協力の分野における連合の活動の結果を審査し、事務総局長を通じて管理理事会に勧告を提出する。 | 三二二 | 又は管理理事会の提議により、国際連合の専門機関及び国際原子力機関に対し、相互主義に基づいて、顧問的資格で会議に参加するためオブザーバーを派遣するよう招請することができる。 |
| 三二三 | 2 調整委員会は、全会一致の合意により結論に達するように努めなければならない。もつとも、事務総局長は、審議中の問題の決定を管理理事会の次の会期まで待つことができないと認めるときは、調整委員会の他の二以上の構成員の支持がなくても決定を行うことができる。この場合においては、事務総局長は、当該問題について、その決定を行った理由及び調整委員会の他の構成員が表明した書面による意見を付して、管理理事会の構成員に書面で速やかに報告する。 | 三三〇 | 5 (1) 連合員の回答は、会議の開会の遅くとも一箇月前に招請政府に到着しなければならない。この回答は、代表団の構成に関するすべての事項をできる限り示さなければならない。 |
| 三二四 | 3 調整委員会は、その議長の招集によつて、通常少なくとも毎月一回会合する。 | 三三一 | (2) (1)の回答は、招請政府に対して直接に又は事務総局長若しくは他の政府の仲介により行うことができる。 |
| 三二五 | 第九章 会議に関する総則 | 三三二 | 6 連合の常設機関は、その機関の権限内の問題を会議が取り扱うときは、顧問的資格で会議に代表者を出席させる権利を有する。必要がある場合には、会議は、これに代表者を出席させることを必要と認めなかつた機関を招請することができる。 |
| 三二六 | 第六十条 招請政府がある全権委員会議への招請及び参加の承認 | 三三三 | 7 次の者は、全権委員会議に参加することを認められる。 |
| 三二七 | 1 招請政府は、管理理事会と合意の上、会議の確定期日及び正確な場所を定める。 | 三三四 | (a) 第二附属書に定義する代表団 |
| 三二八 | 2 (1) 招請政府は、この期日の一年前に、各連合員の政府に招請状を発する。 | 三三五 | (b) 国際連合のオブザーバー |
| 三二九 | 3 事務総局長は、第三十九条の規定に従つて国際連合に招請状を発し、及び、要請があるときは、第三十二条にいう電気通信に関する地域的機関に招請状を発する。 | 三三六 | (c) 第三一八号の規定に従つて招請される電気通信に関する地域的機関のオブザーバー |
| 三三〇 | 4 招請政府は、管理理事会と合意の上 | 三三七 | (d) 第三一九号の規定に従つて招請される専門機関及び国際原子力機関のオブザーバー |
| 三三一 | | 三三八 | (e) 第三二〇号から第三三二号までの規定に従つて認められる国際機関のオブザーバー |
| 三三二 | | 三三九 | (f) 認められた私企業の代表者で、その属する連合員によつて正当に許可されるもの |
| 三三三 | | 三四〇 | (g) 第三三二号に定める条件に従つて招請される連合の常設機関 |
| 三三四 | | 三四一 | 第六十二条 連合員の請求又は管理理事会の提議による世界主管庁会議の招請に関する手続 |
| 三三五 | | 三四二 | 1 世界主管庁会議の招請を希望する連合員は、その旨を、会議の議事日程、場所及び期日に関する提議とともに、事務総局長に通知する。 |
| 三三六 | | 三四三 | 2 事務総局長は、連合員の少なくとも四分の一から一致した請求を受けたときは、その請求を電報によつてすべての連合員に通知し、この提議を受諾するかどうかを六週間以内に表明するよう連合員に要請する。 |
| 三三七 | | 三四四 | 3 第三二五号の規定に従つて決定される連合員の過半数がこの提議の全体に賛成することを表明するとき、すなわち、提議された会合の議事日程、期日及び場所をすべて受諾するときは、事務総局長は、その旨を電報回章によつてすべての連合員に通知する。 |
| 三三八 | | 三四五 | 4 (1) 受諾された提議が連合の所在地以外において会議を開催しようとするものであるときは、事務総局長は、関係国の政府に対し、招請政府となることを受諾するかどうかを照会する。 |
| 三三九 | | 三四六 | (2) (1)の照会に対し肯定の回答がなされた場合には、事務総局長は、(1)の政府と合意の上、会議の会合に必要な措置をとる。 |
| 三四〇 | | 三四七 | (3) (1)の照会に対し否定の回答がなされた場合には、事務総局長は、会議の招集を請求した連合員に対し、会合の場所について新たな提議を行うよう要請する。 |
| 三四一 | | | 5 受諾された提議が連合の所在地において会議を開催しようとするものであるときは、第六十四条の規定を適用する。 |
| 三四二 | | | 6 (1) 提議の全体（議事日程、場所及び期日）が第三二五号の規定に従つて決定される連合員の過半数によつて受諾されないときは、事務総局長は、受領した回答を連合員に通知し、異議が生じた事項につき六週間 |

三三八 (1) 以内に最終的に意思を表明するよう連合員に要請する。

三三九 7 (2) (1)の事項は、第二二五号の規定に従つて決定される連合員の過半数が承認したときは、採択されたものとする。

三四〇 1 から6までの手続は、管理理事会が世界主管庁会議の招集の提議を提出した場合に準用する。

三五一 第六十三条 連合員の請求又は管理理事会の提議による地域主管庁会議の招集に関する手続

三五一 地域主管庁会議の場合には、前条に定める手続を、関係地域の連合員についてのみ準用する。会議の招集が当該地域の連合員の発議によつて行われるときは、事務総局長がこの地域の連合員の四分の一から一致した請求を受けることで足りる。

三五一 第六十四条 招請政府がない会議に関する規定

三五一 招請政府がない会議を開催しなければならぬときは、第六十条及び第六十一条の規定を準用する。事務総局長は、スイス連邦政府と合意した上で、連合の所在地において会議を招集し及び組織するため、必要な措置をとる。

三五一 第六十五条 すべての会議に共通の規定 (会議の期日又は場所の変更)

三五一 1 第六十二条及び第六十三条の規定は、連合員の請求又は管理理事会の提議によつて会議の期日及び場所又はこれらのいずれかを変更する場合に準用する。ただし、この変更は、第二二五号の規定に従つて決定される関係連合員の過半数が賛成の意思を表明した場合に限り行うことができる。

三三三 2 会議の期日又は場所の変更を提議する連合員は、必要な数の他の連合員の支持を得なければならない。

三三四 3 事務総局長は、必要があるときは、場所又は期日の変更から生ずることがある会計上の影響 (例えば、当初定められた場所における会議の会合を準備するため支出が行われた場合における影響) を第三四一号に規定する通知で通報する。

三三五 第六十六条 会議に対する提案の提出の期限及び方法

三三五 1 事務総局長は、招請状が発送された後直ちに、連合員に対し、会議の業務に関する提案を四箇月以内に事務総局長に送付するよう要請する。

三五六 2 提案でその採用が条約又は業務規則の改正を要するものには、その改正を必要とする部分番号によつて表示する参照を付さなければならない。この提案は、いかなる場合にも、その理由をできる限り簡略に示さなければならない。

三五七 3 事務総局長は、提案を受領することになり、これをすべての連合員に通知する。

三五八 4 事務総局長は、主管庁及び国際諮問委員会の総会から受領した提案を集めて整理し、会議の開会の少なくとも三箇月前に連合員に通知する。事務総局長、国際諮問委員会の委員長及び国際周波数登録委員会の委員は、提案を提出する権限を有しない。

三三九 第六十七条 会議に対する代表団の委任状

三三九 1 連合員が会議に派遣する代表団は、第三六〇号から第三六六号までの規定に従つて正当に委任されていなければならない。

三六〇 2 (1) 全権委員会に対する代表団は、国の元首、政府の首長又は外務大臣が署名した文書によつて委任される。

三六一 (2) 主管庁会議に対する代表団は、国の元首、政府の首長、外務大臣又は会議において取り扱われる問題に關して権限を有する大臣が署名した文書によつて委任される。

三六二 (3) 第三六〇号又は第三六一号に規定する当局の一による確認を最終文書の署名前に受けることを条件として、代表団は、会議が開催される国の政府に対して派遣されている自国の外交使節団の長又は、会議が開催される国が連合の所在地のある国である場合には、国際連合ジュネーヴ事務局に対して派遣されている自国の常駐代表団の長によつて臨時に委任されることが出来る。

三六三 3 委任状は、第三六〇号から第三六二号までに規定する当局の一が署名し、かつ、次の基準の一に適合する場合に受領される。

三六四 代表団に全権を与えること。

三六五 代表団に政府を代表する権限を無制限に与えること。

三六六 代表団又はその特定の構成員に最終文書に署名する権限を与えること。

三六七 4 (1) 本会議によつて委任状が正規のものであると認められた代表団は、関係連合員の投票権を行使し、かつ最終文書に署名する権限を有する。

三六八 (2) 本会議によつて委任状が正規のものであると認められなかつた代表団は、その状態が是正されない限り、投票権を行使し、かつ最終文書に署名

三六九 5 する権限を有しない。

三六九 委任状は、できる限り速やかに会議の事務局に寄託しなければならない。委任状の審査は、特別の委員会に付託する。この委員会は、その結論に關する報告を本会議が定める期間内に本会議に提出する。連合員の代表団は、本会議がこれについて決定を行うまでの間、業務に参加し、かつ関係連合員の投票権を行使する権限を有する。

三七〇 6 連合員は、原則として、連合の会議に自己の代表団を派遣するように努めなければならない。もつとも、連合員は、例外的理由によつて自己の代表団を派遣することができないときは、他の連合員の代表団に自己に代わつて投票し、かつ署名する権限を与えることができる。この権限の委任は、第三六〇号又は第三六一号に規定する当局の一が署名した文書によつて行わなければならない。

三七二 7 投票権を有する代表団は、自己が出席することができない場合における投票権の行使を、投票権を有する他の代表団に委任することが出来る。この場合には、代表団は、十分な余裕をもつて、かつ、文書により、会議の議長にその旨を通知しなければならない。

三七三 8 代表団は、一個を超える代理投票権を行使することができない。

三七四 9 電報による委任状及び代理権に係る電報による委任状は、認めない。もつとも、委任状の問題について会議の議長又は事務局が行う照会に対する電報による回答は、認められる。

三七五 第十章 国際諮問委員会に関する総則

三七六 第六十八条 参加の条件

三七七 1 第七三号及び第七四号に規定する国

三七八

昭和五十年四月二十四日 衆議院會議録第十八号 國際電気通信条約及び關係議定書の締結について承認を求めるの件及び同報告書

國際諮問委員会の構成員は、關係國際諮問委員会のすべての活動に参加することとができる。

三七五 2 (1) 認められた私企業が、これを認め

た委員会の業務への参加の最初の請求は、事務総局長に於てのものであり、事務総局長は、これをすべての連合員及び關係國際諮問委員会の委員長に通報する。認められた私企業が、この請求は、その私企業を認めた連合員が承認したものでなければならぬ。

は、認められた私企業に対し、その請求に關しとられた措置について通報する。

三七六

(2) 認められた私企業は、これを認めた連合員が、その私企業が当該連合員に代わつて行動することを許可する旨を個々の場合に關係國際諮問委員会に通報しない限り、その連合員に代わつて行動することができない。

三七七

3 (1) 國際機關及び第三十二条にいう電気通信に關する地域的機關で、その業務を連合の業務と調整しかつこれと關係がある活動を行うものは、顧問的資格で國際諮問委員会の業務に参加することを認められる。

三七八

(2) 國際機關又は第三十二条にいう電気通信に關する地域的機關が行う國際諮問委員会の業務への参加の最初の請求は、事務総局長に於てのものであり、事務総局長は、これを電報によつてすべての連合員に通報し、及び連合員に対してこの請求の受諾について意思を表明するよう要請する。一箇月の期間内に到着した連合員の回答の過半数が賛成であるとき

は、この請求は、受諾される。事務総局長は、協議の結果をすべての連合員及び關係國際諮問委員会の委員長に通報する。

三七九

4 (1) 學術団体又は工業団体で、電気通信の問題の研究又は電気通信業務用の器材の研究若しくは製作に従事するものは、關係国の主管庁の承認を条件として、國際諮問委員会の研究委員会の会合に顧問的資格で参加することを認められる。

三八〇

(2) 學術団体又は工業団体が、關係國際諮問委員会の研究委員会の会合への参加の最初の請求は、事務総局長に於てのものであり、事務総局長は、これをすべての連合員及び關係國際諮問委員会の委員長に通報する。この請求は、關係国の主管庁が承認したものでなければならぬ。關係國際諮問委員会の委員長は、學術団体又は工業団体に對し、その請求に關しとられた措置について通報する。

三八一

5 認められた私企業、國際機關、電気通信に關する地域的機關又は學術団体若しくは工業団体で、國際諮問委員会の業務に参加することを認められたものは、事務総局長に於て通告によつてその参加を終止する権利を有する。この終止は、事務総局長が通告を受領した日から一年の期間が満了した時に効力を生ずる。

三八二

第六十九条 總會の任務
(a) 研究委員会の報告を審査し、及びこれらの報告中の意見案を承認し、修正し又は否決すること。
(b) 研究中の問題についてその研究を続行すべきかどうかを審査し、及び第三

三八三

〇八号の規定に従つて研究に付される新たな問題の表を作成すること。新たな問題の決定に当たつては、總會は、その研究が原則として總會から總會までの期間の二倍の期間の間に完了すべきであることに留意する。

三八四

(c) 第三八三号に規定する研究のための作業計画を承認し、その研究の順序を、その重要性、優先性及び緊急性に応じて決定すること。

三八五

(d) 第三八四号の規定に基づいて承認された作業計画を考慮して、現在の研究委員会を存置すべきか廃止すべきか及び新たな研究委員会を設置すべきかどうかを決定すること。

三八六

(e) 研究すべき問題を研究委員会に割り当てること。

三八七

(f) 前回の總會の会合以後の國際諮問委員会の業務に關する委員長の報告を審査し及び承認すること。

三八八

(g) 適當と認めるときは、管理理事会に提出するため、第四一六号の規定に従つて委員長が提出する次の總會までの國際諮問委員会の会計上の要求に關する見積書を承認すること。

三八九

(h) 第十一條及びこの章の規定の範圍内で必要と認めるその他の問題を審査すること。

三九〇

3 國際諮問委員会の總會の各会合においては、会合が開催される国の代表団の長又は、会合が連合の所在地において開催されるときは、總會で選舉された議長となる。議長は、總會で選舉された副議長によつて補佐される。

三九一

4 事務総局長は、關係國際諮問委員会の委員長と合意の上、總會及び研究委員会の会合のため、必要な事務上及び会計上の措置をとる。

三九二

第七十一条 總會における用語及び投票權

三九三

1 (1) 總會の用語は、第十六條及び第七十八條に定める用語とする。

三九四

(2) 研究委員会の準備文書、總會の文書及び議事録並びに總會の閉会後に國際諮問委員会が公表する文書は、連合の三の業務用語で作成する。

三九五

2 國際諮問委員会の總會の会合において投票を許される連合員は、第九號及び第一五五號にいう連合員とする。もつとも、連合員が主管庁によつて代表されていなくときは、その連合員の認められた私企業の代表者は、第三七六號の規定に従うことを条件として、その数を問はず全体で単に一個の投票權を有する。

三九六

3 権限の委任に關する第三七〇號から第三七三號までの規定は、總會に準用する。

三九七

第六十二

で、研究委員会の業務への参加を希望するものは、その旨を総会中又は総会の閉会後、関係国際諮問委員会の委員長に通知する。

三九九 2 更に、第三七九号及び第三八〇号の規定に従うことを条件として、学術団体又は工業団体の専門家は、研究委員会の会合に顧問的資格で参加することを認められる。

四〇〇 3 総会は、通常、各研究委員会を主宰すべき一人の主任報告者及び副主任報告者を任命する。研究委員会の業務量の上で必要なときは、総会は、その研究委員会に必要と認める追加の副主任報告者を任命する。総会の会合から総会の会合までの間において、主任報告者がその職務を行うことができなくなり、かつ、副主任報告者が一人のみ任命されているときは、この副主任報告者がその地位につくものとする。総会の会合が二人以上の副主任報告者を任命している研究委員会については、その研究委員会は、次の会合において、これらの副主任報告者の中から新たな主任報告者を、また、必要なときは、研究委員会の構成員の中から新たな副主任報告者を選挙する。研究委員会は、同様に、この期間中に副主任報告者がその職務を行うことができなくなつたときは、新たな副主任報告者を選挙する。

四〇一 第七十三条 研究委員会の業務の処理
1 研究委員会に付託された問題は、できる限り、通信によつて処理する。
四〇二 2 (1) もつとも、総会は、多くの問題を一括して処理するために必要と認められる研究委員会の会合の開催に関し、有用な指示を与えることができ

る。

四〇三 (2) 研究委員会は、原則として、総会から総会までの間において、総会の前の最終会合を含め三回以上会合しないものとする。

四〇四 (3) 更に、研究委員会の主任報告者は、総会の閉会後、通信によつて処理することができなかつた問題を口頭で討議するため、総会で定められなかつた研究委員会の会合が必要であると認めるときは、自国の主管庁の承認を得て、かつ、関係国際諮問委員会の委員長及び当該研究委員会の構成員と協議した上で、経費を最小限度にとどめることが必要であることを考慮して、適当な場所における会合を提議することができ、
四〇五 3 総会は、必要があるときは、複数の研究委員会からの専門家の参加を必要とする問題の研究を行うための合同作業部会を設けることができる。

四〇六 4 国際諮問委員会の委員長は、事務総局長と協議した上で、かつ、各種の関係研究委員会の主任報告者と合意の上で、同一の期間中に同一の場所で開催すべき一群の研究委員会の会合に関する一般的計画を作成する。
四〇七 5 国際諮問委員会の委員長は、参加した主管庁、国際諮問委員会の認められた私企業並びに必要なときは参加した国際機関及び電気通信に関する地域の機関に対し、研究委員会の最終報告を送付する。これらの報告は、できる限り速やかに、かつ、いかなる場合にも次の総会の期日の少なくとも一箇月前に到着するように送付する。この規定は、研究委員会の会合を総会の会合の直前に限り適用しない。こ

の条件に従つて送付される報告の対象とならなかつた問題は、総会の議事日程に掲げることができない。
第七十四条 委員長の任務及び専門事務局

四〇八 1 (1) 国際諮問委員会の委員長は、総会及び研究委員会の業務を調整する。委員長は、国際諮問委員会の業務を組織することについて責任を負う。

四〇九 (2) 委員長は、国際諮問委員会の文書について責任を負うものとし、事務総局長と協力して、これを連合の業務用語で発表するために必要な措置をとる。

四一〇 (3) 委員長は、その直接の指揮の下に国際諮問委員会の業務を組織するために執務する専門職員から成る事務局によつて補佐される。

四一一 (4) 国際諮問委員会の専門事務局、研究所及び技術的施設の職員は、第二六八号の規定に従つて事務総局長の管理上の監督に服する。

四一二 2 委員長は、全権委員会又は管理理事會が承認した予算の範囲内で、専門事務局の技術職員及び事務職員を選定する。この技術職員及び事務職員の任命は、事務総局長が委員長と合意の上で行う。任免の最終の決定は、事務総局長が行う。

四一三 3 委員長は、総会及び研究委員会の討議に権利として顧問的資格で参加する。委員長は、第三九三号に規定するものを除くほか、総会及び研究委員会の会合の準備に関するすべての措置をとる。

四一四 4 委員長は、総会に提出する報告において、前回の総会の会合以後の国際諮問委員会の活動を報告する。この報告

は、承認を得た後、管理理事会に提出するため事務総局長に送付する。

四一五 5 委員長は、前年中の国際諮問委員会の活動に関する報告を、管理理事会及び連合員に知らせるため管理理事会の年次会期に提出する。

四一六 6 委員長は、次の総会までの国際諮問委員会の会計上の要求に関する見積書について、事務総局長と協議の上、総会の承認を求める。この見積書は、承認を得た後、管理理事会に提出するため事務総局長に送付する。

四一七 7 委員長は、翌年度の国際諮問委員会の経費の見積書を、事務総局長が連合の年次予算案に含めるように、総会が承認した国際諮問委員会の会計上の要求に関する見積書に基づいて作成する。

四一八 8 委員長は、この条約の範囲内で、できる限り連合の技術協力活動に参加する。

四一九 第七十五条 主管庁会議に対する提案
1 国際諮問委員会の総会は、その意見又は研究中の問題の結論から直接生ずる提案を主管庁会議に提出する権限を有する。

四二〇 2 国際諮問委員会の総会は、業務規則の改正提案を作成することができ、
四二一 3 2の提案は、第三五八号に定める条件で集め、整理し及び通知するため、十分な余裕をもつて事務総局長に送付する。

第七十六条 国際諮問委員会相互の関係及び国際諮問委員会と国際機関との関係

四二二 1 (1) 両国際諮問委員会の総会は、共通の利害関係を有する問題について研究し及び意見を表明するため、合同

四二三 委員会を設けることができる。
(2) 兩國際諮問委員会の委員長は、共通の利害關係を有する問題について研究し及び意見案を作成するため、主任報告者と協力して、兩國際諮問委員会の研究委員会の合同の会合を組織することができる。これらの意見案は、各國國際諮問委員会の次回の總會の会合に提出する。

四二四 2 國際諮問委員会の一が他の國際諮問委員会又は國際機關の会合に代表者を出席させるよう招請されたときは、その國際諮問委員会の總會又は委員長は、第三十一号の規定を考慮して、顧問的資格で代表者を出席させるための措置をとる権限を有する。

四二五 3 事務総局長、事務総局次長、國際周波数登録委員会の議長及び他の國際諮問委員会の委員長又はこれらの者の代理は、國際諮問委員会の会合に顧問的資格で出席することができる。國際諮問委員会は、必要があるときは、同委員会の会合に代表者を出席させることを必要と認めなかつた連合の常設機關に対し、代表者をその会合に顧問的資格で出席させるよう招請することができる。

第十一章 會議及び他の会合の内部規則
第七十七条 會議及び他の会合の内部規則

四二六 1 席順
會議の会合における代表団の席順は、代表される國のフランス語による名称のアルファベット順による。

四二七 1 (1) 會議の開会に先立ち、代表団の長の會合において、第一回本會議の議事日程を作成する。

四二八 (2) 代表団の長の會合の議長は、第四二九号及び第四三〇号の規定に従つて指名される。

四二九 2 (1) 會議は、招請政府が指名する者が開会する。
(2) 招請政府がない場合には、會議は、最年長の代表団の長が開会する。

四三一 3 (1) 第一回本會議においては、會議の議長の選挙を行う。議長は、原則として、招請政府が指名する者とする。
(2) 招請政府がない場合には、第四二七号にいう會合において代表団の長が行つた提議を考慮して、議長を選挙する。

四三二 4 第一回本會議においては、また、次のことを行う。
(a) 會議の副議長の選挙
(b) 會議の委員会の設置並びに各委員の議長及び副議長の選挙
(c) 會議の事務局の設置。事務局は、事務総局の職員及び必要があるときは招請政府の主官庁が提供する職員で構成する。

四三三 3 會議の議長の権限
議長は、この内部規則によつて与えられる他のすべての権限を行使するほか、本會議の會合の開会及び閉会を宣言し、討論を主宰し、内部規則の適用を確保し、発言を許し、問題を投票に付し、並びに採択された決定を発表する。

四三四 1 議長は、會議の業務を統括し、本會議の會合における秩序の維持を確保する。議長は、議事進行の動議及び発言について決定を行い、並びに特に討論の延期若しくは終結又は會合の閉会若しくは中止を提議する権限を有する。議長は、また、必要と認めるときは、本會議の會合の招集を延期することを決定することができる。

四三六 2 議長は、すべての代表団が討論中の問題に關し自由にかつ十分に意見を表明する権利を保護する。
議長は、討論が討論中の問題に限定されることを確保する。議長は、また、討論中の問題から逸脱する発言者に対し、討論をこの問題に限定する必要があることを注意するため、その発言を中断することができる。

四三七 2 議長は、會議の業務を統括し、本會議の會合における秩序の維持を確保する。議長は、議事進行の動議及び発言について決定を行い、並びに特に討論の延期若しくは終結又は會合の閉会若しくは中止を提議する権限を有する。議長は、また、必要と認めるときは、本會議の會合の招集を延期することを決定することができる。

四三八 3 議長は、すべての代表団が討論中の問題に關し自由にかつ十分に意見を表明する権利を保護する。
議長は、討論が討論中の問題に限定されることを確保する。議長は、また、討論中の問題から逸脱する発言者に対し、討論をこの問題に限定する必要があることを注意するため、その発言を中断することができる。

四三九 4 議長は、討論が討論中の問題に限定されることを確保する。議長は、また、討論中の問題から逸脱する発言者に対し、討論をこの問題に限定する必要があることを注意するため、その発言を中断することができる。

四四〇 1 本會議は、會議の討論に付される問題を審査するため、委員会を設置することができる。この委員会は、小委員会を設置することができる。委員会及び小委員会は、それぞれ作業部分を設けることができる。

四四一 2 小委員会及び作業部会は、絶対に必要がある場合に限り、設置される。
5 予算統制委員会
本會議は、各會議又は會合の開会に際して、その組織及び代表に提供する便宜を検討すること並びに會議又は會合の全期間を通じて要した経費の計算書を審査し及び承認することを任務とする予算統制委員会を設置する。この委員会は、これに参加することを希望する代表団の構成員のほか、事務総局長の代理及び招請政府がある場合にはその代表者を含めるものとする。

四四二 1 本會議は、各會議又は會合の開会に際して、その組織及び代表に提供する便宜を検討すること並びに會議又は會合の全期間を通じて要した経費の計算書を審査し及び承認することを任務とする予算統制委員会を設置する。この委員会は、これに参加することを希望する代表団の構成員のほか、事務総局長の代理及び招請政府がある場合にはその代表者を含めるものとする。

四四三 2 管理理事會が承認した會議又は會合の予算が使用し尽くされる前に、予算統制委員会は、會議又は會合の事務局と協力して、経費の中間報告を本會議に提出する。本會議は、實際の進行状況からみて、承認された予算が使用し尽くされる日を超えて會議又は會合を延長することが妥当であるかどうかを決定するため、この報告を考慮する。

四四四 3 予算統制委員会は、各會議又は會合の経費の見積額をできる限り正確に示す報告を、會議又は會合の終わりに、本會議に提出する。

四四五 4 本會議は、3の報告を審査し及び承認した後、意見を付して事務総局長に送付する。事務総局長は、これを管理理事會の次の年次會期に提出する。
6 委員会の構成
6.1 全權委員會議
委員会は、連合員の代表及び第三二四号から第三二六号までに規定するオブザーバー及び代表者であつて参加を請求し又は本會議が指名するもので構成する。
6.2 主管庁會議
委員会は、連合員の代表並びに第三二四号から第三二八号までに規定するオブザーバー及び代表者であつて参加を請求し又は本會議が指名するもので構成する。
7 小委員会の議長及び副議長
各委員会の議長は、委員会が設置する小委員会の議長及び副議長の選任について委員会に提議する。
8 會合の招集
本會議並びに委員会、小委員会及び作業部会の會合は、十分な余裕をもつて會議の場所を告知する。
9 會議の開会前に提出される提案
會議の開会前に提出される提案は、この内部規則4の規定に従つて設置される關係委員会に本會議が割り当てる。もつとも、本會議は、いかなる提案をも直接に

四四六 6.1 全權委員會議
委員会は、連合員の代表及び第三二四号から第三二六号までに規定するオブザーバーであつて参加を請求し又は本會議が指名するもので構成する。

四四七 6.2 主管庁會議
委員会は、連合員の代表並びに第三二四号から第三二八号までに規定するオブザーバー及び代表者であつて参加を請求し又は本會議が指名するもので構成する。
7 小委員会の議長及び副議長
各委員会の議長は、委員会が設置する小委員会の議長及び副議長の選任について委員会に提議する。
8 會合の招集
本會議並びに委員会、小委員会及び作業部会の會合は、十分な余裕をもつて會議の場所を告知する。
9 會議の開会前に提出される提案
會議の開会前に提出される提案は、この内部規則4の規定に従つて設置される關係委員会に本會議が割り当てる。もつとも、本會議は、いかなる提案をも直接に

四四八 各委員会の議長は、委員会が設置する小委員会の議長及び副議長の選任について委員会に提議する。
8 會合の招集
本會議並びに委員会、小委員会及び作業部会の會合は、十分な余裕をもつて會議の場所を告知する。
9 會議の開会前に提出される提案
會議の開会前に提出される提案は、この内部規則4の規定に従つて設置される關係委員会に本會議が割り当てる。もつとも、本會議は、いかなる提案をも直接に

四四九 本會議並びに委員会、小委員会及び作業部会の會合は、十分な余裕をもつて會議の場所を告知する。
9 會議の開会前に提出される提案
會議の開会前に提出される提案は、この内部規則4の規定に従つて設置される關係委員会に本會議が割り当てる。もつとも、本會議は、いかなる提案をも直接に

四五〇 會議の開会前に提出される提案は、この内部規則4の規定に従つて設置される關係委員会に本會議が割り当てる。もつとも、本會議は、いかなる提案をも直接に

會議の開会前に提出される提案は、この内部規則4の規定に従つて設置される關係委員会に本會議が割り当てる。もつとも、本會議は、いかなる提案をも直接に

會議の開会前に提出される提案は、この内部規則4の規定に従つて設置される關係委員会に本會議が割り当てる。もつとも、本會議は、いかなる提案をも直接に

會議の開会前に提出される提案は、この内部規則4の規定に従つて設置される關係委員会に本會議が割り当てる。もつとも、本會議は、いかなる提案をも直接に

會議の開会前に提出される提案は、この内部規則4の規定に従つて設置される關係委員会に本會議が割り当てる。もつとも、本會議は、いかなる提案をも直接に

取り扱うことができる。

10 会議中に提出される提案又は修正案

四五一 1 会議の開会後提出される提案又は修正案は、場合に依り、会議の議長又は関係委員会の議長に交付する。これらの提案又は修正案は、また、会議の文書として印刷して配布するため、会議の事務局に交付することができる。

四五二 2 文書によるいかなる提案又は修正案も、関係代表団の長又はその代理の署名がない限り、提出することができない。

四五三 3 会議又は委員会の議長は、討議の進行の促進に役立つ提議をいつでも行うことができる。

四五四 4 すべての提案又は修正案の審議すべき本文は、具体的にかつ正確に表現しなければならない。

四五五 5 (1) 会議の議長又は関係委員会の議長は、会合中に提出される提案又は修正案を口頭で通知すべきか、又は第四五二号の規定に従って印刷して配布するため文書により提出すべきかを各場合において決定する。

四五六 (2) 一般に、表決に付すべきすべての重要な提案の本文は、会議の業務用語によるものとし、討議前に研究することができるよう十分な余裕をもつて配布しなければならない。

四五七 (3) 更に、会議の議長は、第四五一号に規定する提案又は修正案を受領したときは、場合に依り、これを関係委員会又は本会議に交付する。

四五八 6 会議中に提案又は修正案を提出した者は、許可を得て、本会議においてこれを朗読し、又はその朗読を請求し、及びその提出の理由を説明することができる。

11 提案又は修正案の審議及び表決に必要な条件

四五九 1 会議の開会前に提出され又は代表団によつて会議中に提出される提案又は修正案は、その審議に際して少なくとも他の一代表団によつて支持されない限り、討議に付することができない。

四六〇 2 正当に支持された提案又は修正案は、討議の後、表決に付さなければならない。

四六一 12 看過され又は延期された提案又は修正案は、看過され又は延期されたその審議が延期されたときは、これを提出した代表団は、その提案又は修正案がその後放置されないように注意しなければならない。

四六二 13 本会議における討議の方法

13.1 定足数 本会議において表決が有効に行われるためには、会議に派遣されかつ投票権を有する代表団の二分の一を超える代表団が、会合に出席し又は代理されなければならない。

四六三 13.2 討議の順序 (1) 発言を希望する者は、議長の同意を得た後でなければ、発言することができない。原則として、この者は、いかなる資格で発言するかを明らかにして発言を開始する。

四六四 (2) 発言を行う者は、すべての者がその内容を十分に理解することができるよう、各語を区切りかつ必要の間を置いて、緩やかにかつはっきりと述べなければならない。

四六五 13.3 議事進行の動議及び発言 (1) 代表団は、討議において、適当と

認めるときは、議事進行の動議を提出し又は議事進行の発言を行うことができる。この動議又は発言については、この内部規則に従つて議長が直ちに決定を行う。代表団は、議長の決定に対し異議を申し立てることができない。ただし、この決定は、出席しかつ投票する代表団の過半数が反対しない限り、全面的に有効とする。

四六六 (2) 議事進行の動議を提出する代表団は、その発言において、討議中の問題の内容を取り扱つてはならない。

四六七 13.4 議事進行の動議及び発言の先順位 第四六五号及び第四六六号に規定する議事進行の動議及び発言に与える先順位は、次のとおりとする。

(a) この内部規則の適用に関する議事進行の発言

(b) 会合の中止

(c) 会合の閉会

(d) 討議中の問題に関する討議の延期

(e) 討議中の問題に関する討議の終結

(f) 提出される他のすべての議事進行の動議又は発言で、議長がその先順位を定めるもの

四七三 13.5 会合の中止又は閉会の動議 代表団は、問題の討議中に、理由を明らかにして、会合を中止し又は閉会することを提議することができる。この提議が支持されたときは、中止又は閉会に反対を表明する二人の発言者にこの問題についてののみ発言を許した後、動議を表決に付する。

四七四 13.6 討論の延期の動議 代表団は、問題の討議中に、討論を一定の期間延期することを提議するこ

とができる。この動議について討論が行われる場合には、動議の提出者のほか、三人に限り、これに参加することができ。そのうち、一人はこの動議に賛成する者、二人はこれに反対する者とする。その後、動議を表決に付する。

四七五 13.7 討論の終結の動議 代表団は、討議中の問題の討論を終結することをいつでも提議することができる。この場合には、その終結に反対する二人の発言者に対してのみ発言を許した後、動議を表決に付する。

四七六 13.8 発言の制限 (1) 本会議は、必要があるときは、特定の問題に関する同一代表団の発言の時間及び回数制限を設けることができる。

(2) もつとも、手続の問題に關しては、議長は、各発言の時間を最長五分に制限する。

(3) 発言者が許された発言の時間を超えるときは、議長は、本会議にその旨を通知し、発言者にその説明を短い時間に終了するよう要請する。

四七七 13.9 発言者の表の締切り (1) 議長は、討議中に、発言者の名を記載した表を朗読することができる。議長は、発言の希望を表明する代表団の名称をその表に加え、また、本会議の同意を得て、表を締め切ることを宣言することができる。

四七八 (2) もつとも、議長は、適当と認めるときは、例外として、表の締切りの後において、先に行われた発言に対して答弁する権利を与えることができる。

四七九

四八〇 (2) (1)の表の発言者がすべて発言を終了したときは、議長は、討論の終結を宣言する。

四八一 権限の問題

13.10 権限の問題が生じたときは、討論中の問題の内容について表決を行う前に、これを解決しなければならぬ。

四八二 動議の撤回及び再提出

13.11 動議の提出者は、その動議を、表決に付される前に撤回することができ、撤回された動議は、修正を加え又は加えないで、修正案の提出者である代表団又は他の代表団が再提出することができ。

四八三 投票権

1 会議に参加するため連合員によつて正当に委任されたその代表団は、会議のすべての会合において、第二条の規定に従つて一個の投票権を有する。

四八四 連合員の代表団は、第六十七条に定める条件に従つて投票権を行使する。

四八五 過半数の定義

15.1 (1) 過半数は、出席しかつ投票する代表団の数の二分の一を超える数とする。

四八六 棄権は、過半数を構成するために必要な投票数の計算においては、考慮に入れない。

四八七 可否同数の場合には、提案又は修正案は、否決されたものとみなす。

四八八 この内部規則の適用上、「出席しかつ投票する代表団」とは、提案に賛成又は反対を表明する代表団をいう。

四八九 表決への不参加

15.2 表決への不参加

出席した代表団で、特定の表決に参加しないもの又はその表決に参加しない旨を明らかに宣言するものは、第四六二号に定める定足数の決定上、欠席したものと同みなされず、また、第四九一号の規定の適用上、棄権したものとみなされない。

四九〇 特別過半数

15.3 連合員の加盟に関しては、必要とする過半数は、第一条に定めるところによる。

四九一 百分の五十を超える棄権

15.4 棄権の数が行使された投票（賛成、反対、棄権）の数の二分の一を超えるときは、討論中の問題の審議は、その後の会合に延期する。その会合においては、棄権は、計算に入れない。

四九二 表決の手続

15.5 (1) 第四九五号に定める場合を除くは、表決の手続は、次のとおりとする。

(a) 原則として、挙手

(b) (a)の手続による表決で過半数が明らかにならないとき又は少なくとも二の代表団が請求するとき

(2) 指名点呼による表決は、代表される連合員のフランス語による名称のアルファベット順に行う。

四九五 秘密投票

15.6 出席しかつ投票する資格を有する少なくとも五の代表団が請求するとき、秘密投票を行う。この場合には、事務局は、直ちに、投票の秘密を確保するために必要な措置をとる。

四九六 表決を中断させることの禁止

15.7 表決を中断させることの禁止

表決が開始されたときは、いかなる代表団も、その表決の方法に関する議事進行の発言の場合を除くは、これを中断させることができない。

四九七 投票の説明

15.8 議長は、表決が行われた後、代表団が自己の投票について説明することを希望するときは、これに発言を許す。

四九八 提案の分割表決

15.9 (1) 提案の提出者が請求するとき、本会議が適当と認めるとき又は議長が提出者の承認を得て提議するとき、その提案を分割し、各部分を個別的に表決に付する。次いで、提案の採択された各部分は、一体として表決に付する。

四九九 提案のすべての部分が否決されたときは、その提案は、否決されたものとみなす。

五〇〇 同一の問題に関する提案の表決の順序

15.10 (1) 同一の問題に関して二以上の提案があるときは、それらの提案は、本会議が別段の決定を行わない限り、提案の提出の順序に従つて表決に付する。

(2) 各表決の後、本会議は、次の提案を表決に付する必要があるかどうかを決定する。

五〇一 修正案

15.11 (1) 原提案の一部の削除、追加又は修正のみから成る変更の提案は、修正案とする。

(2) 提案に対する修正案は、その提案を提出した代表団が受諾するとき、直ちに原提案に編入する。

五〇二 修正案

(3) いかなる変更の提案も、本会議が原提案と矛盾すると認めるときは、修正案と認めない。

五〇五 修正案の表決

15.12 (1) 提案に対して修正案が提出されるときは、表決は、まず、この修正案について行う。

(2) 提案に対して二以上の修正案が提出されるときは、表決は、まず、原提案に最も近い修正案について行い、次いで、残余の修正案のうち原提案に最も近いものについて行い、以下すべての修正案の審議が終了するまで、同様の手続によつて行う。

(3) 一又は二以上の修正案が採択されたときは、これによつて修正された提案を表決に付する。

(4) いかなる修正案も採択されなかつたときは、表決は、原提案について行う。

16 委員会及び小委員会（討論の方法及び表決の手続）

五〇九 1 委員会及び小委員会の議長は、この内部規則3の規定によつて会議の議長に与えられる権限と同様の権限を有する。

五一〇 2 本会議における討論の方法に関するこの内部規則13の規定は、定足数に関するものを除くは、委員会及び小委員会における討論に準用する。

五一一 3 この内部規則15の規定は、委員会及び小委員会における表決に準用する。

五一二 17 留保

1 原則として、代表団は、自己の意見に他の代表団を賛同させることができなかつたときは、できる限り、過半数の意見に同調するように努めなければ

五二三

ならない。

2 もつとも、代表団は、決定がその政府による条約の批准又は規則の改正の承認を妨げる性質のものであると認めるときは、この決定に関し、暫定的又は確定的に留保を行うことができる。

18 本会議の議事録

五二四

1 本会議の議事録は、会議の事務局が作成する。事務局は、議事録が審査される期日前にできる限り速やかに、代表団にこれを配布するように努める。

2

議事録が配布されたときは、代表団は、正当と認める訂正を、できる限り短い期間内に、文書により会議の事務局に提出することができる。もつとも、議事録が承認される会合において代表団が口頭で訂正を申し入れることを妨げない。

五二六

3 (1) 原則として、議事録には、提案及び結論並びにこれらの論拠のみをできる限り簡潔に記録する。

五二七

(2) もつとも、代表団は、自己が討論において行った陳述の概要又は全部を記載することを請求する権利を有する。この場合には、代表団は、報告者の作業を容易にするため、原則として、発言の初めにその旨を表明しなければならない。代表団は、また、会合の終了後二時間以内に、その陳述文を会議の事務局に自ら提出しなければならない。

五二八

4 陳述の記載に関しては、第五一七号の規定に基づいて与えられる権利は、すべての場合に慎重に行使しなければならない。

19 委員会及び小委員会の概要記録及び報告

五一九

1 (1) 委員会及び小委員会の討議は、会

合ごとに、会議の事務局が作成する概要記録に取りまとめる。この記録には、討議の要点、記録することを適当とする諸種の意見並びに討議から生ずる提案及び結論を特記する。

(2) もつとも、代表団は、第五一七号に定める権利を行使することができる。

五二〇

(3) (2)にいう権利は、慎重に行使しなければならない。

五二一

2 委員会及び小委員会は、必要と認められる部分的報告を作成することができ、また、必要があるときは、その業務の終了に際し、付託された研究から生ずる提案及び結論を簡潔な形式で取りまとめた最終報告を提出することができる。

五二二

20 議事録、概要記録及び報告の承認

五二三

(1) 原則として、本会議又は委員会若しくは小委員会の各会合の初めにおいて、議長は、代表団に対し、前回の会合の議事録又は概要記録に関し意見があるかどうかを尋ねる。いかなる訂正も事務局に通知されず、また、いかなる反対も口頭で表明されない場合には、これらの文書は、承認されたものとする。これと反対の場合には、議事録又は概要記録に必要な訂正を行う。

(2) 部分的報告又は最終報告は、関係委員会又は関係小委員会が承認しなければならない。

五二四

2 (1) 最終の本会議の議事録は、本会議の議長が審査し及び承認する。

五二五

(2) 委員会又は小委員会の最終の会合の概要記録は、その委員会又は小委員会の議長が審査し及び承認する。

五二六

21 編集委員会

五二七

1 最終文書の本文は、諸種の委員会が、表明された意見を考慮してできる限り最終的案文の形式で作成した上、編集委員会に送付する。編集委員会は、意味を変更しないで本文の形式を完全にし、必要と認めるときは、修正されない従前の本文と併せて編集することを任務とする。

五二八

2 編集委員会は、最終文書の本文を本会議に提出する。本会議は、これを承認し、又は再審査のため関係委員会に差し戻す。

五二九

1 修正される本文の章、条及び項の番号は、本会議の第一説会まで存置する。追加する本文には、関係原本本文の項の番号に「のA」、「のB」等を付した番号を暫定的に付する。

五三〇

2 章、条及び項の最終的番号整理は、第一説会で採択した後、編集委員会に付託する。

五三一

23 最終的承認
最終文書の本文は、本会議の第二説会で承認されたときは、最終的なものとする。

五三二

24 署名
会議が承認した最終本文は、代表される国のフランス語による名称のアルファベット順に、第六十七条に定める委任状を有する代表の署名に付する。

五三三

25 新聞発表
会議の業務についての正式の発表は、会議の議長又は一人の副議長の許可がなければ、新聞に伝達することができない。

五三四

26 料金の免除
会議の期間中、代表団の構成員、管理理事会の構成員、会議に出席する連合の

五三五

常設機関の上級職員及び会議に派遣される連合の事務局の職員は、会議が開催される国の政府が関係のある他の政府及び認められた私企業と合意した範囲内で、郵便、電信及び電話の料金の免除を受ける権利を有する。

第十二章 その他の規定
第七十八条 用語

五三五

1 (1) 連合の会議並びに管理理事会及び常設機関の会合において、次の場合には、第一〇〇号及び第一〇六号に規定する言語以外の言語を使用することができる。

(a) 事務総局長又は関係常設機関の長に対し、一又は二以上の他の言語を討議又は文書に使用することの請求があつた場合。ただし、この請求を行ひ又はこれを支持する連合員がこれに要する追加の経費を負担する場合に限る。

(b) 代表団が、その使用する言語を自己の費用で第一〇六号に規定する言語の一に翻訳するため、自らすべての措置をとる場合

(2) 第五三五号に定める場合には、事務総局長又は関係常設機関の長は、関係連合員からその経費を連合員に対し正当に支払ふことの約束を得た上、できる限りその請求に応ずる。

五三六

(3) 第五三六号に定める場合には、更に、関係代表団は、希望するとき、第一〇六号にいう言語の一をその使用する言語に自己の費用で通訳することができる。

五三七

2 第一〇二号から第一〇五号までに規定するすべての文書は、これらの号に規定する言語以外の言語で刊行することができる。ただし、刊行を請求した

五三八

2 第一〇二号から第一〇五号までに規定するすべての文書は、これらの号に規定する言語以外の言語で刊行することができる。ただし、刊行を請求した

五三九

連合員がその翻訳費及び刊行費のすべてを負担することを約束する場合に限る。

第七十九条 会計

五四〇 1 (1) 各連合員は、選定した分担等級をこの条約の効力発生の日の少なくとも六箇月前に事務総局長に通知する。

五四一 (2) 事務総局長は、この決定を連合員に通告する。

五四二 (3) 第五四〇号に定める期限内に決定を通告しない連合員は、従前の分担等級を維持する。

五四三 (4) 連合員は、既に選定した等級よりも高い分担等級をいつでも選定することができる。

五四四 2 (1) 新たな連合員は、加入した年については、加入した月の最初の日から計算した分担金を支払う。

五四五 (2) 連合員は、この条約を廃棄した場合に、その廃棄が効力を生ずる月の末日までの分担金を支払わなければならない。

五四六 3 債務額に対しては、連合の各会計年度の初めから利子を付する。その利率は、最初の六箇月間は年三パーセント、第七月以降は年六パーセントとする。

五四七 4 次の規定は、認められた私企業、学術団体又は工業団体及び国際機関の分担金に適用する。

(a) 認められた私企業及び学術団体又は工業団体は、当該私企業及び当該団体が参加することを受諾した国際諮問委員会の経費を分担する。認められた私企業は、また、第三三八号の規定に従って当該私企業が参加することを受諾し又は参加した主管庁

会議の経費を分担する。

五四八 (b) 国際機関も、その参加を認められた会議又は会合の経費を分担する。ただし、管理理事会が相互主義を条件としてその分担を免除する場合、はこの限りでない。

五四九 (c) 第五四七号及び第五四八号の規定に従って会議又は会合の経費を分担する認められた私企業、学術団体又は工業団体及び国際機関は、当該経費を負担すべき分担等級を第九二号に掲げる表から任意に選定して事務総局長に通知する。

五五〇 (d) 会議又は会合の経費を分担する認められた私企業、学術団体又は工業団体及び国際機関は、既に選定した等級よりも高い分担等級をいつでも選定することができる。

五五一 (e) 分担単位数の減少は、この条約の有効期間中行うことができない。

五五二 (f) 国際諮問委員会の業務への参加の終止を通告した場合には、その終止が効力を生ずる月の末日までの分担金を支払わなければならない。

五五三 (g) 認められた私企業、学術団体又は工業団体及び国際機関が業務に参加することを受諾した国際諮問委員会の経費の分担単位数当たりの金額は、毎年、管理理事会が定める。この分担金は、連合の収入とする。この分担金に対しては、第五四六号の規定に従って利子を付する。

五五四 (h) 認められた私企業が第三三八号の規定に従って参加し及び国際機関が参加する主管庁会議の経費の分担単位数当たりの金額は、連合の経費の分担金として連合員が支払う分担単位の総数で当該会議の予算総額を除し

て定める。この分担金は、連合の収入とする。この分担金に対しては、請求書の送達後六十日目から第五四六号に定める率で利子を付する。

五五五 5 連合員、連合員の集合、地域的機関その他の者のために行う測定、試験又は特別な調査のため連合の研究所及び技術的施設が要する経費は、これらの連合員、集合、機関その他の者が負担する。

五五六 6 主管庁、認められた私企業又は個人に販売する圖書の価格は、原則として印刷及び配布の経費を賄うことを考慮して、事務総局長が管理理事会と協力して決定する。

五五七 第八十条 計算書の作成及び決済 1 連合員の主管庁及び認められた私企業で、電気通信の国際業務を行うものは、その貸方及び借方の額について協定しなければならない。

五五八 2 第五五七号の借方及び貸方に関する計算書は、業務規則に従って作成する。ただし、関係当事者の間に特別の取極がある場合は、この限りでない。

五五九 第八十一条 仲裁手続(第五十条参照) 1 仲裁を求める当事者は、仲裁請求通告書を相手方に送付して手続を開始する。

五六〇 2 当事者は、仲裁を人、主管庁又は政府のいずれに付託するかを合意によつて決定する。仲裁請求通告書の日付の日から起算して一箇月の期間内に当事者がこれについて合意に到達することができなかつたときは、仲裁は、政府に付託する。

五六一 3 仲裁を人に付託する場合には、仲裁者は、紛争当事者の国民でなく、その国に住所を有しておらず、かつ、紛争

当事者の機関に雇用されていない者でなければならない。

五六二 4 仲裁を政府又はその主管庁に付託する場合には、その政府又は主管庁は、紛争には関係がないが適用について紛争を生じた協定の締結国である連合員の中から選定しなければならない。

五六三 5 各紛争当事者は、仲裁請求通告書の受領の日から起算して三箇月の期間内に、それぞれ一の仲裁者を指定する。

五六四 6 二を超えざる当事者が紛争に関係する場合に、紛争について共通の利害を有する当事者の各集合は、第五六二号及び第五六三号に定める手続に従い、それぞれ一の仲裁者を指定する。

五六五 7 このようにして指定された二の仲裁者は、一の第三仲裁者の指名について合意する。最初の二の仲裁者が人であつて政府又は主管庁でない場合には、第三仲裁者は、第五六一号に定める条件に適合しなければならない。更に、他の二の仲裁者のいずれとも異なる国籍を有しなければならない。二の仲裁者の間に第三仲裁者の選定について合意が成立しない場合には、各仲裁者は、紛争に全く関係がない一の第三仲裁者を提議する。次いで、事務総局長は、第三仲裁者を定めるためくじきを行う。

五六六 8 紛争当事者は、合意によつて指定する単一の仲裁者に紛争を解決させるように合意することができる。紛争当事者は、また、それぞれ一の仲裁者を指定し、かつ、そのいずれかを単一の仲裁者として指定するたぐくじきを行うことを事務総局長に請求することができる。

五六七 9 仲裁者は、従うべき手続を任意に決

五六八 10 単一の仲裁者の裁定は、最終的であり、かつ、紛争当事者を拘束する。仲裁者が二以上の仲裁者に付託された場合には、仲裁者の投票の過半数による裁定が最終的であり、かつ、当事者を拘束する。

五六九 11 各紛争当事者は、仲裁の調査及び付託に要した経費を負担する。仲裁の費用は、当事者が各自に要したものを除くほか、紛争当事者の間で均等に割り当てる。

五七〇 12 連合は、仲裁者が必要とする紛争に關するすべての情報を提供する。

第十三章 業務規則

第八十二条 業務規則

五七一 この条約は、次の業務規則によつて補充する。

電信規則

電話規則

無線通信規則

追加無線通信規則

以上の証拠として、各全権委員は、英語、中国語、スペイン語、フランス語及びロシア語により本書一通を作成してこの条約に署名した。紛議がある場合には、フランス文による。この原本は、国際電気通信連合に寄託保存する。国際電気通信連合は、その謄本一通を各署名国に交付する。

千九百七十三年十月二十五日にマラガリトレモリノスで作成した。

アフガニスタン共和国のために

アジズラ・ザヒル

S・M・ナスイム・アラウイ

アルジェリア民主人民共和国のために

N・ブーイール

B・シュベル

M・ハルビ

H・ハフィ

ドイツ連邦共和国のために

ディートリッヒ・エリアス

ヨハネス・クッパ

サウディ・アラビア王国のために

ファイサル・A・ザイダーン

アハメド・M・ザイダーン

アハメド・ムスタファ・モホディ

アルゼンティン共和国のために

アルド・サンティアゴ・イレラ

エクトル・ヴィリヤヌエヴァ

ロベルト・アントニオ・サルヴァ

ドル

ルイス・マリア・ラウレリ

オスヴァルド・プラス・ダルマツ

ソ

エンリーケ・ゴメス・プエイレド

ン

オーストラリアのために

エヴァン・ソーキンズ

A・M・スミス

E・サンドバック

S・C・ムーソン

K・F・グリーン

オーストリアのために

R・パーベシツ

K・ヴァラ

J・バイヤ

パングラデシュ人民共和国のために

ロクマーン・フセイン

A・B・M・ターヘル

サイド・シャヒード・イスラーム

バルバドスのために

フレデリック・G・スミス

C・R・エドワーズ

ベルギーのために

ロベール・パエ

アルベール・エール

白ロシア・ソヴィエト社会主義共和国のために

P・アフナシエフ

ビルマ連邦のために

ウ・キン・マウン・トゥン

ウ・フラ・タウ

ボリヴィア共和国のために

ヴィクトル・シエラ・メリダ

ボツワナ共和国のために

E・M・トゥメロ

B・A・ムドゥレ

ブラジル連邦共和国のために

エルヴェ・ペランデス・ペド

ローザ

クラウディオ・カスタニエラ・ブランダオン

ジョアン・サンテリ・ジュニオール

ル

アントニオ・ウンベルト・ドス・カヴァルカンティ・デ・アルブ

ケルケ・イ・フォンテス・ブラーガ

イルトン・サントス

アウグスト・セザール・ギマラン

エス・リーパス

エネーアス・マシャード・デ・アシス

ジョゼ・アントニオ・マルケス

ブルガリア人民共和国のために

イグナトフ

ブルンディ共和国のために

メルシオル・ブワキラ

サテュルニン・スムヘレレ

アルベール・ステイバンデツェ

ルマン・スゾバケンガ

カメルーン連合共和国のために

エマン・T・エグベ

ジャン・ジブゲブ

カナダのために

ド・モンティニ・マルシャン

アニタ・スズラザック

中央アフリカ共和国のために

ジョゼフ・アントワヌ・ゴアロ

フィデル・マンダバール・ボルヌー

ジャン・シリル・クンク

ジャン・マリ・サキラ

チリのために

ホルヘ・ブル・V

中華人民共和国のために

劉澄清

劉通

サイプラス共和国のために

R・ミハイリディス

ヴァチカン市国のために

アントニオ・ステファニツキ

エヴァンドロ・コスタ

コンゴ人民共和国のために

ジャン・ピエール・ブムブ

ジャン・ガブリエル・オケリ

ロジェ・リゼ

大韓民国のために

ヒュン・スン・シム

セー・クアン・オー

コスタ・リカのために

エクトル・サンチェス・ミランダ

象牙海岸共和国のために

スーリマヌ・シソコ

クアシー・アベテ

クリストフ・ノグブ

アカ・ボニ・レオン

ブルイ・ヤボ・サムソン
 キューバのために
 ルイス・ソラ・ヴィラ
 ダホメ共和国のために
 タオフィキ・ブーライマ
 エマヌエル・ムージブ
 デンマークのために
 グンナー・ペーダーセン
 ハンス・ラウルセン
 ヘンリ・ペーダーセン
 ドミニカ共和国のために
 アンセルモ・パウリノ・アルヴァ
 レス
 エジプト・アラブ共和国のために
 ドクター・M・M・リアド
 M・F・エルバドラウイ
 M・A・シドキ
 T・N・エクダウイ
 H・S・アブ・アリ
 エル・サルヴァドル共和国のために
 ヴィセンテ・サンチェス・エルナ
 ンデス
 オスカル・エドゥアルド・ララ
 アラブ首長国連邦のために
 ハリーム・ファヌス
 エクアドルのために
 マルセロ・パレーデス・チリボー
 ガ
 スペインのために
 レオン・エレラ・エステバン
 ラファエル・フェレル・サグレラ
 ペドロ・サンチェス・ペレス
 ホセ・マリア・アルト・マドゥラ
 ソ
 ホセ・マヌエル・パレーデス・ケ
 ヴェド
 アメリカ合衆国のために
 ジェイコブ・D・ビーム

トマス・E・ネルソン
 エチオピアのために
 ベトゥル・アドマシー
 カプリエル・テドロス
 ギルマウ・インジダイエフ
 アムサロウ・ジエメレ
 フィンランドのために
 オイヴァ・サロイラ
 V・A・ヨハンソン
 フランスのために
 シャルル・エルヴ・コッタ
 アルベール・シヤシニョル
 マリー・ユエ
 ガボン共和国のために
 トマ・スア
 スタニスラ・エオール
 ガーナのために
 R・K・パフル
 ギリシャのために
 イオアニス・クトラフリス
 アルヘラオス・ツアルハス
 グアテマラのために
 アルトゥーロ・リヴェラ・G
 ミゲル・モレノ・リヴェラ
 ルイス・レネ・ペリセール・ソ
 リス
 イグナシオ・ゴンサレス・L
 ギニア共和国のために
 ババラ・スーマ
 セク・トーレ
 赤道ギニア共和国のために
 リベラート・エラ・マンゲ
 上ヴォルタ共和国のために
 M・シンボレ
 J・バリマ
 D・ニキエマ
 D・サノン
 ハンガリー人民共和国のために

デジュ・ホルン
 インド共和国のために
 M・K・バスター
 インドネシア共和国のために
 スハルジョノ
 J・スタンガル・テンケル
 M・K・M・マンゲンディプロ
 ジョ
 W・M・マンゲンディプロ
 ヒロ・トウギマン
 イランのために
 M・ヘリシー
 イラク共和国のために
 モハマッド・アッバース・アル
 ジュブリー
 ジャバール・アル・アイビー・ア
 ル・シャハビー
 ドクター・ガッサン・A・クッ
 パ
 サリム・ハラフ・アル・アニー
 アイルランドのために
 P・L・オコーメイン
 A・J・リットン
 C・J・ラファティ
 アイスランドのために
 S・トルケルソン
 イスラエル国のために
 M・シャケッド
 イタリアのために
 ルドヴィコ・パラッティエリ
 デイ・サン・ピエトロ
 ジャマイカのために
 C・A・ウッズストック
 V・A・バント
 日本国のために
 佐藤正二
 牧野康夫
 増田元一

三宅正男
 ケニア共和国のために
 モーゼス・ムウンブ・モインデ
 カンボディア共和国のために
 チュム・シラット
 クウェイト国のために
 アハメド・A・アル・サードウ
 アブドゥラ・M・アル・サバー
 アブドルアジズ・A・アル・ア
 ユーブ
 シャヒーン・K・アル・ガニム
 ラオス王国のために
 カムルアン・サイニャラート
 フォイ・スヴァンナラシー
 ターオ・ボー
 レソト王国のために
 キダネ・アレマイフ
 B・N・モコアトル
 レバノンのために
 モーリス・ガザール
 ハッサン・エッセディーン
 エリー・イード
 リベリア共和国のために
 テイラー・E・メイジャー
 サミエル・H・パトラ・Sr
 メアリー・E・パシウ
 リビア・アラブ共和国のために
 ザカリヤ・アハメド・ファハミ
 エル・ハムマリー
 ラマダン・A・シェリーミ
 リビテンシエタイン公国のために
 ドクター・ベンノ・ベック
 ルクセンブルグのために
 L・ペルナル
 マレイシアのために
 サルドン・ビン・ハジ・ジュビ
 ブイヨン・ビン・ハジ・アブド
 ハジ・モハマッド・ハッサン・ビ

ン・アブドゥル・ワハブマー・
セック・ワー
モハマッド・ラジ・ビン・ハジ・
マンソール
マラウイのために
ニエンバ・W・ムベケアニ
W・S・コウイー
S・J・F・S・ミジガ
マダガスカル共和国のために
エドソン・ラハリソン
マリ共和国のために
マダウ・ソウ
ママドウ・シディベ
モロコシ王国のために
M・ベン・アブデッラー
L・ブタミ
モリシアスのために
K・S・ビンディア
モリタニア回教共和国のために
ムスタファ・ヌディアイ
メキシコのために
政府の承認を条件として
ホセ・J・エルナンデス
モナコのために
C・C・ソラミト
モンゴル人民共和国のために
D・ガラム・オチル
P・デチンルフンデヴ
E・エセンジン
ネパールのために
ラム・ブラサド・シャルマ
ニカラグアのために
フロレンシオ・A・メンドーサ・G
マヌエル・カステイリョ・J
アントニオ・A・ムリヤウプト
ニジェール共和国のために
イデ・ウマル
B・バトゥレ

I・イブラヒム
ナイジェリア連邦共和国のために
サチエアウス・オリュエミ・オモ
ロル
ヴィクター・アデウンジ・ハフナ
モデューベ・マジヤルワ・シャマ
ル
ラファエル・エジョ・ナサン・イ
ノマ
ゴドウィン・チュークウラ・ヌノリ
ノールウェーのために
ペール・オヴレガー
P・モルテンセン
トルヴァルド・ネベル
ニュー・ジブランドのために
A・W・ブロックウエイ
N・A・ワイリー
オマーン国のために
ハムダーン・アブドゥラ・アッサ
イド
ナシア・サウド・アル・ハルシ
ガリブ・ハリッド・アル・サイド
ウガンダ共和国のために
J・S・ムソケ
パキスタンのために
ザヒール・アフマッド
ハッサン・マフムード
パナマ共和国のために
エルサ・R・デ・モンソ
パプア・ニューギニアのために
S・クルビ
G・J・パーキンス
パラグアイ共和国のために
フランシスコ・F・ドゥアルテ
ホアン・バルセヴィチ
ホアン・パウティスタ・イバニェス
オランダ王国のために
フリップ・レインマン

ペルーのために
ヘルマン・バラ・エレラ
ホアン・M・アグアヨ・デル・R
ホルヘ・エラウ・ペレス
フィリピン共和国のために
セフェリノ・S・カレオン
ペドロ・P・ヴィラセノール
カリスト・V・エスベホ
アントニオ・B・エスカランテ
ボリランド人民共和国のために
H・パチコ
ドイツ民主共和国のために
M・カロフ
ウクライナ・ソヴィエト社会主義共和
国のために
V・サヴァンチュク
ルーマニア社会主義共和国のために
C・チャウセスク
L・コンスタンティネスク
I・マリネスク
P・H・イリエスク
グレート・ブリテン及び北部アイルラ
ンド連合王国のために
H・A・ダニエルズ
T・U・マイヤー
H・C・グリーンウッド
P・C・サンダース
W・G・ムア
ルワンダ共和国のために
デニス・ルワガソレ
アンブロワーズ・ムハタヌ
セネガル共和国のために
イブラヒマ・ヌディアイ
マメ・ヌダラウ・シセ
レオン・ディア
シエラ・レオネのために
A・E・フェルグソン・ニコル
シンガポール共和国のために

ワン・セン・コン
ソマリア民主共和国のために
モハマッド・アハメド・アブドゥラ
スーダン民主共和国のために
ムスタファ・アワド・アッラーム
モハマッド・サリハ・ファドル
スリ・ランカ共和国のために
H・D・S・A・グナワルダナ
スウェーデンのために
B・ビュレル
スウェン・ローランド・レックス
ン
ルーベン・ナースルンド
スイス連邦のために
フリッツ・ロツシ
B・ドゥラルワ
J・ヴァロトン
R・リュッチ
Th・ムクリッブレ
タンザニア連合共和国のために
ラファエル・ルキンド
チャード共和国のために
J・ベナヌ
チェコスロヴァキア社会主義共和国
のために
イラ・イリ
タイのために
シーブ・ム・スカネート
ストリン・リンピサティアン
マヒドール・チャントラングコン
コウイット・スラパントウ
トーゴ共和国のために
ウイリアム・オセイ
アンドレ・ド・エトナール
セト・ネノネヌ
トリニダード・トバコのために
D・アウヨン
ジャンヌ・M・カドガン

昭和五十年四月二十四日 衆議院會議録第十八号 国際電気通信条約及び関係議定書の締結について承認を求めるの件及び同報告書

テュニジアのために

ハビーブ・ベン・シャイフ

ラヒーム・クージュ

モハメッド・ハシーシャ

ハーディ・ゼガル

ガヌーシ・サドク

アズイー・ラジミ

ズヒール・ベンラカル

シェドリー・ヘラル

トルコのために

エルギン・オルジュン

ソヴィエト社会主義共和国連邦のため

に

V・シャムシン

ウルグアイ東方共和国のために

ホルヘ・C・スアレス

ヴェネズエラ共和国のために

マリアーノ・ティラド

フェルナンド・ミラーリ

カルロス・J・マルティネス

ドミンゴ・ヴァリャダーレス

ヴィエトナム共和国のために

ホア・ヴァン・ムイ

ヴォン・クアン・ギア

イエメン・アラブ共和国のために

A・ディフッラー

S・A・エルハシンディ

イエメン民主人民共和国のために

アリー・M・アルハウタリ

ユーゴスラヴィア社会主義連邦共和国のために

アリー・A・バシヤヒ

P・ヴァシリエヴィッチ

ザイル共和国のために

ムベンベレ・ムンツ

ヨニコ・ヤケンベ

ヌシアラ・マヴァンブ

ヌクピトリヤルガンゴ

ザンビア共和国のために

B・J・シマチエムベレ

第一附属書(第三号参照)

アフガニスタン共和国

アルバニア人民共和国

アルジェリア民主人民共和国

ドイツ連邦共和国

サウディ・アラビア王国

アルゼンティン共和国

オーストラリア

オーストリア

パングラデシュ人民共和国

バルバドス

ベルギー

白ロシア・ソヴィエト社会主義共和国

ビルマ連邦

ボリヴィア共和国

ボツワナ共和国

ブラジル連邦共和国

ブルガリア人民共和国

ブルンディ共和国

カメルーン連合共和国

カナダ

中央アフリカ共和国

チリ

中華人民共和国

サイプラス共和国

ヴァチカン市国

コロンビア共和国

コンゴ人民共和国

大韓民国

コスタ・リカ

象牙海岸共和国

キューバ

ダホメ共和国

デンマーク

ドミニカ共和国

エジプト・アラブ共和国

エル・サルヴァドル共和国

アラブ首長国連邦

エクアドル

スペイン

アメリカ合衆国

エチオピア

フィジー

フィンランド

フランス

ガボン共和国

ガーナ

ギリシャ

グアテマラ

ギニア共和国

赤道ギニア共和国

ガイアナ

ハイチ共和国

上ヴォルタ共和国

ホンデュラス共和国

ハンガリー人民共和国

インド共和国

インドネシア共和国

イラン

イラク共和国

アイルランド

アイスランド

イスラエル国

イタリア

ジャマイカ

日本国

ジョルダン・ハシミット王国

ケニア共和国

カンボディア共和国

クウェイト国

ラオス王国

レソト王国

レバノン

リベリア共和国

リビア・アラブ共和国

リヒテンシュタイン公国

ルクセンブルグ

マレーシア

マラウイ

モルディヴ共和国

マダガスカル共和国

マリ共和国

マルタ

モロコシ王国

モリシウス

モリタニア回教共和国

メキシコ

モナコ

モンゴル人民共和国

ナウル共和国

ネパール

ニカラグア

ニジェール共和国

ナイジェリア連邦共和国

ノールウェー

ニュー・ジラランド

オマーン国

ウガンダ共和国

パキスタン

パナマ共和国

パラグアイ共和国

オランダ王国

ペルー

フィリピン共和国

ポーランド人民共和国

ポルトガル

カタール国

シリア・アラブ共和国

ドイツ民主共和国

ウクライナ・ソヴィエト社会主義共和国

ルーマニア社会主義共和国

グレート・ブリテン及び北部アイルラン

ド連合王国

ルワンダ共和国

セネガル共和国

シエラ・レオネ

シンガポール共和国

ソマリア民主共和国

スーダン民主共和国

スリ・ランカ共和国

南アフリカ共和国

スウェーデン

スイス連邦

スワジランド王国

タンザニア連合共和国

チャド共和国

チェコスロヴァキア社会主義共和国

タイ

トーゴ共和国

トンガ王国

トリニダード・トバゴ

テニジア

トルコ

ソヴィエト社会主義共和国連邦

ウルグアイ東方共和国

ヴェネズエラ共和国

ヴィエトナム共和国

イエメン・アラブ共和国

イエメン民主人民共和国

ユーゴスラヴィア社会主義連邦共和国

ザイール共和国

ザンビア共和国

第二附属書

国際電気通信連合の条約及び規則において使用する若干の語の定義（フランス語のアルファベット順による。）

主管庁 国際電気通信連合の条約及び規則の義務を履行するためとるべき措置

について責任を有する政府の機関

有害な混信 無線航行業務その他の安全

業務（注）の運用を妨害し、又は無線通信規則に従って運用する無線通信業務に重大な悪影響を与え、若しくはこの業務を妨害し若しくは反覆的に中断する発射、輻射又は誘導

（注）無線通信業務で人命の安全及び財産の保護を確保するため恒久的に又は一時的に運用されるものは、安全業務とみなす。

公衆通信 局が公衆の用に供されている事実により、局が伝送するために受理しなければならない電気通信

代表団 代表及び場合により同一の国が派遣する代表者、顧問、随員又は通訳の全体

各連合員は、任意にその代表団を構成することができる。特に、認められた私企業に属する者又は電気通信に係る他の私企業に属する者を代表、顧問又は随員の資格で代表団に含めることができる。

代表 全権委員会に対して連合員の政府が派遣する者又は主管庁会議若しくは国際諮問委員会の会合において連合員の政府若しくは主管庁を代表する者

専門家 国際諮問委員会の研究委員会の会合に出席することを自国の政府又は主管庁によつて許可された国内の学術団体又は工業団体が派遣する者

私企業 政府の施設又は機関以外の個人又は団体で、国際電気通信業務を行うための電気通信設備又は国際電気通信業務に有害な混信を生じさせるおそれがある電気通信設備を運用するもの

認められた私企業 前記の定義に適合する私企業のうち公衆通信業務又は放送業務を運用する私企業で、その主たる事務所がある連合員又は自己の領域において電気通信業務を設置しかつ運用することをその私企業に許可した連合員によつて条約第四十四条に定める義務を課されたもの

オブザーバー 次に掲げる者

条約第三十九条の規定に従つて国際連合が派遣する者

条約の規定に従つて会議に招請され、又は会議の業務に参加することを認められた国際機関の一派が派遣する者

条約第七及び第五十四条の規定に従つて開催される地域主管庁会議に投票権なしで参加する連合員の政府が派遣する者

無線 電波の使用を示す一般的語

無線通信 電波による電気通信

代表者 主管庁会議又は国際諮問委員会の会合に対して認められた私企業が派遣する者

放送業務 一般公衆によつて直接に受信されるための発射を行う無線通信業務。この業務は、音響の発射、テレビジョンの発射その他の型式の発射を含むことができる。

国際業務 異なつた国にあり又は異なつた国に属するすべての種類の電気通信の局の間における電気通信業務

移動業務 移動局と陸上局との間又は移動局相互間の無線通信業務

電気通信 有線、無線、光線その他の電磁的方式によるすべての種類の記号、信号、文意、影像、音響又は情報のすべての伝送、発射又は受信

電報 受信人に配達するため電信によつて伝送されるための文意。この語は、別段の定めがない限り、無線電報を含む

業務を運用する私企業で、その主たる事務所がある連合員又は自己の領域において電気通信業務を設置しかつ運用することをその私企業に許可した連合員によつて条約第四十四条に定める義務を課されたもの

オブザーバー 次に掲げる者

条約第三十九条の規定に従つて国際連合が派遣する者

条約の規定に従つて会議に招請され、又は会議の業務に参加することを認められた国際機関の一派が派遣する者

条約第七及び第五十四条の規定に従つて開催される地域主管庁会議に投票権なしで参加する連合員の政府が派遣する者

無線 電波の使用を示す一般的語

無線通信 電波による電気通信

代表者 主管庁会議又は国際諮問委員会の会合に対して認められた私企業が派遣する者

放送業務 一般公衆によつて直接に受信されるための発射を行う無線通信業務。この業務は、音響の発射、テレビジョンの発射その他の型式の発射を含むことができる。

国際業務 異なつた国にあり又は異なつた国に属するすべての種類の電気通信の局の間における電気通信業務

移動業務 移動局と陸上局との間又は移動局相互間の無線通信業務

電気通信 有線、無線、光線その他の電磁的方式によるすべての種類の記号、信号、文意、影像、音響又は情報のすべての伝送、発射又は受信

電報 受信人に配達するため電信によつて伝送されるための文意。この語は、別段の定めがない限り、無線電報を含む

む。

官報並びに官用電話の呼出し及び通話次に掲げる当局のいずれかから発する電報並びに電話の呼出し及び通話

国の元首

政府の首長及び政府の一員である者

陸軍、海軍又は空軍の司令長官

外交官又は領事官

国際連合事務総長及び国際連合の主要機関の長

国際司法裁判所

以上に定める官報の返信は、同様に官報とみなす。

局報 次の者の間に交換される電報で、国際公衆電気通信に関するもの

(a) 主管庁相互の間

(b) 認められた私企業相互の間

(c) 主管庁と認められた私企業との間

(d) 一方において主管庁及び認められた私企業と他方において事務総局長との間

私報 官報又は局報以外の電報

電信 筆記され若しくは印刷された物若しくは静止影像のような記録物件の内容を伝送して遠隔地において再現し、又はすべての種類の情報をそのままの形式で遠隔地において再現するための操作に要する電気通信方式。無線通信規則の適用上、「電信」とは、別段の定めがない限り、「字号の使用によつて文意の伝送を行う電気通信方式」をいう。

電話 言語又は場合により他の音響の伝送のために設けられる電気通信方式

第三附属書（条約第三十九条参照）

国際連合と国際電気通信連合との間の協定

前文

国際連合憲章第五十七条及び千九百四十七年にアトランティック・シティで締

結された國際電気通信条約第二十六條の規定にかんがみ、國際連合及び國際電気通信連合は、次のとおり協定する。

第一条

國際連合は、國際電気通信連合（以下「連合」という。）がその基本的文書で定める目的を達成するためにその文書に基づいて適当なすべての措置をとることを任務とする専門機關であることを認める。

第二条 相互の代表者の派遣

1 國際連合は、連合のすべての全權委員會及主管庁會議の討議に投票権なしで参加する代表者を送るよう招請される。國際連合は、また、連合との正当な協議の後、國際連合に關係がある問題の討議に投票権なしで参加する権利をもつて國際諮問委員會の會合その他連合が招集するすべての會合に出席する代表者を送るよう招請される。

2 連合は、電気通信の問題の協議のため、國際連合總會の會合に出席する代表者を送るよう招請される。

3 連合は、國際連合の經濟社會理事會及び信託統治理事會並びにそれらの委員會及び小委員會の會合に出席する代表者を送り、かつ、これらの會合の議事日程のうち連合が利害關係を有する項目の討議に投票権なしで参加するよう招請される。

4 連合は、その権限内にある問題が討議されるべき國際連合總會の主要な委員會の會合に出席する代表者を送り、かつ、この討議に投票権なしで参加するよう招請される。

5 國際連合事務局は、連合が提出するすべての文書による報告を、場合に応じ、總會、經濟社會理事會及びその委員會並びに信託統治理事會の構成員に

配付する。同様に、連合は、國際連合が提出する文書による報告をその構成員に配付する。

第三条 議事日程への問題の記載

連合は、必要があるときは事前の協議を行つた上で、國際連合が連合に提案する問題を全權委員會若しくは主管庁會議又は連合の他の機關の會合の議事日程に記載する。同様に、經濟社會理事會及びその委員會並びに信託統治理事會は、連合の會議その他の機關が提案する問題をその議事日程に記載する。

第四条 國際連合の勧告

1 連合は、國際連合が、憲章第五十五條に定める目的の實現を促進しなければならぬこと並びに經濟社會理事會が憲章第六十二條の規定によつて与えられた任務及び権限の行使として經濟的、社會的、文化的、教育的及び保健的國際事項その他關係國際事項に関する研究及び報告を行い、又は発議し、並びにこれらのすべての事項に關して關係専門機關に勧告をすることについて同理事會に援助を与えなければならぬことを考慮し、更に、國際連合がこれらの専門機關の政策及び活動を調整するために勧告をすべきことを憲章第五十八條及び第六十三條が定めていることを考慮して、國際連合が連合に對して行うすべての正式の勧告を有用な目的のため連合の適當な機關にできる限り速やかに付託するため、必要な措置をとることに同意する。

2 連合は、國際連合の請求があつたときは、1にいう勧告に關してこれと協議すること及びこの勧告を実施するため連合若しくはその構成員がとつた措置又はこの勧告を考慮した他の結果につ

いて適當な期間内に國際連合に通報することに同意する。

3 連合は、専門機關の活動と國際連合の活動との十分に効果的な調整を確保するために必要なその他の措置について協力する。連合は、特に、經濟社會理事會がこの調整を容易にするために設置する機關と協力すること及びこの目的を達成するために必要な情報を提供することに同意する。

第五條 情報及び文書の交換

1 一定の文書の秘密の保持に必要な措置に従ふことを条件として、國際連合及び連合は、それぞれの必要を満たすため、情報及び文書をできる限り完全かつ迅速に交換する。

2 1の規定の一般性を害することなく、

(a) 連合は、その活動に關する年次報告を國際連合に提出する。

(b) 連合は、國際連合から特別報告、研究又は情報の請求を受けたときは、できる限りこれに應ずる。

(c) 國際連合事務局總長は、連合の権限のある當局の請求があつたときは、連合に特別の利害關係がある情報を連合に提供するため、その當局と意見の交換を行う。

第六條 國際連合に對する援助

連合は、その構成員で國際連合加盟國でないものの特殊な地位を十分に考慮して、國際連合憲章及び國際電気通信条約に従い、國際連合並びにその主要機關及び補助機關と協力すること及びこれらに對してできる限りの援助を与えることに同意する。

第七條 國際司法裁判所との關係

1 連合は、國際司法裁判所が國際司法

裁判所規程第三十四條の規定に従つて請求するすべての情報をこれに提供することに同意する。

2 國際連合總會は、連合と國際連合又は他の専門機關との間の相互關係に關する問題を除くほか、連合の権限の範圍内において生ずる法律問題について、連合が國際司法裁判所の勧告的意見を請求することを許可する。

3 2の請求は、全權委員會又はその許可に基づいて行動する管理理事會が國際司法裁判所に対して行うことができる。

4 連合は、國際司法裁判所に対して勧告的意見を請求するときは、この請求を經濟社會理事會に通報する。

第八條 職員に關する規定

1 國際連合及び連合は、職員について、雇用条件の重大な差異及び募集上の競争を避け、並びにその勤務を最もよく活用するために双方が望ましいと認める人事の交流を容易にするため、できる限り共通の基準、方式及び規定を定めることに同意する。

2 國際連合及び連合は、1の目的を達成するため、できる限り協力することに同意する。

第九條 統計業務

1 國際連合及び連合は、統計資料の収集、分析、発表、標準化、改良及び頒布に關し、できる限り緊密な協力、活動の重複の回避及び技術職員の最も効果的な活用の実現に努めることに同意する。國際連合及び連合は、統計資料を最もよく利用するため及びこの資料を提供する政府その他の機關の業務を軽減するため協力することに同意する。

2 連合は、国際連合が諸国際機関の一
般的目的に役立つ統計の収集、分析、
発表、標準化、改良及び頒布を任務と
する中央機関であることを認める。

3 国際連合は、連合がその固有の分野
における統計の収集、分析、発表、標
準化、改良及び頒布を任務とする中央
機関であることを認める。ただし、こ
の統計が国際連合自体の目的の実現又
は全世界の統計の改良のために必要で
ある限り、国際連合がこの統計に関与
する権利を有するものではない。連合
の業務書類を作成する形式に関するす
べての決定は、連合が行う。

4 一般利用に供するための統計資料
のセンターを設ける目的をもつて、連
合の基本的統計集又は特別報告に編入
するため連合に提供された資料を、国
際連合の請求があつたときは、できる
限りこれに利用させることが合意され
る。

5 国際連合の基本的統計集又は特別報
告に編入するため国際連合に提供され
た資料を、連合の請求があつたとき
は、できる限り、かつ、適当な範囲で
これに利用させることが合意される。

10 事務上及び技術上の業務
第十條 事務上及び技術上の業務
1 国際連合及び連合は、職員及び利用
することができる資源を最も効果的に
活用するため、競合し又は重複する業
務の創設をできる限り避け、かつ、必
要があるときは、このために協議する
ことが望ましいことを認める。

2 国際連合及び連合は、正式の文書の
登録及び保管に関し、共同して措置を
とる。

11 第十一條 予算及び会計の規定
連合の予算又は予算案は、その構成

員に送付すると同時に、国際連合に送
付する。国際連合総会は、これに関し
て連合に勧告を行うことができる。

2 連合は、その予算が討議されるとき
はいつても、国際連合総会又はそのす
べての委員会の討議に投票権なしで参
加する代表者を送る権利を有する。

12 特別業務の会計
第十二條 特別業務の会計
1 国際連合が第六條又はこの協定の他
の規定に従つて援助、特別報告又は研
究を請求した結果、連合が多額の追加
経費を負担しなければならぬときは、
両当事者は、この経費をできる限り
衡平に負担する方法を定めるために
協議する。

2 国際連合及び連合は、また、連合の
請求によつて国際連合が提供した事務
上、技術上又は会計上の業務及びすべ
ての特別の便宜又は援助の費用の負担
について、衡平と認める措置をとるた
めに協議する。

第十三條 国際連合通行証
連合の役員は、国際連合事務総長と連
合の権限のある当局との間に締結され
る特別の協定に従つて国際連合通行証を
使用する権利を有する。

第十四條 諸機関の間の協定
第十四條 諸機関の間の協定
1 連合は、連合と他の専門機関、政府
機関又は非政府国際機関との間に
計画される正式の協定の性質及び範
囲を経済社会理事會に通報することに
同意し、更に、協定が締結されたとき
は、その細目を経済社会理事會に通報
する。

2 国際連合は、連合に関係がある問題
について他のすべての専門機関が計画
する正式の協定の性質及び範囲を連合
に通報することに同意し、更に、協定

が締結されたときは、その細目を連合
に通報する。

第十五條 連絡
第十五條 連絡
1 国際連合及び連合は、前記の諸規定
が両機関の間の効果的な連絡の維持に
寄与することを確信して、これらの諸
規定に同意する。国際連合及び連合
は、このために必要な措置をとる意思
を有することを確認する。

2 この協定中の連絡に関する規定は、
連合と国際連合（地域的又は補助的事
務局を含む。）との間の関係について適
当な範囲で適用する。

第十六條 国際連合の電気通信業務
第十六條 国際連合の電気通信業務
1 連合は、国際連合が電気通信業務の
運用について連合の構成員と同一の権
利を有することが重要であると認め
る。

2 国際連合は、その管理下にある電気
通信業務を国際電気通信条約及び附属
規則の規定に従つて運用することを約
束する。

3 この条の規定の実施に関する細目
は、別の取極で定める。

第十七條 協定の実施
第十七條 協定の実施
1 国際連合事務総長及び連合の権限のあ
る当局は、この協定の実施上望ましいと
認められるすべての補足的取極を締結す
ることができる。

第十八條 改正
第十八條 改正
この協定は、いづれか一方の当事者か
らの六箇月の予告を条件として、国際連
合と連合との間の合意により改正するこ
とができる。

第十九條 効力発生
第十九條 効力発生
1 この協定は、国際連合総会及び千九
百四十七年のアトランティック・シ
ティにおける電気通信全權委員會議の

承認を得た後、暫定的に効力を生ず
る。

2 1に定める承認を条件として、この
協定は、千九百四十七年にアトラン
ティック・シティで締結された国際電
気通信条約と同時に、又は連合の決定
によつてそれ以前の日に、正式に効力
を生ずる。

国際電気通信条約（千九百七十三年マ
ラガートレモリス）の最終議定書
下名の全權委員は、国際電気通信条約
（千九百七十三年マラガートレモリス）
に署名するに際し、全權委員會議（千九
百七十三年マラガートレモリス）の最
終文書の一部をなす次の宣言を了承す
る。

I
アフガニスタン共和国のために
国際電気通信全權委員會議（千九
百七十三年マラガートレモリス）に対
するアフガニスタン共和国政府の代表団
は、連合に対する自国の分担金額の増加
をもたらすいかなる財政的措置をも受諾
しない権利及び、連合が国際電気通信
条約（千九百七十三年マラガートレモ
リス）を遵守しない場合には、自国の電
気通信業務を保護するために必要と認め
るすべての措置をとる権利を自国政府の
ために留保する。

II
スワジランド王国のために
スワジランド王国の代表団は、連合員
若しくは準連合員が何らかの方法により
国際電気通信条約（千九百七十三年マ
ラガートレモリス）、その附属書若しくは
同条約に附属する規則を遵守しない場合

昭和五十年四月二十四日 衆議院會議録第十八号

国際電気通信条約及び関係議定書の締結について承認を求めるの件及び同報告書

六三五

六三五

昭和五十年四月二十四日 衆議院會議録第十八号

国際電気通信条約及び関係議定書の締結について承認を求めるの件及び同報告書

六三六

又は他国が行つた留保により自国の電気通信業務の運用が害される場合には、自国の利益を擁護するために必要と認めるすべての措置をとる自国政府の権利を留保する。

III

ギリシャのために

ギリシャの代表団は、自国政府に代わつて、他の政府が行つた留保の結果で連合の経費の自国の分担金額の増加をもたらすものを受諾しないことを宣言する。

同代表団は、また、一部の連合員が連合の経費を分担せず、若しくは他の何らかの方法により国際電気通信条約(千九百七十三年マラガイトレモリノス)、その附属書若しくは同条約に附属する議定書に従わない場合又は他国が行つた留保により自国の電気通信業務の良好な運用が害される場合には、自国の利益を保護するために必要と認めるすべての措置をとる権利を自国政府のために留保する。

IV

パキスタンのために

国際電気通信連合全権委員会(千九百七十三年マラガイトレモリノス)に対するパキスタン政府の代表団は、他の連合員がマラガイトレモリノス条約(千九百七十三年)又はこれに附属する規則を遵守しないことによつて生ずる結果を受諾し又は受諾しない権利を留保する。

V

インドネシア共和国のために

インドネシア共和国の代表団は、次のことを行つた自国政府の権利を留保する。

1 連合員が国際電気通信条約(千九百七十三年マラガイトレモリノス)を遵

守しない場合又は他国が行つた留保により自国の電気通信業務の良好な運用が害される場合には、自国の利益を保護するために必要と認めるすべての措置をとること。

2 インドネシア共和国の憲法及び法律に従つた他のすべての措置をとること。

VI

サイプラス共和国のために

サイプラスの代表団は、サイプラス共和国政府が、マラガイトレモリノス全権委員会(千九百七十三年)に参加した他の政府が行つた留保から生ずることがあるいかなる財政的負担をも受諾することができないことを宣言する。

同代表団は、また、連合員が何らかの方法により国際電気通信条約(千九百七十三年マラガイトレモリノス)を遵守しない場合又は他国が行つた留保により自国の電気通信業務の良好な運用が害される場合には、自国の利益を保護するために必要と認めるすべての措置をとる自国政府の権利を留保する。

VII

ラオス王国のために

国際電気通信連合全権委員会に対するラオス王国政府の代表団は、連合員が何らかの方法により国際電気通信条約(千九百七十三年マラガイトレモリノス)を遵守しない場合には、連合の経費の自国の分担金額の増加をもたらすいかなる財政的措置をも受諾しない権利及び自国の利益を擁護するために必要と認めるすべての措置をとる権利を自国政府のために留保する。

同代表団は、また、連合に対する連合員の負債については、額のいかなる開わず、その支払を分担しない権利を留保する。

VIII

チリのために

チリの代表団は、国際電気通信条約、その附属書、規則その他すべての種類の文書において「南極地域」がいずれかの国の属領として記載され又は引用されている場合には、この記載又は引用が、チリ共和国の領域の不可分の一部をなしかつ同共和国が永久的権利を有する南極のチリ区域について適用されず、また、適用されるべきでないことを表明する。

IX

ジャマイカのために

ジャマイカの代表団は、一部の連合員が連合の経費を分担せず、若しくは他の何らかの方法により国際電気通信条約(千九百七十三年マラガイトレモリノス)、その附属書若しくは同条約に附属する議定書に従わない場合又は他国が行つた留保によりジャマイカの電気通信業務の良好な運用が害される場合には、連合の経費の自国の分担金額の増加をもたらすおそれがあるいかなる財政的措置をも受諾しない権利及び自国の利益を保護するために必要と認めるすべての措置をとる権利を自国政府のために留保する。

X

レソト王国のために

レソトの代表団は、レソト政府に代わつて、次のとおり宣言する。

1 同代表団は、いづれの国が行つた留保のいかなる結果をも受諾せず、ま

た、自国政府が必要と認めるすべての措置をとる権利を自国政府のために留保する。

2 同代表団は、他国がこの条約(千九百七十三年マラガイトレモリノス)を遵守しない場合には、自国の利益を保護するために必要と認めるすべての措置をとる権利を自国政府のために留保する。

リベリア共和国のために

XI

リベリア共和国の代表団は、連合員が何らかの方法により国際電気通信条約(千九百七十三年マラガイトレモリノス)、その附属書若しくは同条約に附属する議定書に従わない場合又は他国が行つた留保により自国の電気通信業務が害され若しくは連合の経費の自国の分担金額の増加がもたらされる場合には、自国の利益を保護するために必要と認めるすべての措置をとる権利を自国政府のために留保する。

XII

マラウイのために

マラウイの代表団は、一部の連合員が連合の経費を分担せず、若しくは何らかの方法により国際電気通信条約(千九百七十三年マラガイトレモリノス)若しくはその附属書若しくは議定書に遵守しない場合又は他国が行つた留保により自国の電気通信業務が害される場合には、自国の利益を保護するために必要と認めるすべての措置をとる権利を自国政府のために留保する。

XIII

ルワンダ共和国のために

ルワンダ共和国の代表団は、次の権利を自国政府のために留保する。

1 連合の経費の自国の分担金額の増加をもたらすいかなる財政的措置をも受諾しない権利

2 連合員が、何らかの方法により国際電気通信条約(千九百七十三年マラガイトレモリノス)を遵守しない場合又は他国が行った留保により自国の電気通信業務の良好な運用が害される場合には、自国の利益を保護するために必要と認めるすべての措置をとる権利

XIV

シンガポール共和国のために

シンガポール共和国の代表団は、一部の国が何らかの方法により国際電気通信条約(千九百七十三年マラガイトレモリノス)を遵守しない場合又は他国が行った留保により自国の電気通信業務が害され若しくは連合の経費の自国の分担金額の増加がもたらされる場合には、自国の利益を保護するために必要と認めるすべての措置をとる権利を自国政府のために留保する。

XV

白ロシア・ソヴィエト社会主義共和国、ブルガリア人民共和国、キューバ、ハンガリー人民共和国、モンゴル人民共和国、ポーランド人民共和国、ドイツ民主共和国、ウクライナ・ソヴィエト社会主義共和国、チェコスロヴァキア社会主義共和国及びソヴィエト社会主義共和国連邦のために

前記の諸国の代表団は、各自の政府に代わつて、次のとおり宣言する。
南ヴィエトナムは、二の地帯で構成さ

れ、かつ、二の政府(南ヴィエトナム共和国臨時革命政府及びサイゴン当局)の下にあるので、サイゴン当局の代表が南ヴィエトナムに代わつてこの条約及び全権委員会議の他の最終文書に署名することは、認めることができない。

朝鮮の南部は、朝鮮の全体を代表してないので、南朝鮮の代表が朝鮮に代わつてこの条約及び全権委員会議の他の最終文書に署名することは、認めることができない。

バルバドスの代表団は、連合員が連合の経費を分担せず、若しくは他の何らかの方法により国際電気通信条約(千九百七十三年マラガイトレモリノス)若しくはその附属書若しくは議定書を遵守しない場合又は他の連合員が行った留保により自国の電気通信業務が害される場合には、自国の利益を保護するために必要と認めるすべての措置をとる権利を自国政府のために留保する。

XVI

バルバドスのために

パングラデシュ人民共和国のために
1 パングラデシュ人民共和国の代表団は、国際電気通信条約(千九百七十三年マラガイトレモリノス)の最終議定書に署名するに際し、マラガイトレモリノス全権委員会(千九百七十三年)に参加した他の政府が行った留保から生ずる財政的結果であつて、連合の経費の自国の分担金額の増加をもたらすおそれがあるいかなるものをも受諾しない権利を自国政府のために留保する。

XVII

マレイシアの代表団は、マレイシアの代表団は、

2 パングラデシュ人民共和国の代表団は、また、連合員が何らかの方法により国際電気通信条約(千九百七十三年マラガイトレモリノス)若しくはその附属書若しくは議定書を遵守しない場合又は他の政府が行った留保により自国の電気通信業務の良好な運用が害される場合には、自国の利益を保護するために必要と認めるすべての措置をとる権利を自国政府のために留保する。
3 パングラデシュ人民共和国の代表団は、更に、一般規則第八十二条に掲げる業務規則、すなわち、電信規則、電話規則、無線通信規則及び追加無線通信規則の全部又は一部の規定に加入する権利を自国政府のために留保する。

XVIII

マレイシアのために

1 連合員が何らかの方法により国際電気通信条約(千九百七十三年マラガイトレモリノス)を遵守しない場合又は他国が行った留保により自国の電気通信業務が害される場合には、自国の利益を保護するために必要と認めるすべての措置をとる権利を自国政府のために留保し、
2 マレイシア政府のこの条約に対する署名及びその後の批准が、第一附属書にイスラエルという名称で掲げられてある連合員に関してはいかなる効力をもち、また、マレイシア政府によるその連合員の承認を何ら意味するものではないことを宣言する。

XIX

グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国のために

グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国の代表団は、一部の連合員が連合の経費を分担せず、若しくは他の何らかの方法により国際電気通信条約(千九百七十三年マラガイトレモリノス)、その附属書若しくは同条約に附属する議定書に従わない場合又は他国が行った留保により自国の電気通信業務の良好な運用が害される場合には、自国の利益を保護するために必要と認めるすべての措置をとる権利を自国政府のために留保する。

XX

トルコのために

国際電気通信連合全権委員会(千九百七十三年マラガイトレモリノス)に対するトルコ政府の代表団は、他の連合員が行った留保により連合の経費の自国の分担金額の増加がもたらされる場合には、自国の利益を保護するために必要と認めるすべての措置をとる自国政府の権利を留保する。

XXI

ユーゴスラヴィア社会主義連邦共和国のために

ユーゴスラヴィア社会主義連邦共和国の代表団は、自国政府に代わつて、次のとおり宣言する。
1 南ヴィエトナムに二の地域及び二の政府(南ヴィエトナム共和国臨時革命政府及びサイゴン政権)が存在するので、サイゴン政権の代表者が署名したこの条約及びマラガイトレモリノス全権委員会(千九百七十三年)の他の

文書は、南ヴィエトナムに代わつて署名されたものと認めることができない。

2 南朝鮮の代表者は、この条約及びマラガイトレモリノス全権委員会議(千九百七十三年)の他の文書に朝鮮全体に代わつて署名する権利を有しない。

XXII

ルーマニア社会主義共和国のために

A

ルーマニア社会主義共和国の代表団は、自国政府に代わつて、次のとおり宣言する。

1 同代表団は、ソウル政権が朝鮮人民を代表しておらず、また、代表することもできないので、國際電気通信条約において朝鮮全体に代わつて発言する権利を有する旨の南朝鮮の代表の主張が全く不当であり、かつ、いかなる法的効力をも有しないと認める。

2 サイゴン政府は、一方的に南ヴィエトナムを代表することができない。

B

ルーマニア社会主義共和国の代表団は、自国の利益を保護するために必要と認めるすべての措置をとる自国政府の権利及び他国が行つた留保から生ずることがある財政的結果を受諾し又は受諾しない自国政府の権利を留保する。

XXIII

マレーシアのために

マレーシアの代表団は、一部の連合員が連合の経費を分担しない場合には、自国の利益を保護するために必要と認めるすべての措置をとる権利を自国政府のために留保する。

XXIV

タイのために

タイの代表団は、いずれかの国が何らかの方法により國際電気通信条約(千九百七十三年マラガイトレモリノス)を遵守しない場合又はいずれかの国が行つた留保により自国の電気通信業務の良好な運用が害され若しくは連合の経費の自国の分担金額の増加がもたらされる場合には、自国の利益を保護するために必要と認めるすべての措置をとる自国政府の権利を留保する。

XXV

マダガスカル共和国のために

マダガスカル共和国の代表団は、連合員が何らかの方法により國際電気通信条約(千九百七十三年マラガイトレモリノス)を遵守しない場合又は他国が行つた留保により自国の固有の電気通信業務の良好な運用が害される場合には、自国の利益を保護するために必要と認めるすべての措置をとる権利を自国政府のために留保する。

XXVI

同代表団は、また、この會議に参加した他の政府が行つた留保から生ずるいかなる財政的結果をも受諾しない権利を自国政府のために留保する。

グアテマラのために

國際電気通信連合全権委員会議(千九百七十三年マラガイトレモリノス)に対するグアテマラ政府の代表団は、連合の経費の自国の分担金額の増加をもたらすいかなる財政的措置をも受諾しない権利を自国政府のために留保する。同代表団は、また、額のいかなるを問はず連合員の負債の支払に関し、同様の権利を留保する。

XXVII

トリニダード・トバゴのために

トリニダード・トバゴ政府の代表団は、一部の連合員が連合の経費を分担せず、若しくは何らかの方法により國際電気通信条約(千九百七十三年マラガイトレモリノス)のその附屬書若しくは同条約に附屬する議定書を遵守しない場合又は他国が行つた留保により自国の電気通信業務の良好な運用が害される場合には、自国の分担金額の増加をもたらすいかなる財政的措置をも受諾しない自国政府の権利及び自国の利益を保護するために必要と認めるすべての措置をとる自国政府の権利を留保する。

XXVIII

モリタニア回教共和国のために

國際電気通信連合全権委員会議(千九百七十三年マラガイトレモリノス)に対するモリタニア回教共和国政府の代表団は、連合員が國際電気通信条約(千九百七十三年マラガイトレモリノス)を遵守しない場合には、連合に対する自国の分担金額の増加をもたらすいかなる財政

的措置をも受諾しない権利及び自国の電気通信業務を保護するために必要と認めるすべての措置をとる権利を自国政府のために留保する。

XXIX

ドイツ連邦共和国、オーストリア、ベルギー、デンマーク、フィンランド、アイスランド、リヒテンシュタイン公国、ノールウェー、オランダ王国、スウェーデン及びスイス連邦のために

前記の諸国の代表団は、國際電気通信条約(千九百七十三年マラガイトレモリノス)第八十二条に関し、同条に掲げる規則の署名の際に各自の主管庁のために行われた留保を維持することを正式に宣言する。

XXX

ソマリア民主共和国のために

ソマリアの代表団は、ソマリア民主共和国政府が、全権委員会議(千九百七十三年マラガイトレモリノス)に参加した他の政府が行つた留保から生ずるいかなる財政的結果をも受諾することができないことを宣言する。

A

同代表団は、また、一部の連合員が何らかの方法により國際電気通信条約(千九百七十三年マラガイトレモリノス)に従わない場合又は他国が行つた留保により自国の電気通信業務の良好な運用が害される場合には、自国の利益を保護するために必要と認めるすべての措置をとる権利を自国政府のために留保する。

XXXI

ニカラグアのために
ニカラグアの代表団は、連合の経費の自国の分担金額の増加をもたらすいかなる留保の結果をも受諾し又は拒否する権利を自国政府のために留保することを宣言する。

XXXII

カメルーン連合共和国のために
国際電気通信連合全権委員会（千九百七十三年マラガイトレモリノス）に対するカメルーン連合共和国の代表団は、他国の代表団がその政府のために行つた留保又はこの条約の不履行により自国の電気通信業務の良好な運用が害される場合には、自国の利益を擁護するため有用なすべての措置をとる権利を留保することを自国政府に代わって宣言する。

カメルーン連合共和国政府は、更に、この会議において他の代表団が行つた留保の結果で連合の経費の自国の分担金額の増加をもたらすものを受諾しない。

XXXIII

ケニア共和国のために

ケニア共和国の代表団は、一部の連合員が何らかの方法により国際電気通信条約（千九百七十三年マラガイトレモリノス）を遵守しない場合又は他国が行つた留保により自国の電気通信業務の良好な運用が害され若しくは連合の経費の自国の分担金額の増加がもたらされる場合には、自国の利益を保護するために必要と認めるすべての措置をとる権利を自国政府のために留保する。

XXXIV

ウガンダ共和国のために

ウガンダ共和国政府の代表団は、連合員が何らかの方法により国際電気通信条約（千九百七十三年マラガイトレモリノス）を遵守しない場合又は連合員が行つた留保により自国の電気通信業務の良好な運用が害され若しくは連合の経費の自国の分担金額の増加がもたらされる場合には、自国の利益を保護するために必要と認めるすべての措置をとる権利を自国政府のために留保する。

XXXV

タンザニア連合共和国のために

タンザニア連合共和国の代表団は、一部の連合員が何らかの方法により国際電気通信条約（千九百七十三年マラガイトレモリノス）を遵守しない場合又は他国が行つた留保により自国の電気通信業務の良好な運用が害され若しくは連合の経費の自国の分担金額の増加がもたらされる場合には、自国の利益を保護するために必要と認めるすべての措置をとる権利を自国政府のために留保する。

XXXVI

イタリアのために

イタリアの代表団は、イタリア政府が、全権委員会（千九百七十三年マラガイトレモリノス）に参加した他の政府が行つた留保から生ずるおそれがあるいかなる財政的結果をも受諾することができないことを宣言する。

同代表団は、また、連合員が他の何らかの方法により国際電気通信条約（千九百七十三年マラガイトレモリノス）に従わない場合又は他国が行つた留保により自国の電気通信業務の良好な運用が害される場合には、自国の利益を保護するために必要と認めるすべての措置をとる権利を自国政府のために留保する。

XXXVII

アルジェリア民主人民共和国、サウディ・アラビア王国、エジプト・アラブ共和国、アラブ首長国連邦、イラク共和国、クウェイト国、レバノン、リビア・アラブ共和国、モロッコ王国、モーリタニア回教共和国、オマーン国、パキスタン、ソマリア民主共和国、スーダン民主共和国、チュニジア、イエメン・アラブ共和国及びイエメン民主人民共和国のために

前記の諸国の代表団は、国際電気通信条約（千九百七十三年マラガイトレモリノス）へのこれらの国の代表団による署名及びこれらの国の政府によるその後の批准が、第一附属書にイスラエルという名称で掲げられている連合員に対しては効力を有するものでなく、また、その連合員の承認を何ら意味するものでもないことを宣言する。

XXXVIII

アメリカ合衆国のために

アメリカ合衆国は、その名において行われた国際電気通信条約（千九百七十三年マラガイトレモリノス）への署名による

つて同条約第四十二条及び一般規則第八十二条に掲げる電話規則又は追加無線通信規則に関するいかなる義務をも受諾しないことを正式に宣言する。

XXXIX

アフガニスタン共和国のために

アフガニスタン共和国政府は、同政府がこの条約（千九百七十三年マラガイトレモリノス）を批准する時まで、いかなる宣言又は留保をも行う権利を留保する。

XL

ナイジェリア連邦共和国のために

ナイジェリア連邦共和国の代表団は、国際電気通信条約（千九百七十三年マラガイトレモリノス）に署名するに際し、一部の連合員が連合の経費を分担せず、若しくは他の何らかの方法により同条約、その附属書若しくは同条約に附属する議定書に従わない場合又は他国が行つた留保によりナイジェリア連邦共和国の電気通信業務の良好な運用が害される場合には、自国の利益を保護するために必要と認めるすべての措置をとる権利を自国政府が留保することを宣言する。

XLI

モーリシアスのために

モーリシアスの代表団は、一部の連合員が連合の経費を分担せず、若しくは他の何らかの方法により国際電気通信条約（千九百七十三年マラガイトレモリノス）、その附属書若しくは同条約に附属する議定書に従わない場合又は他国が行つた留保によりモーリシアスの電気通信

昭和五十年四月二十四日 衆議院会議録第十八号

国際電気通信条約及び関係議定書の締結について承認を求めるの件及び同報告書

六四〇

業務の良好な運用が害される場合には、自国の利益を保護するために必要と認めざるすべての措置をとる権利を自国政府のために留保する。

XLII

デンマーク、フィンランド、アイスランド、ノールウェー及びスウェーデンのために

前記の諸国の代表団は、連合の経費の自国の分担金額の増加をもたらす留保のいかなる結果をも受諾しないことを各自の国の政府に代わつて宣言する。

XLIII

イエメン民主人民共和国のために

イエメン民主人民共和国の代表団は、いづれかの国が何らかの方法により国際電気通信条約(千九百七十三年マラガイトレモリノス)に従わない場合又は他国が行つた留保により自国の電気通信業務の良好な運用が害され若しくは連合の経費の自国の分担金額の増加がもたらされるおそれがある場合には、自国の利益を保護するために必要と認めるすべての措置をとる権利を自国政府のために留保する。

XLIV

インド共和国のために

1 インド共和国は、国際電気通信連合全権委員会(千九百七十三年マラガイトレモリノス)の最終文書に署名するに際し、連合員が連合の会計の問題に関して行うことがある留保の結果生ずるいかなる財政的負担をも受諾しない。

2 インド共和国の代表団は、更に、いづれかの国が条約並びにその一般規則及び条約に附属する業務規則の規定を留保し又は受諾しない場合には、連合及びその常設機関の良好な運営並びにこれらの規則の実施を確保するため、随時適当な措置をとる権利を自国政府のために留保する。

XLV

シエラ・レオネのために

シエラ・レオネの代表団は、連合の経費の自国の分担金額の増加をもたらすおそれがあるいかなる財政的措置をも受諾しない権利を自国政府のために留保することを宣言する。

同代表団は、更に、連合員が何らかの方法により国際電気通信条約(千九百七十三年マラガイトレモリノス)を遵守しない場合又は他の連合員が行つた留保により自国の電気通信業務の良好な運用が害される場合には、自国の利益を擁護するために必要と認めるすべての措置をとる権利を自国政府のために留保する。

XLVI

コンゴ人民共和国のために

コンゴ人民共和国の代表団は、一部の連合員が連合の経費を分担せず、又は国際電気通信条約(千九百七十三年マラガイトレモリノス)に従わない場合には、連合の経費の自国の分担金額の増加をもたらすおそれがあるいかなる財政的措置をも受諾しない権利及び自国の利益を保護するために必要と認めるすべての措置をとる権利を自国政府のために留保する。

XLVII

ボツワナ共和国のために

ボツワナ共和国の代表団は、連合員が連合の経費を分担せず、若しくは何らかの方法により国際電気通信条約(千九百七十三年マラガイトレモリノス)若しくは同条約に附属する規則、附属書若しくは議定書を遵守しない場合又は他国が行つた留保により自国の電気通信業務の良好な運用が害される場合には、自国の利益を擁護するために必要と認めるすべての措置をとる権利を自国政府のために留保することを宣言する。

XLVIII

ガーナのために

1 ガーナの代表団は、国際電気通信条約(千九百七十三年マラガイトレモリノス)への同代表団による署名及び自国政府によるその後の批准は、いかなる意味においても南アフリカ共和国政府の承認を意味するものではなく、また、同政府に対するいかなる義務を伴うものでもないことを宣言する。

2 ガーナの代表団は、また、他の連合員が同条約を遵守しないことによつて又は他の連合員が行つた留保によつて自国の電気通信業務の良好な運用が害される場合には、自国の利益を擁護するために必要と認めるすべての措置をとる権利を自国政府のために留保する。

XLIX

白ロシア・ソヴィエト社会主義共和国

国ブルガリア人民共和国、キューバ、ハンガリー人民共和国、モンゴル人民共和国、ポーランド人民共和国、ドイツ民主共和国、ウクライナ・ソヴィエト社会主義共和国、ルーマニア社会主義共和国、チェコスロヴァキア社会主義共和国及びソヴィエト社会主義共和国連邦のために

L

ブルガリア人民共和国、キューバ、ハンガリー人民共和国、モンゴル人民共和国、ポーランド人民共和国、ドイツ民主共和国及びチェコスロヴァキア社会主義共和国のために

前記の諸国の代表団は、他国が行つた留保により連合の経費の自国の分担金額の増加がもたらされる場合又は一部の連合員が連合の経費を分担しない場合には、自国の利益を擁護するために必要と認めるすべての措置をとる権利を各自の政府のために留保する。

LI

キューバのために

全権委員会(千九百七十三年マラガイトレモリノス)に対するキューバの代表団は、自国革命政府に代わつて、ロン・ノル政権の傀儡代表団による最終文書への署名にはいかなる法的又は道徳的な価値をも認めないことを宣言する。カンボディア王国民族連合政府(GRUNK)の代表のみが、カンボディアに代わつて同会議の最終文書に署名する資格を有する。

LII

象牙海岸共和国のために

象牙海岸共和国の代表団は、この条約（千九百七十三年マラガイトレモリノス）に対して他の政府が行った留保の結果であつて、連合の経費の自国の分担金額の増加をもたらすもの又は自国の電気通信業務を害するものを受諾し又は拒否する権利を自国政府のために留保することを宣言する。

LIII

オーストラリアのために

オーストラリアの代表団は、一部の連合員が現存の負債、その利子若しくは将来の分担金について連合の経費を分担せず、若しくは他の何らかの方法により国際電気通信条約（千九百七十三年マラガイトレモリノス）若しくは同条約に附属する附属書、議定書若しくは規則に従わない場合又は他国が行った留保により自国の電気通信業務の良好な運用が害される場合には、自国の利益を保護するために必要と認めるすべての措置をとる権利を自国政府のために留保する。

LIV

ニュー・ジブランドのために

ニュー・ジブランドの代表団は、一部の連合員が連合の経費を分担せず、若しくは他の何らかの方法により国際電気通信条約（千九百七十三年マラガイトレモリノス）、その附属書若しくは同条約に附属する議定書に従わない場合又は他国が行った留保によりニュー・ジブランドの電気通信業務の良好な運用が害される場合には、自国の利益を保護するために

必要と認めるすべての措置をとる権利を自国政府のために留保する。

LV

ニジェール共和国のために

国際電気通信連合全権委員会議に対するニジェール共和国の代表団は、いづれかの連合員が分担金その他の関係費用を支払わないことによる連合の予算の自国の分担金額のいかなる増加をも受諾しないことを宣言する。

同代表団は、更に、いづれかの連合員が千九百七十三年のマラガイトレモリノス条約を遵守しない場合には、電気通信に関する自国の利益を保護するために有用なすべての措置をとる自国政府の権利を留保する。

LVI

コンゴ人民共和国のために

コンゴ人民共和国の代表団は、自国政府に代わつて、次のとおり宣言する。

1 南ヴィエトナムは、二の地帯で構成され、かつ、二の政府（南ヴィエトナム共和国臨時革命政府及びサイゴン当局）の下にあるので、サイゴン当局の代表が南ヴィエトナム全体に代わつてこの条約及び全権委員会議の他の最終文書に署名することは、認めることができない。

2 朝鮮の南部は、朝鮮の全体を代表していないので、南朝鮮の代表が朝鮮に代わつてこの条約及び全権委員会議の他の最終文書に署名することは、認めることができない。

LVII

スリ・ランカ共和国のために

国際電気通信連合全権委員会議（千九百七十三年マラガイトレモリノス）に対するスリ・ランカ共和国政府の代表団は、自国政府のために次の権利を留保する。

1 連合の経費の自国の分担金額の増加をもたらすすべての財政的措置を拒否する権利

2 連合員が何らかの方法により国際電気通信条約（千九百七十三年マラガイトレモリノス）、その附属書若しくは同条約に附属する規則を遵守しない場合又は他国が行った留保により自国の電気通信業務の良好な運用が害される場合には、自国の利益を保護するために必要と認めるすべての措置をとる権利

3 必要がある場合には、スリ・ランカ共和国の憲法及び法律に従つた他のすべての措置をとる権利

LVIII

カンボディア共和国のために

カンボディア共和国の代表団は、一部の代表団がカンボディア共和国に関して行つた留保のため、この会議の最終文書の批准に関し、自国政府の権利を留保する。

同代表団は、更に、自国の分担金額の増加をもたらすいかなる財政的措置をも受諾しないことを宣言する。

LIX

中華人民共和国のために

中華人民共和国の代表団は、次のとおり宣言することを希望する。

1 裏切者ロン・ノル一派は、カンボ

ディア人民のほんの一部を代表する一握りの少数者にすぎず、全面的に違法なものである。この一派は、カンボディア人民に代わつてマラガイトレモリノスの国際電気通信条約（千九百七十三年）に署名するいかなる権利をも有しない。

ヴィエトナムに関するパリ協定は、南ヴィエトナムに二の政府（南ヴィエトナム共和国臨時革命政府及びサイゴン政府）が存在することを事実上承認している。現在の状態の下では、国際電気通信連合の会議においてサイゴン政府が一方的に代表することは、不適当である。北朝鮮と南朝鮮との間に国家の自主的平和の再統一に関する原則的合意が達成された状況の下では、南朝鮮当局が国際電気通信連合の会議に独自に代表を派遣することは、不合理である。前記のことにかんがみ、サイゴン政府及び南朝鮮当局の代表は、国際電気通信条約（千九百七十三年マラガイトレモリノス）に独自に署名する権利を有しない。

2 中国の代表団は、国際電気通信条約（千九百七十三年マラガイトレモリノス）の無線周波数の割当て及び利用並びに対地静止衛星の位置の割当て及び記録に関する規定を留保する。

LX

ビルマ連邦のために

ビルマ連邦の代表団は、マラガイトレモリノス条約（千九百七十三年）に署名するに際し、他国が行った留保により連合の経費の自国の分担金額の増加がもたらされる場合には、自国の利益を保護するために必要と認めるすべての措置をとる

權利を自国政府のために留保する。

LXI

ヴィエトナム共和国のために

ヴィエトナム共和国の代表団は、同代表団が第四回本会議及び委任状審査委員会において行つた宣言を重ねて行つた。

ヴィエトナム共和国の國際電気通信連合への加盟が認められた千九百五十一年以来、我が政府は、その代表資格性の証拠をことごとく確立してきた。

我々は、一部の代表団が宣伝の目的で國際電気通信連合の枠の外の政治的論争をひき起こすことをよしとしていることを遺憾とするものである。

あらゆる手段により恐怖、死、破壊及び荒廃をまき散らすことを専ら業とする一握りの少数者で構成された政府であるいわゆる南ヴィエトナム臨時革命政府に有利な議論を行うためにパリ協定を引用することは誤りである。

事実、ヴィエトナムに休戦をもたらして南ヴィエトナムに永続性のある平和を迅速に再建するための交渉に好都合な環境をつくり出すことを基本的目的とするパリ協定は、いわゆる臨時革命政府を決してそのようなものとして承認してはいない。パリ協定は、この臨時革命政府を

南ヴィエトナムにおける「合法的」政府として設定しておらず、また、設定する権限もない。この協定は、また、ヴィエトナム共和国の法律上及び憲法上の性格を変更しておらず、また、変更する権限もない。

臨時革命政府という名称は、北ヴィエトナム労働党が千九百六十年九月にハノイで開催されたその第三回会議で創立したいいわゆる南ヴィエトナム解放戦線が自己に付与した呼称であるにすぎない。

民族解放戦線又は臨時革命政府と名乗るこの組織は、ハノイの手先にすぎず、北ヴィエトナムの遠征軍によつて支えられた全くの人為的創造物である。

我々は、侵略政策を非難する旨を宣言しながらも我が固有の領土において永年いたずらに継続しているこの痛ましい同胞殺戮闘争を終わらせるための最小限の貢献すらしようとしなければかりか全くその反対である関係国の代表団の態度を嘆く。

ヴィエトナム共和国の代表団は、同代表団が南ヴィエトナムの唯一の適法な代表であること及びヴィエトナム共和国の國際電気通信連合への加盟以来同代表団が会議でそのようなものとして承認され

ていることを宣言する。

この条約に関連して提出された又はこの条約に付されたすべての宣言であつてヴィエトナム共和国の立場と矛盾するものは、違法であり、したがつて、無効である。

ヴィエトナム共和国の代表団は、また、連合の経費の自国の分担金額の増加をもたらすいかなる財政的措置をも受諾しない権利及び自国の利益を擁護するために必要と認めるすべての措置をとる權利を自国政府のために留保する。

LXII

中央アフリカ共和国のために

全権委員会（千九百七十三年マラガリトレモリノス）に対する中央アフリカの代表団は、一部の連合員がこの國際電気通信条約を遵守しない場合及び連合の経費の自国の分担金額の増加をもたらす異例の留保を行う場合には、自国の利益を擁護するために必要なすべての措置をとる權利を自国政府が留保することを宣言する。

LXIII

赤道ギニア共和国のために
赤道ギニア共和国の代表団は、自国政

府のために次の權利を留保する。

- 1 自国の分担金額の増加をもたらすいかなる財政的措置をも受諾しない権利
- 2 連合員が國際電気通信条約（千九百七十三年マラガリトレモリノス）を遵守しない場合には、自国の電気通信業務の良好な運用を擁護するために必要と認めるすべての措置をとる權利

LXIV

ブルンディ共和国のために

ブルンディ共和国の代表団は、連合の経費の自国の分担金額の増加をもたらす措置を受諾し又は受諾しない權利を自国政府のために留保する。

LXV

チャード共和国のために

千九百七十三年のマラガリトレモリノス國際電気通信連合全権委員会に對するチャード共和国の代表団は、自国政府のために次の權利を留保する。

- 1 自国の分担金額の増加をもたらすいかなる財政的措置をも受諾しない権利
- 2 いずれかの連合員が何らかの方法によりこの条約を遵守しない場合には、自国の利益を擁護するために必要と認めるすべての措置をとる權利

LXVI

イラク共和国のために
イラク共和国の代表団は、連合員が何

らかの方法により国際電気通信条約(千九百七十三年マラガリトレモリノス)を遵守しない場合又は連合員が行った留保によりイラクの電気通信業務の良好な運用が害され若しくは連合の経費のイラクの分担金額の増加がもたらされる場合には、自国の利益を擁護するために必要と認めるすべての措置をとる権利を自国政府が留保することを宣言する。

LXVII

トーゴ共和国のために

トーゴ共和国の代表団は、いずれかの国がこの条約を遵守しない場合又は一部の連合員が千九百七十三年のマラガリトレモリノス会議の期間中に若しくはこの条約の署名若しくは加入の際に行つた留保により自国の電気通信業務に支障を生じ若しくは連合の経費の自国の分担金額の過度の増加がもたらされる場合には、適当と認める措置をとる権利を自国政府のために留保する。

LXVIII

ダホメ共和国のために

ダホメ共和国の代表団は、自国政府のために次の権利を留保する。
1 連合の経費の自国の分担金額の増加をもたらすいかなる財政的措置をも受諾しない権利
2 連合員が国際電気通信条約(千九百

七十三年マラガリトレモリノス)を遵守しない場合には、自国の電気通信業務を保護するために必要と認めるすべての措置をとる権利

LXIX

コンゴ人民共和国のために

国際電気通信連合全権委員会(千九百七十三年マラガリトレモリノス)に対するコンゴ人民共和国の代表団は、自国革命人民政府に代わつて、ロン・ノル反動政権の代表団による最終文書への署名にはいかなる法的な又は道徳的な価値をも認めないことを宣言する。カンボディア王国民族連合政府の代表のみが、カンボディアに代わつて同会議の最終文書に署名する資格を有する。

LXX

パプア・ニューギニアのために

パプア・ニューギニアは、一部の連合員が連合の経費を分担せず、若しくは他の何らかの方法により国際電気通信条約(千九百七十三年マラガリトレモリノス)、その附属書若しくは同条約に附属する議定書に従わない場合又は他国が行つた留保によりパプア・ニューギニアの

電気通信業務の良好な運用が害される場合には、パプア・ニューギニアの利益を擁護するために必要と認めるすべての措置をとる権利を留保する。

LXXI

エル・サルヴァドル共和国のために

エル・サルヴァドル共和国の代表団は、国際電気通信条約(千九百七十三年マラガリトレモリノス)を批准するまでの間、必要と認めるすべての宣言又は留保を行う権利を自国政府のために留保する。同代表団は、更に、他国が行つた留保の結果であつて自国の利益に有害な影響を及ぼすいかなるものをも受諾しないことを宣言する。

LXXII

イスラエル国のために

アルジェリア民主共和国、サウディ・アラビア王国、エジプト・アラブ共和国、アラブ首長国連邦、イラク共和国、クウェイト国、レバノン、リビア・アラブ共和国、マレイシア、モロッコ王国、モーリタニア回教共和国、オマーン国、パキスタン、ソマリア民主共和国、スーダン民主共和国、テニジア、イエメン・アラブ共和国及びイエメン民主

民共和国の代表団が行つた宣言が国際電気通信連合の原則及び目的に明らかに反するものであり、したがつて、いかなる法的効力をも有しないので、イスラエル政府は、これらの宣言を全面的に拒否すること並びにこれらの宣言が国際電気通信連合の連合員の権利及び義務に關しいかなる効力をも有することができないと認めることを記録にとどめることを希望する。

いかなる場合においても、イスラエル政府は、アルジェリア民主共和国、サウディ・アラビア王国、エジプト・アラブ共和国、アラブ首長国連邦、イラク共和国、クウェイト国、レバノン、リビア・アラブ共和国、マレイシア、モロッコ王国、モーリタニア回教共和国、オマーン国、パキスタン、ソマリア民主共和国、スーダン民主共和国、テニジア、イエメン・アラブ共和国及びイエメン民主人民共和国の政府が何らかの方法によりこの条約又はこれに附属する附属書、議定書若しくは規則のいずれかに違反する場合においては、自国の利益を擁護するためその権利を行使する。

LXXIII

大韓民国のために

昭和五十年四月二十四日 衆議院會議録第十八号

國際電気通信条約及び関係議定書の締結について承認を求めるの件及び同報告書

六四四

大韓民国の代表団は、自国政府に代わつて、

1 國際電気通信連合又はこの全権委員會議において同代表団が大韓民国を代表する資格に關して行われたすべての留保又はこの資格の有効性に異議を唱えるすべての宣言は、根拠がなくかつ法的効力を有しないことを宣言し、

2 一部の連合員が連合の経費を分担せず、若しくは他の何らかの方法により國際電気通信条約(千九百七十三年マラガリトレモリノス)、その附屬書若しくは同条約に附屬する議定書に従わないう場合又は他國が行つた留保により自國の固有の電気通信業務の良好な運用が害される場合には、自國の利益を擁護するために必要と認めるすべての措置をとる自國政府の權利を留保する。

LXXIV

ベルギーのために

ベルギーの代表団は、一部の連合員が連合の経費を分担せず、若しくは他の何らかの方法により國際電気通信条約(千九百七十三年マラガリトレモリノス)、その附屬書若しくは同条約に附屬する議定書に従わない場合、他國が行つた留保に

より連合の経費の自國の分担金額の増加がもたらされるおそれがある場合又は他國が行つた留保により電気通信業務の良好な運用が害される場合には、自國の利益を保護するために必要と認めるすべての措置をとる權利を自國政府のために留保する。

LXXV

リビア・アラブ共和国のために

リビア・アラブ共和国の代表団は、他國が行つた留保の結果であつて連合に対する自國の分担金額の増加をもたらすおそれがあるものを受諾し又は拒否する權利及び連合員又は準連合員が國際電気通信条約(千九百七十三年マラガリトレモリノス)又はこれに附屬する規則に従わない場合には、自國の利益を擁護するために必要と認めるすべての措置をとる權利を自國政府のために留保する。

LXXVI

ガボン共和国のために

ガボン共和国の代表団は、國際電気通信条約(千九百七十三年マラガリトレモリノス)に署名するに際し、他の政府が行つた留保により連合の経費の自國の分担

金額の増加がもたらされ又は自國の電気通信業務が害される場合には、自國の利益を保護するために必要と認めるすべての措置をとる權利を自國政府のために留保する。

LXXVII

上ヴォルタ共和国のために

國際電気通信連合全権委員會議(千九百七十三年マラガリトレモリノス)に対する上ヴォルタ共和国の代表団は、連合員が國際電気通信条約(千九百七十三年マラガリトレモリノス)又はこれに附屬する附屬書若しくは規則を遵守しない場合には、連合の経費の自國の分担金額を増加させるすべての財政的措置を拒否する權利及び自國の利益を保護するために必要なすべての措置をとる權利を自國政府のために留保する。

LXXVIII

マリ共和国のために

國際電気通信連合全権委員會議に対するマリ共和国の代表団は、いずれかの連合員が分担金その他の関係費用を支払わないことによる連合の予算の自國の分担

金額のいかなる増加をも受諾しないことを宣言する。

同代表団は、更に、いずれかの連合員が千九百七十三年のマラガリトレモリノス条約を遵守しない場合には、電気通信に關する自國の利益を保護するために有用なすべての措置をとる自國政府の權利を留保する。

LXXIX

ネパールのために

ネパールの代表団は、自國の毎年の分担金額が理由のいかなる増加する場合にも、自國の利益を保護するために適當と認めるすべての措置をとる權利を自國政府のために留保する。

LXXX

アラブ首長國連邦のために

アラブ首長國連邦の代表団は、連合員が何らかの方法により國際電気通信条約(千九百七十三年マラガリトレモリノス)を遵守しない場合又は連合員が行つた留保により自國の電気通信業務の良好な運用が害され若しくは連合の経費のアラブ首長國連邦の分担金額の増加がもたらされる場合には、自國の利益を擁護するた

めに必要と認めるすべての措置をとる権利を自国政府が留保することを宣言する。

LXXXI

ウルグアイ東方共和国のために

ウルグアイ東方共和国の代表団は、国際電気通信条約（千九百七十三年マラガイトレモリノス）の署名に際し、一部の連合員が同条約若しくはこれに附属する附属書若しくは議定書を遵守しない場合又は他国が行った留保によりウルグアイ東方共和国の電気通信業務が害される場合には、自国の利益を保護するために必要と認める措置をとる権利を自国政府が留保することを宣言する。

LXXXII

ボリヴィア共和国のために

ボリヴィア共和国の代表団は、国際電気通信条約（千九百七十三年マラガイトレモリノス）の署名に際し、他の連合員が同条約若しくはこれに附属する附属書若しくは議定書を遵守しない場合又は他国が行った留保によりボリヴィアの利益、特にボリヴィアの電気通信業務が害

されるおそれがある場合には、自国の利益を擁護するために必要と認める措置をとる権利を自国政府が留保することを宣言する。

ボリヴィア共和国の代表団は、更に、自国政府が、同条約を批准する時まで、いかなる留保をも行う権利を維持することを宣言する。

LXXXIII

セネガル共和国のために

セネガル共和国の代表団は、この会議で他の政府が行った留保の結果であつて、連合の経費の自国の分担金額の増加をもたらしかなるものをも受諾しないことを自国政府に代わつて宣言する。

セネガル共和国は、更に、他国が行った留保により又はこの条約の不履行により自国の電気通信業務の良好な運用が害される場合には、自国の利益を擁護するために有用と認めるすべての措置をとる権利を留保する。

LXXXIV

アルゼンティン共和国のために

A

アルゼンティン共和国の代表団は、自国政府のために次の権利を留保する。

1 自国の分担金の増加をもたすおそれがあるいかなる財政的措置をも受諾しない権利

2 連合員が国際電気通信条約（千九百七十三年マラガイトレモリノス）を遵守しない場合には、自国の電気通信業務を保護するために適当と認めるすべての措置をとる権利

B

アルゼンティン共和国の代表団は、国際電気通信条約（千九百七十三年マラガイトレモリノス）の規定中自国の主権に直接又は間接に影響を及ぼすものに関して、適当と認める留保を行う権利を自国政府のために留保する。

LXXXV

ギニア共和国のために

ギニア共和国の代表団は、連合員が何らかの方法により国際電気通信条約（千九百七十三年マラガイトレモリノス）を遵守しない場合に自国の利益を保護するために必要と認めるすべての措置をとる権利又は他国が行った留保により自国の電気通信業務が害される場合にこの留保

から生ずることがある財政的結果を受諾し若しくは受諾しない権利を自国政府のために留保する。

LXXXVI

スペインのために

スペインの代表団は、国際電気通信条約（千九百七十三年マラガイトレモリノス）の前文、第一条その他の条において使用されている「国」という語は、自国政府に関する限り、「主権国」という語と同義語であり、これと同一の価値、同一の範囲並びに法律上及び政治上同一の内容を有するものであることを自国政府の名において宣言する。

LXXXVII

アルゼンティン共和国のために

アルゼンティン共和国の代表団は、国際電気通信条約（千九百七十三年マラガイトレモリノス）の署名に際し、同条約の最終議定書又は会議の他のすべての文書において「フォークランド諸島及びその属地」という誤った呼称で行われているマルヴィナス諸島、南ジョージア諸島及び南サンドウィッチ諸島に対するいか

なる言及も、アルゼンティン共和国のこれらの領域に対する絶対的な譲渡することができない主権を決して侵すものではないことを自国政府に代わつて宣言する。グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府がアルゼンティン共和国が決して承認したことがない実力行為によつてこれらの諸島を占拠しているため、國際連合は、決議第二千六十五号(第二千回会期)によつて、これらの諸島に対する主権に関する紛争を平和的に解決することを両当事者に要請した。

前記の文書におけるいわゆる「南極の英領地域」に対するいかなる言及も南極のアルゼンティン区域におけるアルゼンティン共和国の権利を決して侵すものではないこと並びにアルゼンティン共和国及びグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国が署名国となつていて千九百五十九年十二月一日にワシントンで署名された南極条約第四条においても同様な指摘がなされていることもまた明確にされなければならない。

LXXXVIII

アルジェリア民主人民共和国のために

國際電気通信連合全権委員會議(千九百七十三年マラガイトレモリノス)に対するアルジェリア民主人民共和国の代表團は、一部の連合員が何らかの方法により國際電気通信条約(千九百七十三年マラガイトレモリノス)を遵守しない場合又は他の連合員が行つた留保により自国の電気通信業務が害され若しくは連合の経費の自国の分担金額の増加がもたらされる場合には、自国の利益を保護するために必要と認めるすべての措置をとる權利を自国政府のために留保する。

LXXXIX

ペルーのために
ペルーの代表團は、ペルーが、連合員間の紛争を解決するための仲裁に関する条約上の規定にはいかなる状況の下でも拘束されないことを宣言する。
ペルーの代表團は、また、自国政府のために次の權利を留保する。
1 一部の連合員が何らかの方法によりこの条約若しくはその規則に従わない場合又は一部の連合員が行つた留保によりペルーの電気通信業務の良好な運用が害される場合には、自国の利益を保護するために必要と認める措置をとる權利

る權利

2 連合の経費の自国の分担金額の増加をもたらし留保の結果を受諾し又は拒否する權利

3 この条約にいう業務規則、すなわち、電信規則、電話規則、無線通信規則及び追加無線通信規則の全部又は一部の規定を受諾し又は拒否する權利

XC

イランのために

イランの代表團は、一部の連合員がその連合員の現存の負債、その利子若しくは将来の分担金について連合の経費を分担せず、若しくは他の何らかの方法により國際電気通信条約(千九百七十三年マラガイトレモリノス)、その附屬書若しくは同条約に附屬する議定書若しくは規則に従わない場合又は他国が行つた留保により自国の電気通信業務の良好な運用が害される場合には、自国の利益を保護するために必要と認めるすべての措置をとる自国政府の權利を留保する。

XCI

白ロシア・ソヴィエト社会主義共和国、ブルガリア人民共和国、キューバ、ハンガリー人民共和国、モンゴル人民共和国、ポーランド人民共和国、ドイツ民

主共和国、ウクライナ・ソヴィエト社会主義共和国、ルーマニア社会主義共和国、チェコスロヴァキア社会主義共和国及びソヴィエト社会主義共和国連邦のために

前記の諸国の代表團は、國際電気通信条約(千九百七十三年マラガイトレモリノス)第五号の規定が、國際社会全体にかかわる目的を有する多数国間条約(前記の条約も電気通信に関してこれと同様の目的を有している。(同条約第四条參照)は普遍的な参加のために開放されるべきであるとの原則に適合していないと認める。

XCH

フィリピン共和国のために

フィリピン共和国の代表團は、一部の連合員が連合の経費を分担せず、その結果フィリピンの分担金額の増加がもたらされる場合には、自国の利益を保護するために必要と認めるすべての措置をとる權利を自国政府のために留保する。同代表團は、また、他国が行つた留保の結果であつてフィリピンの利益を害するすべてのものに対する自国政府の權利を留保する。

XCIII

ドイツ連邦共和国のために

ドイツ連邦共和国の代表団は、一部の連合員が連合の経費を分担せず、若しくは他の何らかの方法によりこの条約、その附属書若しくは同条約に附属する議定書に従わない場合又は他国が行った留保により連合の経費の自国の分担金額の増加がもたらされ若しくは自国の電気通信業務の良好な運用が害されるおそれがある場合には、自国の利益を保護するため必要と認めるすべての措置をとる権利を自国政府のために留保する。ドイツ連邦共和国の代表団は、また、連合の通常予算で技術協力に関する経費を支弁する場合には、その結果として必要な措置をとる権利を自国政府のために留保する。

XCIV

フランスのために

フランスの代表団は、一部の連合員が連合の経費を分担せず、若しくは他の何らかの方法により国際電気通信条約(千九百七十二年マラガイトレモリノス)、その附属書若しくは同条約に附属する議定書に従わない場合又は他国が行った留保により自国の電気通信業務の良好な運用が

害される場合には、自国の利益を保護するために必要と認めるすべての措置をとる権利を自国政府のために留保する。

XCV

モナコのために

モナコの代表団は、一部の連合員が連合の経費を分担せず、若しくはこの条約(千九百七十二年マラガイトレモリノス)、その附属書若しくは同条約に附属する議定書に従わない場合又は他の連合員が行った留保により自国の電気通信業務の完全かつ効果的な運用が害される場合には、自国の利益を保護するために必要と認めるすべての措置をとる権利を自国政府のために留保する。

XCVI

オーストリア、ルクセンブルグ及びオランダ王国のために

前記の諸国の代表団は、一部の連合員が連合の経費を分担せず、若しくは他の何らかの方法により国際電気通信条約(千九百七十二年マラガイトレモリノス)、その附属書若しくは同条約に附属する議定書に従わない場合、他国が行った留保により連合の経費の自国の分担金額の増加がもたらされるおそれがある場

合又は他国が行った留保により電気通信業務の良好な運用が害される場合には、自国の利益を保護するために必要と認めるすべての措置をとる権利を各自の政府のために留保する。

XCVII

ユーゴスラヴィア社会主義連邦共和国のために

ユーゴスラヴィア社会主義連邦共和国の代表団は、自国政府のために次の権利を留保する。

1 一部の連合員がこの条約を遵守しない場合又は他国が行った留保により自国の電気通信業務の良好な運用が害される場合には、自国の電気通信の利益を保護するために必要と認めるすべての措置をとる権利

2 一部の連合員が連合の経費を分担しない場合又は他国が行った留保により連合の経費の自国の分担金額の増加がもたらされるおそれがある場合には、自国の利益を保護するために必要と認めるすべての措置をとる権利

XCVIII

スイス連邦及びリヒテンシュタイン公

国のために

前記の諸国の代表団は、留保又は他の措置により結果として自国の電気通信業務の良好な運用が害され又は連合の経費の自国の分担金額の増加がもたらされる場合には、自国の利益を保護するために必要と認めるすべての措置をとる権利を各自の政府の権利を留保する。

XCIX

イスラエル国のために

イスラエル国は、決議第四十八号に関し、次の事実にかんがみ、自国の立場を留保する。

1 この決議は、イスラエル国に対して軍事行動を公然と実行しかつ限りなく敵対行為を継続する一部の国の無根拠の非難に基づいており、その主張については、いかなる証拠もこの会議に提出されていない。

2 この決議の案は、十月二十日土曜日に扇動的な演説、不条理な非難及び暗黙の脅迫を背景にして審議されたが、この日は安息日であり、非難者は、イスラエルの唯一の代表者が宗教上の義務を履行するために欠席するであろうことを十分に承知していた。このため、イスラエルは、その代表者がこの

昭和五十年四月二十四日 衆議院會議録第十八号

國際電気通信条約及び関係議定書の締結について承認を求めるの件及び同報告書

六四八

非難を拒否するための陳述を行わなかつたことによつて、この無根の非難を是認したようにみえたことが明らかである。しかも、イスラエルは、このことに関し討議の過程において注意が喚起されたことを知らされており、かつ、このことは、文書第三四一号においてマレーシアにより言及されている。

3 イスラエルの代表者の欠席の宗教上の理由については、前日、議長に対し十分に説明がなされていた。議長は、イスラエルに関する重要な問題が土曜日に提起される場合には、イスラエルの代表団が自己の意見を表明する権利を行使することができるよう討議を延期するためすべての手段を尽くすこと(千九百六十五年のモントルー条約第六七〇号参照)を厳粛に約束した。同号の規定は、次のとおりである。

「議長は、すべての代表団が討議中の問題に関し自由にかつ十分に意見を表明する権利を保護する。」

4 この約束が守られなかつたので、イスラエルの代表団は、正規の手續に従い、十月二十二日曜日の本会議で行われたこの決議案の第一説会の機会に、事実を説明し、及び条約第六九二

号の規定に従つてこの決議案の否決を正式に要求した。議長は、イスラエルの代表のこの提案は手續に適合していない旨宣言してこの決議案をこの説会において表決に付することを拒否したが、このことは、条約及び一般的慣例に反する。その上、本会議に出席した代表団は、本件に関して投票する前に双方の側から意見を聴取する機会をもたなかつた。

5 イスラエルは、十月二十二日の本会議に提出され、かつ、この本会議の概要記録に全文が掲載された自国の宣言において、特に次のとおり宣言した。

(a) ベイルートの海底電線に対する破壊行為が行われたとの主張がなされたその日に、イスラエルのスポークスマンは、この事件について一切の責任を正式に否定した。

(b) 電線それ自体は、その大部分をヨーロッパ諸国及び合衆国が所有しており、イスラエルは、これらの国に同情及び理解を求めている。イスラエルは、いかなる理由で、これらの国の同情を失い及び友好国の財産を害することを希望するであらうか。

(c) また、仮に、イスラエルがこのよ

うな行為を希望したのであれば、いかなる理由で、同国が、かくも海岸に近く、切斷の発見が容易であり、かつ、復旧も比較的簡單である場所で、これを実行するであらうか。

(d) 今回の事件においては、過去におけると同様、内部的な原因に基づく破壊行為が行われた。以前にもパイプラインが破壊され、アラブ諸国の大使館への乱人が行われ、アラブ諸国の高官が暗殺され、航空機が乗っ取られ、人質が捕らえられた。これらのすべての事件において、アラブ諸国の集団の間の内戦が関係していた。今回の事件についても、事実上照らし同様の結論に到達する。意見を異にするアラブの集団がレバノンにおいて活動していることは周知のことである。まさに事件の前数日にわたり、これらの集団の一は、ベイルートにおいて、レバノンの約五十人の罪のない人々を人質として捕らえ、その生命を軽々しくもてあそばせ、これらの集団は、爆発物を取り扱いかつこの種の破壊行為を実行するために必要な最小限度の能力を有しており、また、破壊が行われたとされている場所に到達するために必

要な最小限度の手段を有している。これらの集団は、現実の又は架空の被害に対して直ちに復讐することができ、かつ、現在の状況の下では、イスラエルに罪を着せることができる。

(e) レバノンが最初に電線の切斷に言及し、業務の復旧を代替経路によつて確保するためイタルカブル社に対して援助を求めたとき、レバノンは、この事件を破壊行為と呼んだといわれている。レバノンがこの事件を宣伝に利用することができるといふ考えを抱いたのは、後になつてからのことである。

イスラエル国は、前記にかんがみ、いわゆる決議第四十八号はこの条約に添付させることが非合法かつ不適当であり、また、いかなる意味、いかなる効力をも有しないものと認める。

イスラエル国は、すべての公平な連合員が同国と見解を共にし、このいわゆる決議に対し相応した取扱いをするものと確信する。

C デンマーク、フィンランド、アイスランド、ノールウェー及びスウェーデンのために

前記の諸国の代表団は、一部の連合員が連合の経費を分担しない場合、連合員が他の何らかの方法により国際電気通信条約(千九百七十三年マラガイトレモリノス)若しくは同条約に附属する附属書若しくは議定書に従わない場合又は他国が行つた留保により自国の電気通信業務の良好な運用が害される場合には、自国の利益を保護するために必要と認めるすべての措置をとる権利を各自の政府のために留保する。

CI

イタリアのために

1 イタリアの代表団は、一部の連合員が連合の経費を分担せず、若しくは他の何らかの方法によりこの条約、その附属書若しくは同条約に附属する議定書に従わない場合又は他国が行つた留保により連合の経費の自国の分担金額の増加がもたらされるおそれがあり若しくは自国の固有の電気通信業務の良好な運用が害される場合には、自国の利益を保護するために必要と認めるすべての措置をとる権利を自国政府のために留保する。イタリアの代表団は、また、技術協力活動に関する経費が連合の通常予算に繰り入れられる場合に

は、必要な措置をとる権利を自国政府のために留保する。

2

イタリアは、この全権委員会議で採択された決議に従つて将来の全権委員会議及び主管庁会議において六番目の言語の通訳を使用することによつて国際電気通信連合が負う追加の費用を分担しない権利を留保する。

CII

グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国のために

A

グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国の代表団は、南極地域に関するチリの代表団の宣言に留意する。この宣言が南極の英領地域に言及しようとするものであるとしても、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府は、南極の英領地域に対する自国の主権に関して疑義を有しない。

B

グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国の代表団は、アルゼンティンの代表団が行つた宣言がフォークランド諸島及びその属地並びに南極の英領地域に対する連合王国政府の主権について異議を申し立てている限り、この宣言を

承認しないことを宣言し、また、この問題に関する連合王国政府の権利を正式に留保することを希望する。フォークランド諸島及びその属地並びに南極の英領地域は、現在においても、将来においても、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府が国際関係を処理する領域の不可分の一部である。

連合王国の代表団は、また、「フォークランド諸島の属地」という名称が誤りである旨のアルゼンティンの代表団が表明した意見を受諾することができず、また、この意見が「フォークランド諸島」という名称に言及しているものである限り、この名称が誤りである旨の意見も受諾することができない。連合王国の代表団は、更に、フォークランド諸島及びその属地という名称に「(マルヴィナス)」という語を付することが適当である旨のアルゼンティン代表団が表明した意見を受諾することができない。「(マルヴィナス)」をこの名称の後に付する旨の決定は、植民地及びその人民に対する独立の付与に関する宣言の適用について研究することを任務とする国際連合の特別委員会の文書にのみかかわるものであり、国際連合がそのすべての文書についてこの決定を行つたものではない。この決定

は、国際電気通信条約(千九百七十三年マラガイトレモリノス)、その附属書その他国際電気通信連合が発行する他のすべての文書には全く関係がない。

連合王国の代表団は、国際連合の決議第二千六百五十五号(第二十回会期)に関し、アルゼンティンの代表団がこの決議について掲げる理由を受諾しない。

連合王国の代表団は、千九百五十九年十二月一日にワシントンで署名された南極条約第四条に対するアルゼンティンの代表団の言及に留意するが、同条は南極地域に対するいかなる特定の国の支配又は主権をも確認し又は正当化するものではないことを声明する。連合王国政府は、南極の英領地域に対する連合王国の主権に関して疑義を有しない。

CIII

パナマ共和国のために

パナマ共和国の代表団は、国際電気通信条約(千九百七十三年マラガイトレモリノス)又は他のすべての文書においていずれかの国が行つた宣言であつて、パナマ運河地帯に対するパナマ共和国の主権を侵害するおそれがあるいかなるものをも受諾しないことを宣言する。

CIV

ルーマニア社会主義共和国のために

ルーマニアの代表団は、國際電氣通信條約(千九百七十三年マラガイトレモリノス)に署名するに際し、追加議定書Ⅲに言及されているいくつかの領域の從属的地位の維持が、植民地及びその人民に対する独立の付与に關して國際連合が採択した文書(この文書には植民地主義の速やかな終決をもたらすため人民の同権及び自決の原則の実現を促進すべき諸國の義務を嚴肅に宣言する、國際連合憲章に基づく諸國間の友好關係及び協力に關する國際法の諸原則についての宣言(千九百七十年十月二十四日の國際連合總會決議第二千六百二十五号(第二十五回會期)によつて全会一致で採択された。)が含まれている。)に反していることを宣言する。

CV

會議の議長

會議の議長は、全權委員會會議(千九百七十三年マラガイトレモリノス)においてイスラエル國によつて行われ、かつ、國際電氣通信條約(千九百七十三年マラガイトレモリノス)の最終議定書に記載された宣言の表現を遺憾とする。この宣言は、モントルー條約(千九百六十五年)

附屬一般規則の一部を構成する會議の内部規則の適用に關する論評を含んでいる。

モントルー條約第六七〇号は、會議の議長は「すべての代表団が討議中の問題に關し自由にかつ十分に意見を表明する權利を保護する」と規定しているが、この規定が討議に出席している代表団に關するものであることは明らかであり、この規定は、千九百七十三年十月二十日土曜日の本會議において、レバノンの代表団が提出した決議案(文書第三二六号)が審議されるであろうと前日から予想させる兆候があつたにもかかわらず、宗教上のかつ最高の尊敬に値する理由のために出席しなかつたイスラエル國の代表団については適用されない。なお、本件に關しては、議長は、イスラエルの代表シャケッド氏との十月十九日金曜日の會談では、この決議案に關する討議を延期する可能性についていかなる保証をも与えることができず、單に、討議を千九百七十三年十月二十二日曜日まで延期するよう種々の協議によつて試みることを申し出たこと及びこの申出は実行したが何ら成果を得なかつたことを付言する必要がある。

十月二十二日月曜日の本會議において、イスラエル國の代表は、編集委員會が提出した決議第四十八号(文書第三五一号)の第一說會の機會に、モントルー條約第六九二号の規定に基づいて要請するものであることを主張して、この決議の内容を新たな投票に付することを要請した。

議長の解釈は、次のとおりであつた。モントルー條約第七六三号の規定に基づいてこの決議が最終的なものとなる前にこの本會議が審議しなければならなかつたものは、決議の実質ではなく、決議の本文であつた。実質については、千九百七十三年十月二十日の本會議が指名点呼による表決で解決し、その結果は、賛成

追加議定書

I 千九百七十四年から千九百七十九年までの期間の連合の經費に關する追加議定書

1 管理理事會は、

管理理事會

事務總局

國際周波數登録委員會

國際諮問委員會の事務局

連合の研究所及び技術的施設

の年次經費が、千九百七十四年から次回の全權委員會會議までの年次について次の金額を超えないように連合の年次予算を定める権限を与えられる。

六十四、反対三及び棄権四十六であつた。

議長の決定は、モントルー條約(千九百六十五年)第六九七号の規定に基づいて行われた。

以上の証拠として、各全權委員は、英語、中国語、スペイン語、フランス語及びロシア語により本書一通を作成してこの最終議定書に署名した。この議定書は、國際電氣通信連合に寄託保存する。國際電氣通信連合は、その謄本一通を各署名國に交付する。

千九百七十三年十月二十五日にマラガイトレモリノスで作成した。

(條約の署名に同じ。)

- 千九百七十四年 三五、〇〇〇、〇〇〇スイス・フラン
 千九百七十五年 三六、六五〇、〇〇〇スイス・フラン
 千九百七十六年 三六、六〇〇、〇〇〇スイス・フラン
 千九百七十七年 三七、六〇〇、〇〇〇スイス・フラン
 千九百七十八年 三八、八〇〇、〇〇〇スイス・フラン
 千九百七十九年 三九、九八〇、〇〇〇スイス・フラン
 千九百七十九年後の年次については、年次予算は、各年次につきその前年度について定められた金額の三パーセントを超えて増加することができない。
- 2 管理理事会は、国際周波数登録委員会の委員の交替に伴う経費を賄うため1に定める限度額を超える権限を与えられる(この会議の決議第三号参照)。
- 3 管理理事会は、条約第九一号に掲げる会議及び国際諮問委員会の会合に関する経費を承認することができる。

3.1 管理理事会が場合により3.2の規定を考慮して採択する3の経費に係る予算は、千九百七十四年から千九百七十九年までの期間について、次の金額を超えることができない。

千九百七十四年	六、六〇〇、〇〇〇スイス・フラン
千九百七十五年	二、九〇〇、〇〇〇スイス・フラン
千九百七十六年	一一、〇〇〇、〇〇〇スイス・フラン
千九百七十七年	三、四〇〇、〇〇〇スイス・フラン
千九百七十八年	三、〇〇〇、〇〇〇スイス・フラン
千九百七十九年	一四、八〇〇、〇〇〇スイス・フラン

3.2 (a)全権委員会、(b)海上無線通信世界主管庁会議、(c)衛星放送業務のための計画を作成する無線通信世界主管庁会議、(d)航空移動(R)業務に関する無線通信世界主管庁会議又は(e)無線通信規則を改正するための世界主管庁会議が千九百七十四年から千九百七十九年までの間に開催されない場合には、これらの年次について承認された総額から、(a)については三、八〇〇、〇〇〇スイス・フラン、(b)については三、一二四、〇〇〇スイス・フラン、(c)については三、二〇〇、〇〇〇スイス・フラン、(d)については一、九五〇、〇〇〇スイス・フラン及び(e)については四、八〇〇、〇〇〇スイス・フランが差し引かれる。

全権委員会が千九百七十九年に開催されない場合には、管理理事会は、同年後の各年次について、条約第九一号に掲げる会議及び国際諮問委員会の会合に関する経費として割り当てることを適当と認める金額を承認する。

3.3 管理理事会は、3.1に定める各年次の経費の限度額を超える経費が次に掲げる金額で賄うことができる場合には、これを承認することができる。

前年度からの繰越金

4 次年度以降から控除することができる金額

4 管理理事会は、次のものを考慮するため、1及び3に定める限度額を超える権限を与えられる。

4.1 俸給表、年金掛金又は手当(国際連合がジュネーブにおいて勤務するその職員に適用することを認める勤務地手当を含む。)の増額

4.2 連合に追加の経費を必要とさせるようなスイス・フランと合衆国ドルとの間の為替相場の変動

5 管理理事会は、できる限りの節減を行う使命を有する。このため、管理理事会は、毎年、承認される経費を、必要があるときは4の規定を考慮して、1及び3に定める範囲内で、連合の必要に応ずることができ最低の水率に定める義務を有する。

6 管理理事会は、1から4までの規定に従って使用することができる金額が連合の良好な運営を確保するために不十分であると認められた場合には、連合員と正式に協議してその過半数の承認を得たときに限り、その金額を超えて使用することとする。連合員と協議する場合には、管理理事会は、このような措置を必要とする事実について十分な説明を行わなければならない。

7 世界主管庁会議及び国際諮問委員会の総会は、財政上の影響を生ずるおそれがある提議を審議するに先立ち、これに関する追加の経費の見積りを行わなければならない。

8 主管庁会議又は国際諮問委員会の総会のいかなる決定も、管理理事会が1から4までの規定又は6に定める条件に従って使用することができる金額を超えて経費の直接又は間接の増加をもたらす場合には、実施されない。

9 分担等級の選定のため連合員が従

うべき手続に関する追加議定書

1 連合員は、国際電気通信条約(千九

百七十二年マラガイトレモリノス)第九二号に掲げる分担等級表から選定した分担等級を千九百七十四年七月一日

昭和五十年四月二十四日 衆議院會議録第十八号

国際電気通信条約及び関係議定書の締結について承認を求めるの件及び同報告書

六五二

前に事務総局長に通告しなければならない。

2 1の規定に従つて千九百七十四年七月一日前に決定を通告しない連合員は、モントルー条約(千九百六十五年)の制度の下で選定した単位数に従つて分担しなければならない。

III 国際連合が国際連合憲章第七十五条の規定に従つて委任された事項を遂行するに際して国際電気通信条約を適用することを可能にするための措置に関する追加議定書

国際電気通信連合全権委員会(千九百七十二年マラガイトレモリス)は、準連合員の資格を廃止すると同会議の決定に伴い、国際連合による国際電気通信条約の適用の継続を可能にするため、次の措置をとることを決定した。

国際連合が国際連合憲章第七十五条の規定に従つて国際電気通信条約(千九百六十五年モントルー)の下で現に享有している可能性は、国際電気通信条約(千九百七十二年マラガイトレモリス)が効力を生じたときは、同条約の下においても継続することが合意された。個々の場合については、連合の管理理事会が審査する。

IV パプア・ニューギニアの権利を保護するための措置に関する追加議定書

国際電気通信連合全権委員会(千九百七十二年マラガイトレモリス)は、準連合員の資格を廃止すると同会議の決定に伴い、パプア・ニューギニアの権利を保護するため、暫定的に適用すべき次の取極を合意した。

1 国際電気通信条約(千九百七十二年マラガイトレモリス)が効力を生じ

たときは、パプア・ニューギニアが保有している準連合員としての地位は、そのまま維持されるものとし、パプア・ニューギニアは、連合員と同一の権利及び義務を有する。ただし、連合の会議及び連合の機関の会合における投票権並びに国際周波数登録委員会に対する候補者を指名する権利を有せず、また、管理理事会に対する被選挙資格も有しない。

2 パプア・ニューギニアは、したがつて、国際電気通信条約(千九百六十五年モントルー)に定める準連合員の地位に相当する特別の地位をもつて国際電気通信条約(千九百七十二年マラガイトレモリス)に署名し、かつ、これを批准することができ、その後、パプア・ニューギニアは、準連合員という構成員の地位が国際電気通信条約(千九百七十二年マラガイトレモリス)の下においても継続しているかのように、準連合員の権利及び義務に相当する権利及び義務を伴う地位をマラガイトレモリス条約の下において有する。この状態は、パプア・ニューギニアが、マラガイトレモリス条約の関係規定に従つて連合の完全な連合員となる時まで認められる。

V 事務総局長及び事務総局次長が就任する日に関する追加議定書

マラガイトレモリス全権委員会(千九百七十二年)が定める条件に従つて同会議が選挙した事務総局長及び事務総局次長は、千九百七十四年一月一日に就任する。

VI 経過的取極に関する追加議定書

国際電気通信連合全権委員会(千九百七十二年マラガイトレモリス)は、

マラガイトレモリス国際電気通信条約(千九百七十二年)が効力を生ずるまでの間暫定的に適用される次の規定を定めた。

1 管理理事会は、同会議が同条約で定める手続に従つて選挙した三十六の連合員で構成する。管理理事会は、選挙後速やかに会合し、同条約により付託される任務を遂行することができる。

2 管理理事会がその第一回会期中に選挙する議長及び副議長は、管理理事会の千九百七十五年の年次会期の初めに行われるこれらの者の後任者の選挙の時まで、その職にとどまる。

以上の証拠として、各全権委員は、英語、中国語、スペイン語、フランス語及びロシア語により本書一通を作成してこれらの追加議定書に署名した。これらの議定書は、国際電気通信連合に寄託保存する。国際電気通信連合は、その原本一通を各署名国に交付する。

千九百七十二年十月二十五日にマラガイトレモリスで作成した。

(条約の署名に同じ。)

紛争の義務的解決に関する国際電気通信条約(千九百七十二年マラガイトレモリス)の選択追加議定書

下名の全権委員は、国際電気通信条約(千九百七十二年マラガイトレモリス)に署名するに際し、全権委員会(千九百七十二年マラガイトレモリス)の最終文書の一部をなす紛争の義務的解決に関する次の選択追加議定書に署名した。

国際電気通信条約(千九百七十二年マラガイトレモリス)のこの選択追加議定書の当事者である連合員は、条約又は条約第四十二条という規則の

解釈又は適用に関するすべての紛争を、これらの連合員に関するものである限り、解決のため義務的仲裁に付する希望を表明して、

次のとおり協定した。

第一条

条約又は条約第四十二条という規則の解釈又は適用に関する紛争は、条約第五十条に定める解決方法の一致合意により選定されない限り、いずれか一方の当事者の請求に基づき、義務的仲裁に付する。その手続は、条約第八十一条に定める手続とする。ただし、条約第八十一条5の規定は、次のとおり修正する。

5 各紛争当事者は、仲裁請求通告書の受領の日から起算して三箇月の期間内に、それぞれ一の仲裁者を指定する。一方の当事者がこの期間内に仲裁者を指定しないときは、事務総局長は、他方の当事者の請求に基づき、条約第八十一条3及び4の規定に従つてこの指定を行う。

第二条 この議定書は、条約に署名する連合員による署名のために開放しておく。この議定書は、条約について定める手続に従つて批准されなければならない。この議定書は、連合員となる国による加入のために開放しておく。

第三条 この議定書は、条約の効力発生の日又は二番目の批准書若しくは加入書の寄託の日から三十日目の日のいずれか遅い日に効力を生ずる。

この議定書が効力を生じた後にこれを批准し又はこれに加入する連合員については、この議定書は、批准書又は加入書の寄託の後三十日目の日に効力を生ずる。

る。

第四条

事務総局長は、すべての連合員に次の事項を通報する。

- (a) この議定書の署名及び批准書又は加入書の寄託
(b) この議定書が効力を生ずる日

以上の証拠として、各全権委員は、英語、中国語、スペイン語、フランス語及びロシア語により本書一通を作成してこの議定書に署名した。紛議がある場合には、フランス文による。この原本は、国際電気通信連合に寄託保存する。国際電気通信連合は、その謄本一通を各署名国に交付する。

千九百七十三年十月二十五日にマラガ・トレモリノスで作成した。

アフガニスタン共和国のために

A・ジズラ・ザヒル

S・M・ナスイム・アラウイ

オーストラリアのために

エヴァン・ソーキンズ

A・M・スミス

E・サンドバック

S・C・ムーン

K・F・グリーン

オーストリアのために

R・パーベシツ

K・ヴァヴラ

J・バイヤー

ベルギーのために

ロペール・バエ

アルベル・エール

ビルマ連邦のために

ウ・キン・マウン・トゥン

ウ・フラ・ダウ

ブラジル連邦共和国のために

エルヴェ・ベルランデス・ペド

ローザ

クラウディオ・カスタニエーラ

ブランダオン

ジョアン・サンテリ・ジュニオール

アントニオ・ウンベルト・ドス・

カヴァルカンティ・デ・アルブ

ケルケ・イ・フォンテン・プ

ラーガ

イルトン・サントス

アウグスト・セザール・ギマラン

エス・リーバス

エネーアス・マシャード・デ・ア

シス

ジョゼ・アントニオ・マルケス

ブルンディ共和国のために

メルシオル・ブワキラ

サテウル・ニン・スムヘレレ

アルベル・ヌティバンデツェ

ルマン・ヌバケンガ

カメルーン連合共和国のために

エマン・T・エグベ

ジャン・ジブゲブ

カナダのために

ド・モンティニ・マルシャン

アニタ・スズラザック

中央アフリカ共和国のために

ジョゼフ・アントワヌ・ゴアロ

フィデル・マンダバ・ボルヌー

ジャン・シリル・クンク

ジャン・マリ・サキラ

サイプラス共和国のために

R・ミハイリディス

コンゴ人民共和国のために

ジャン・ビエール・ブムブー

ジャン・ガブリエル・オケリ

ロジェ・リゼ

大韓民国のために

ヒュン・スン・シム

セー・クアン・オー

コスタ・リカのために

エクトル・サンチェス・ミランダ

象牙海岸共和国のために

スーリマヌ・シソコ

クアシー・アペテ

クリストフ・ノグバ

アカ・ボニ・レオン

ブル・ヤボ・サムソン

ダホメ共和国のために

タオフィキ・ブライマ

エマヌエル・ムージブ

ドミニカ共和国のために

アンセルモ・パウリノ・アルヴァ

レス

エジプト・アラブ共和国のために

ドクター・M・M・リアド

M・F・エルバドラウイ

M・A・シドキ

T・N・エクダウイ

H・S・アブ・アリ

エル・サルヴァドル共和国のために

ヴィセンテ・サンチェス・エルナ

ンデス

オスカル・エドゥガルド・ララ

アラブ首長国連邦のために

ハリーム・ファヌース

フィンランドのために

オイヴァ・サロイラ

V・A・ヨハンソン

ガボン共和国のために

トマ・スア

スタニスラ・エオール

ギリシャのために

イオアニス・クトラフリス

アルヘラオス・ツアルハス

上ヴォルタ共和国のために

M・シンボレ

J・バリマ

D・ニキエマ

D・サノン

インドネシア共和国のために

スハルジョノ

J・スタンガル・テンケル

M・K・M・マングンディプロジョ

W・M・マングンディプロジョ

ヒロ・トゥギマン

日本国のために

佐藤正二

牧野康夫

増田元一

三宅正男

カンボディア共和国のために

チュム・シラット

ラオス王国のために

カムルアン・サイニャラット

フォイ・スヴァンナラシー

タオ・ボー

レバノンのために

モリス・ガザール

ハッサン・エッゼディーン

エリー・イード

リベリア共和国のために

テイラー・E・メイジャー

サミュエル・H・バトラ・Sr

メアリー・E・パシウ

リヒテンシュタイン公国のために

ドクター・ベンノ・ベック

ルクセンブルグのために

L・ベルナール

マラウイのために

ニエンバ・W・ムベケアニ

W・S・コウイ

S・J・F・S・ミジガ

昭和五十年四月二十四日 衆議院會議録第十八号 國際電気通信条約及び關係議定書の締結について承認を求めるの件及び同報告書

六五四

マダガスカル共和国のために
エドソン・ラハリソン
マリ共和国のために
ママドゥ・ソウ
ママドゥ・シディベ
モロッコ王国のために
M・ベン・アブデッラー
L・ブタミ
モリシアスのために
K・S・ビンディア
モリタニア回教共和国のために
ムスタファ・ヌディアエ
ネパールのために
ラム・ブラサド・シャルマ
ニカラグアのために
フロレンシオ・A・メンドーサ・G
マヌエル・カステイリョ・J
アントニオ・A・ムリャウプト
ニュー・ジブラントのために
A・W・ブロックウェイ
N・A・ワイリー
パプア・ニューギニアのために
S・クルビ
G・J・パーキンス
オランダ王国のために
フリッパ・レインマン
ペルーのために
ヘルマン・バラ・エレラ
ホアン・M・アグアヨ・デル・R
ホルヘ・エラウ・ペレス
フィリピン共和国のために
セフェリノ・S・カレオン
ペドロ・P・ヴィラセノール
カリスト・V・エスベホ
アントニオ・B・エスカランテ
グレート・ブリテン及び北部アイルラ
ンド連合王国のために
H・A・ダニエルズ

T・U・マイヤー
H・C・グリーンウッド
P・C・サンダース
W・G・ムア
セネガル共和国のために
イブラヒマ・ヌディアエ
マメ・ヌドラウ・シセ
レオン・ディア
シエラ・レオネのために
A・E・フェルグソン・ニコル
スリ・ランカ共和国のために
H・D・S・A・グナワルダナ
スイス連邦のために
フリッツ・ロッシェ
B・ドゥラルワ
J・ヴァロトン
R・リュッチ
Th・ムクリル・ブレ
チャード共和国のために
J・ベナス
タイのために
シブム・スカネット
ストーン・リンビサティアン
マヒドール・チャントラングコン
コウウィット・スラバント
トロー共和国のために
ウィリアム・オセイ
アンドレ・ド・エトナール
セト・ネノネス
テュニジアのために
ハビブ・ベン・シャイフ
ラヒム・クージヤ
モハメッド・ハシーシャ
ハーディ・ゼガル
ガヌーシ・サドク
アズィズ・ラジミ
ズヒール・ベンラカル

一 本件の要旨及び目的
本条約は、一八六五年のパリ万国電信条約と、その後の無線通信技術の発達に伴って締結された一九〇六年のベルリン国際無線電信条約を前身としており、この両条約を合併して一九三二年国際電気通信条約がマドリッドで成立し、同条約加盟国により国際電気通信連合が結成された。以後、条約は、通常五、六年の間隔を置いて開催される連合の全権委員会会議ごとに旧条約に代わる新条約の作成の形式で改正されてきたが、一九七三年九月にスペインのマラガリトレモリノスで開催された全権委員会会議において、一九六五年のモントルー条約に代わる本条約が作成され、一九七五年一月一日に効力を生じている。

また、連合員間の紛争の解決を円滑にする目的をもつて、前回の全権委員会会議において条約とは別個に作成された紛争の義務的解決に関する選択追加議定書についても、条約の場合と同様に、今回の全権委員会会議において新議定書の作成の形式で改正され、一九七五年二月十九日に効力を生じている。

本条約は、国際連合の専門機関の一つである国際電気通信連合の基本文書であり、連合の機構、業務等について定めているほか、国際電気通信業務の運用に関する基本的事項について規定しているが、今回、従来の連合員制が廃止され、領域の集合を連合員から削除したことにより、連合の構成員を国である連合員に限定したこと、執行機関である管理理事会の理事国を増加したこと、連合の経費の滞納国に対する制裁措置を規定したこと、連合の目的に宇宙通信に関する規定を加え、対地静止衛星軌道の合理的使用についての規定を新設したこと等の改正を行つてゐる。また、条約の附属書において、連合員となることのできる国の国名、条約及び規則において使用される語の定義、国際連合と国際電気通信連合との間の協定を掲げ、最終議定書において、この条約署名に際し、各国全権委員が行つた留保宣言を記している。さらに追加議定書において、この条約の効力発生の日までの経過的措置等を定めている。なお、紛争の義務的解決に関する選択追加議定書は、紛争処理の外交上の手続等について定めたものである。

我が国の本条約への加盟は批准書を事務総局長に寄託した日に効力を生じ、その後は条約の廃棄通告をしない限り無期限に効力を有することになつてゐる。

よつて政府は、本条約の締結について日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるとするのである。

二、本件の議決理由
本条約及び關係議定書の当事国となることは、国際電気通信の分野における国際協力及び我が国の電気通信業務の発展のため必要かつ適切な措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

三、本件に要する経費
本件に要する経費は、昭和五十年度一般会計、郵政省所管「国際電気通信連合分担金」の項に一

億四千九百万円が計上されている。
右報告する。

昭和五十年四月二十三日

外務委員長 栗原 祐幸
衆議院議長 前尾繁三郎殿

宅地開発公団法案

国会に提出する。

昭和四十九年二月十二日

内閣総理大臣 田中 角榮

目次

- 第一章 総則(第一条—第七条)
- 第二章 役員及び職員(第八条—第十八条)
- 第三章 業務(第十九条—第二十八条)
- 第四章 財務及び会計(第二十九条—第四十条)
- 第五章 監督(第四十一条—第四十二条)
- 第六章 雑則(第四十三条—第四十八条)
- 第七章 罰則(第四十九条—第五十一条)

第一章 総則

(目的)

第一条 宅地開発公団は、人口及び産業の集中が著しく、住宅不足のはなはしい大都市の周辺の地域において、住宅の用に供する宅地の大規模な造成を行い、これと併せて整備されるべき施設の用に供する宅地を造成するとともに、これらの宅地に必要な公共施設、交通施設等の整備を行うこと等により、良好な住宅の用に供する宅地の大量供給と健全な市街地の形成を図り、もつて大都市及びその周辺の地域における住民の生活の安定と福祉の増進に寄与することを目的とする。

(法人格)

第二条 宅地開発公団(以下「公団」という。)は、

法人とする。

(事務所)

第三条 公団は、主たる事務所を東京都に置く。

2 公団は、建設大臣の認可を受けて、必要な地に從たる事務所を置くことができる。

(資本金)

第四条 公団の資本金は、五億円とし、政府がその全額を出資する。

2 公団は、必要があるときは、建設大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

3 政府及び地方公共団体は、前項の規定により公団がその資本金を増加するときは、公団に出資することができる。

4 政府及び地方公共団体は、公団に出資するときは、土地又は土地の定着物をもつて出資の目的とすることができる。

5 前項の規定により出資の目的とする土地又は土地の定着物の価額は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

6 前項に規定する評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

(登記)

第五条 公団は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(名称の使用制限)

第六条 公団でない者は、宅地開発公団という名称を用いてはならない。

(民法の準用)

第七条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四條及び第五十條の規定は、公団について準用する。

第二章 役員及び職員

第八条 公団に、役員として、総裁一人、副総裁

一人、理事八人以内及び監事二人以内を置く。

2 公団に、役員として、前項の理事のほか、非常勤の理事六人以内を置くことができる。

(役員の職務及び権限)

第九条 総裁は、公団を代表し、その業務を総理する。

2 副総裁は、公団を代表し、総裁の定めるところにより、総裁を補佐して公団の業務を掌理し、総裁に事故があるときはその職務を代理し、総裁が欠員のときはその職務を行う。

3 理事(非常勤の理事を除く)は、総裁の定めるところにより、総裁及び副総裁を補佐して公団の業務を掌理し、総裁及び副総裁に事故があるときはその職務を代理し、総裁及び副総裁が欠員のときはその職務を行う。

4 非常勤の理事は、総裁の定めるところにより、総裁及び副総裁を補佐して公団の業務を掌理する。

5 監事は、公団の業務を監査する。

6 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、総裁又は主務大臣に意見を提出することができる。

(役員任期)

第十条 総裁及び監事は、建設大臣が任命する。

2 副総裁及び理事は、総裁が建設大臣の認可を受けて任命する。

(役員任期)
第十一条 役員任期は、四年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

(役員欠格事項)

第十二条 次の各号の一に該当する者は、役員(非常勤の理事を除く)となることができない。

- 一 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く)。
- 二 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて公団と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員(いかなる名称によるかを問はず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む)。
- 三 前号に掲げる事業者の団体の役員(いかなる名称によるかを問はず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む)。

(役員解任)

第十三条 建設大臣又は総裁は、それぞれの任命に係る役員が前条各号の一に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 建設大臣又は総裁は、それぞれの任命に係る役員が次の各号の一に該当するときは、その役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

- 一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- 二 職務上の義務違反があるとき。

3 総裁は、前項の規定によりその任命に係る役員を解任しようとするときは、あらかじめ、建設大臣の認可を受けなければならない。

(役員兼職禁止)

第十四条 役員(非常勤の理事を除く)は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

(代表権の制限)

第十五条 公団と総裁又は副総裁との利益が相反する事項については、総裁及び副総裁は代表権を有しない。この場合には、監事が公団を代表する。

(代理人の選任)

第十六条 総裁は、理事又は公団の職員のうちから、公団の主たる事務所又は從たる事務所の業務に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(職員任命)

第十七条 公団の職員は、総裁が任命する。

(役員及び職員の公務員たる性質)

第十八条 公団の役員及び職員は、刑法(明治四

昭和五十年四月二十四日 衆議院會議録第十八号

宅地開発公団法案及び同報告書

六五六

十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 業務

(業務の範囲)

第十九条 公団は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 住宅の用に供する宅地の造成、賃貸その他の管理及び譲渡を行うこと。

二 次に掲げる施設の用に供する宅地の造成、賃貸その他の管理及び譲渡を行うこと。

イ 公団の行う宅地の造成と併せて整備されるべき公共の用に供する施設

ロ 公団が造成する住宅の用に供する宅地の利用者の利便に供する施設

ハ その他公団の行う住宅の用に供する宅地の造成と併せて整備されるべき健全な市街地の形成のため必要な施設

三 前号イ及びロに掲げる施設の整備、賃貸その他の管理及び譲渡を行うこと。

四 土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)による土地区画整理事業を施行すること。

五 新住宅市街地開発法(昭和三十八年法律第百三十四号)による新住宅市街地開発事業を施行すること。

六 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律(昭和三十三年法律第九十八号)及び近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律(昭和三十三年法律第百四十五号)による工業団地造成事業を施行すること。

七 流通業務市街地の整備に関する法律(昭和四十一年法律第百十号)による流通業務団地造成事業を施行すること。

八 新都市基盤整備法(昭和四十七年法律第八十六号)による新都市基盤整備事業を施行すること。

九 水面埋立事業を施行すること。

十 地方鉄道法(大正八十年法律第五十二号)に

よる地方鉄道を施行すること。

十一 軌道法(大正十年法律第七十六号)による軌道業を行うこと。

十二 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 公団は、前項の業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内で、委託を受けて、次の業務を行うことができる。

一 前項第一号及び第二号の宅地の造成及び賃貸その他の管理

二 前項第三号の施設の整備及び賃貸その他の管理

三 前項第十号又は第十一号の業務に係る鉄道施設又は軌道施設と密接な関連のある鉄道施設又は軌道施設の建設

3 公団は、前二項の業務のほか、建設大臣の認可を受けて、次の業務を行うことができる。

一 第一項第十号又は第十一号の業務に係る鉄道施設又は軌道施設で高架のもの、建設と一体として建設することが適当であると認められる事務所、店舗、倉庫その他の施設を建設し、及び管理すること。

二 委託を受けて、第一項第十号又は第十一号の業務に係る鉄道施設又は軌道施設で高架のもの、建設と一体として建設することが適当であると認められる事務所、店舗、倉庫その他の施設を建設し、及び管理すること。

4 公団は、第一項第六号及び第七号の業務は同項第十号の宅地の造成と併せて行うものとし、同項第十号及び第十一号の業務は同項第一号の宅地の利用者のための鉄道又は軌道による輸送力を確保する必要がある場合に行うものとする。

(宅地の造成等の基準)

第二十條 公団は、宅地の造成、賃貸その他の管理及び譲渡並びに前条第一項第三号の施設の建設、賃貸その他の管理及び譲渡を行う場合においては、他の法令により定められた基準があるときはその基準に従うほか、建設省令で定める基準に従わなければならない。

2 前項の建設省令で定める基準においては、前条第一項第一号の宅地の譲受人の選定方法に関し、一定の宅地開発公団宅地債券を引き受けた者(その相続人を含む)で、当該宅地の譲受けの申込の際にその宅地開発公団宅地債券の一定割合以上を所有しているものについて、特別の定めをするものとする。

3 公団は、前条第三項の業務を行う場合においては、建設省令で定める基準に従わなければならない。

(投資)

第二十一条 公団は、建設大臣の認可を受けて、公団が造成する宅地の利用者の利便に供する施設で政令で定めるものの建設若しくは賃貸その他の管理又は当該宅地の居住環境の維持若しくは改善に関する業務を行う事業に投資(融資を含む)をすることができる。

(業務方法書)

第二十二条 公団は、業務の開始の際、業務方法書を作成し、運輸大臣及び建設大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときは、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、運輸省令・建設省令で定める。

(地方公共団体の長の意見の聴取)

第二十三条 公団は、宅地の造成をしようとするときは、宅地の造成計画について、あらかじめ、当該宅地の造成をしようとする地域をその区域に含む地方公共団体の長の意見を聴かなければならない。

(道路法の特例)

第二十四条 公団は、第十九条第一項第三号の業務を行う場合において、その業務が次の工事であるときは、当該工事に係る施設の管理者の同意を得て、その管理者に代わって当該工事を施行することができる。

一 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)による道路(高速自動車国道及び一般国道を除く。)の新設又は改築に関する工事

二 都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)による都市公園の新設又は改築に関する工事

三 下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)による公共下水道又は都市下水路の設置又は改築に関する工事

四 河川法(昭和三十三年法律第六十七号)による一般河川(指定区間内のものを除く。)以外の河川(同法が準用される河川を含む。)の河川工事

2 公団は、前項各号に掲げる工事(以下「特定公共施設の新設等に関する工事」という。)を施行する場合に、政令で定めるところにより、当該工事に係る施設(以下「特定公共施設」という。)の管理者に代わってその権限の一部を行うものとする。

3 特定公共施設の管理者が地方公共団体である場合において、当該地方公共団体が第一項の同意をしようとするときは、あらかじめ、その議会の議決を経なければならない。

4 公団は、第一項の規定により特定公共施設の新設等に関する工事をしようとするときは、あらかじめ、建設省令で定めるところにより公告しなければならない。

5 公団は、第一項の規定による特定公共施設の新設等に関する工事の全部又は一部を完了したときは、遅滞なく、前項の規定に準じてその旨を公告しなければならない。

第二十五条 公団は、前条第一項の同意に係る特定公共施設の管理者の同意を得た場合でなければ、当該特定公共施設の新設等に関する工事を廃止してはならない。

2 特定公共施設の管理者は、前条第一項の同意に係る特定公共施設について次の行為を行おうとする場合には、あらかじめ、公団の意見を聴かなければならない。

一 道路法第十條の路線の廃止又は変更

二 道路法第十八條第一項の道路の区域の変更

三 都市公園法第二十條の都市公園の区域の変

更又は廃止

四 下水道法第四條第一項の公共下水道の事業計画の変更

五 下水道法第二十七條第一項の公示事項の変更

六 河川法第五條第六項(同法第百條において準用する場合を含む)の指定の変更又は廃止
前條第五項の規定は、公団が特定公共施設の施設等に関する工事を廃止した場合に準用する。

四 公団が特定公共施設の施設等に関する工事を廃止したときは、当該工事に要した費用の負担については、公団と当該特定公共施設の管理者が協議して定めるものとする。

五 前項の協議が成立しないときは、公団又は当該特定公共施設の管理者の申請に基づき、建設大臣が裁定する。

六 前項の規定により建設大臣が裁定をした場合においては、第四項の規定の適用については、公団と当該特定公共施設の管理者との協議が成立したものとみなす。

第二十六條 第二十四條第五項の規定による工事の完了の公告のあつた特定公共施設及びその用に供する土地について公団が取得した権利は、その公告の日の翌日において当該特定公共施設の管理者(当該特定公共施設が河川である場合には、国)に帰属するものとする。

第二十七條 公団が第二十四條の規定により特定公共施設の施設等に関する工事を施行する場合に、その施行に要する費用の負担及びその費用に關する国の補助については、当該特定公共施設の管理者が自ら当該工事を施行するものとみなす。

二 前項の規定により国が当該特定公共施設の管理者(管理者が地方公共団体の長である場合には、その長の統轄する地方公共団体。第四項において同じ)に對し交付すべき負担金又は補助金は、公団に交付するものとする。

三 前項の場合には、公団は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)の適用については、補助事業者等とみなす。

算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)の適用については、補助事業者等とみなす。

四 当該特定公共施設の管理者は、第一項の費用の額から第二項の負担金又は補助金の額を控除した額を公団に支払わなければならない。

五 第一項の費用の範囲、前項の規定による支払の方法その他必要な事項は政令で定める。

(日本住宅公団法の準用)

第二十八條 公団が施行する土地区画整理法第三條の三第一項の規定による土地区画整理事業については、日本住宅公団法(昭和三十年法律第五十三号)第五章の規定を準用する。この場合において、同法第三十五條、第三十九條及び第四十二條中「第三條の二第一項」とあるのは「第三條の三第一項」と、同法第三十七條第三項及び第三十八條第一項中「日本住宅公団法」とあるのは「日本住宅公団法」と、同法第四十三條第一項中「住宅の建設又は宅地の造成」とあるのは「宅地の造成」と読み替へるものとする。

第四章 財務及び会計
(事業年度)
第二十九條 公団の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。
(予算等の認可)
第三十條 公団は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、建設大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

二 公団は、前項の規定による建設大臣の認可を受けたときは、予算、事業計画及び資金計画に關する書類を、公団に出資した地方公共団体に提出しなければならない。

(財務諸表)
第三十一條 公団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下この条において「財務諸表」という)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に建設大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

二 公団は、前項の規定により財務諸表を建設大臣に提出するときは、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書を添付し、並びに財務諸表及び決算報告書に關する監事の意見を付しなければならない。

三 公団は、第一項の規定による建設大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、各事務所に備えて置かなければならない。

四 公団は、第一項の規定による建設大臣の承認を受けたときは、財務諸表及び決算報告書を、公団に出資した地方公共団体に提出しなければならない。

(区分経理)
第三十二條 公団の経理については、第十九條第一項第十号及び第十一号の業務並びにこれらに附帶する業務並びに同条第二項第三号及び同条第三項の業務に係るものとその他の業務(以下「宅地開発業務」という)に係るものとを区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

(利益及び損失の処理)
第三十三條 公団は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、第三十八條第五項による場合を除き、積立金として整理しなければならない。

二 公団は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(借入金及び債券)
第三十四條 公団は、建設大臣の認可を受けて、長期借入金若しくは短期借入金をし、又は宅地開発債券を発行することができる。

二 公団は、建設大臣の認可を受けて、第十九條第一項第一号の宅地を譲り受けることを希望する者が引き受けるべきものとして、宅地開発公団宅地債券(以下「宅地債券」という)を発行することができる。

三 第一項の規定による短期借入金、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、建設大臣の認可を受けて、これを借り換へることができる。

四 前項ただし書の規定により借り換へた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

五 第一項の規定による宅地債券の債権者は、公団の財産について他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

六 前項の先取特権に次ぐものとする。

七 公団は、建設大臣の認可を受けて、宅地開発債券又は宅地債券の発行に關する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

八 商法(明治三十二年法律第四十八号)第三百九條から第三百一十一條までの規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

九 第一項、第二項及び第五項から前項までに定めるもののほか、宅地開発債券又は宅地債券に關し必要な事項は、政令で定める。

(債務保証)
第三十五條 政府は、法人に對する政府の財政援助の制限に關する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三條の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、公団の長期借入金又は宅地開発債券に係る債務(国際復興開発銀行等からの外資の受入に關する特別措置に關する法律(昭和二十八年法律第五十一号)第

二 公団は、建設大臣の認可を受けて、第十九條第一項第一号の宅地を譲り受けることを希望する者が引き受けるべきものとして、宅地開発公団宅地債券(以下「宅地債券」という)を発行することができる。

三 第一項の規定による短期借入金、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、建設大臣の認可を受けて、これを借り換へることができる。

四 前項ただし書の規定により借り換へた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

五 第一項の規定による宅地債券の債権者は、公団の財産について他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

六 前項の先取特権に次ぐものとする。

七 公団は、建設大臣の認可を受けて、宅地開発債券又は宅地債券の発行に關する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

二条の規定に基づき政府が保証契約をすることができ、債務を除く。について、保証することができ。

(償還計画)

第三十六条 公団は、毎事業年度、長期借入金、宅地開発債券及び宅地債券の償還計画を立てて、建設大臣の認可を受けなければならない。
(余剰金の運用)

第三十七条 公団は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余剰金を運用してはならない。

- 一 国債その他建設大臣の指定する有価証券の取得
- 二 銀行への預金又は郵便貯金
- 三 信託会社又は信託業務を行う銀行への金銭信託

(関連施設整備事業助成基金)

第三十八条 公団は、第二十七条第四項の規定による支払金及び第十九条第一項第二号の施設又はその用に供する宅地を地方公共団体が譲り受ける場合の代金について地方公共団体が公団に支払うべき利子の軽減に資するため、関連施設整備事業助成基金(以下「基金」という。)を置く。

2 政府は、基金に充てるため、公団に交付金を交付することができる。

3 公団は、前項の規定により交付金の交付を受けたときは、その金額を基金に充てなければならない。

4 公団は、基金に係る経理については、建設省令で定めるところにより、一般の経理と区分して整理しなければならない。

5 公団は、宅地開発業務に係る勘定において第三十三条第一項に規定する残余の額があるときは、建設大臣の認可を受けて、その残余の額の全部又は一部の額を基金に充てることができる。

6 基金の運用により生ずる収益は、第一項に規定する利子の軽減に要する費用又は基金に充てるものとする。

7 基金は、建設大臣の認可を受けた場合でなければ、これを取り崩してはならない。

8 前条の規定は、基金の運用について準用する。この場合において、同条中「業務上の余剰金」とあるのは「基金」と読み替えるものとする。

9 第四項から前項までに定めるもののほか、基金の運営その他基金に関し必要な事項は、建設省令で定める。

(給与及び退職手当の支給の基準)

第三十九条 公団は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、建設大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(建設省令への委任)

第四十条 この法律及びこれに基づく命令に規定するもののほか、公団の財務及び会計に関し必要な事項は、建設省令で定める。

第五章 監督

(監督)

第四十一条 公団は、主務大臣が監督する。

2 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、公団に対してその業務に関し監督上必要な命令をすることができる。
(報告及び検査)

第四十二条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、公団に対してその業務及び資産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、公団の事務所その他の事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第六章 雑則

(解散)

第四十三条 公団の解散については、別に法律で定める。

(協議)

第四十四条 建設大臣は、次の場合には、あらかじめ、運輸大臣と協議しなければならない。

- 一 第三條第二項、第四條第二項、第十九條第三項、第二十一條(宅地開発業務に係る部分を除く)、第三十條第一項、第三十四條第一項、第三項ただし書若しくは第七項(宅地債券に係る部分を除く)又は第三十六條(宅地債券に係る部分を除く)の認可をしようとするとき。
- 二 第三十一條第一項又は第三十九條の承認をしようとするとき。
- 三 第三十七條第一号の指定をしようとするとき。
- 四 第二十二條第三項又は第四十條の建設省令を定めようとするとき。

2 建設大臣は、次の場合には、あらかじめ、大蔵大臣と協議しなければならない。

- 一 第四條第二項、第二十一條、第三十條第一項、第三十四條第一項、第二項、第三項ただし書若しくは第七項、第三十六條又は第三十八條第五項若しくは第七項の認可をしようとするとき。
- 二 第三十一條第一項又は第三十九條の承認をしようとするとき。
- 三 第三十七條第一号(第三十八條第八項において準用する場合を含む)の指定をしようとするとき。

四 第二十二條第一項若しくは第三項、第三十八條第九項又は第四十條の建設省令を定めようとするとき。

3 運輸大臣及び建設大臣は、第二十二條第一項の認可をしようとするとき又は同条第二項の運輸省令・建設省令を定めようとするときは、あ

らかじめ、大蔵大臣と協議しなければならない。

4 建設大臣は、第二十五條第五項及び第二十八條において準用する日本住宅公団法第四十條第四項(同法第四十三條第三項において準用する場合を含む)の裁定をしようとするときは、あらかじめ、自治大臣と協議しなければならない。

5 主務大臣は、第十九條第一項第十号又は第十一号の業務について地方鉄道法第十二條第一項、第十八條、第二十一條第一項若しくは第二十六條第一項又は軌道法第三條、第十一條第一項(運転速度及び運転度数に係る部分を除く)、第十五條若しくは第十六條第一項の処分をしようとするときは、あらかじめ、大蔵大臣と協議しなければならない。

(主務大臣)

第四十五條 この法律において主務大臣は、次のとおりとする。

- 一 役員及び職員並びに財務及び会計その他管理業務に関する事項並びに宅地開発業務に関する事項については、建設大臣
- 二 第十九條第一項第十号の業務及びこれに附帯する業務に関する事項並びに同条第二項第三号及び同条第三項の業務(鉄道施設に係るものに限る)に関する事項については、運輸大臣
- 三 第十九條第一項第十一号の業務及びこれに附帯する業務に関する事項並びに同条第二項第三号及び同条第三項の業務(軌道施設に係るものに限る)に関する事項については、運輸大臣及び建設大臣

(審査請求)

第四十六條 公団が第二十四條第二項の規定により特定公共施設の管理者に代わつてした処分不服がある者は、建設大臣に対して行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)による審査請求をすることができる。ただし、他の法令により

不服申立てができないこととされているものについては、この限りでない。

(道路法等の適用)

第四十七條 第二十四條第二項の規定により特定公共施設の管理者に代わつてその権限を行う公団は、道路法第八章、都市公団法第四章、下水道法第五章及び河川法第七章の規定の適用については、当該特定公共施設の管理者とみなす。

(他の法令の準用)

第四十八條 不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)及び政令で定めるその他の法令については、政令で定めるところにより、公団を国の行政機関とみなして、これらの法令を準用する。

第七章 罰則

第四十九條 第四十二條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ若しくは忌避した場合には、その違反行為をした公団の役員又は職員は、五万円以下の罰金に処する。

第五十條 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした公団の役員は、三万円以下の罰金に処する。

一 この法律の規定(第二十八條において準用する日本住宅公団法の規定を含む。)により認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第五條第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

三 第十九條に規定する業務以外の業務を行つたとき。

四 第三十七條の規定に違反して業務上の余剰金を運用したとき。

五 第三十八條第八項において準用する第三十七條の規定に違反して基金を運用したとき。

六 第四十一條第二項の規定による主務大臣の命令に違反したとき。

第五十一條 第六條の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第二十一條及び第二十二條の規定は、附則第五條の規定による公団の成立の日から施行する。

(公団の設立)

第二條 建設大臣は、公団の総裁又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された総裁又は監事となるべき者は、公団の成立の時において、この法律の規定により、それぞれ総裁又は監事に任命されたものとする。

第三條 建設大臣は、設立委員を命じて、公団の設立に関する事務を処理させる。

2 設立委員は、公団の設立の準備を完了したときは、遅滞なく、政府に対し、出資金の払込みの請求をしなければならない。

3 設立委員は、出資金の払込みのあつた日において、その事務を前条第一項の規定により指名された総裁となるべき者に引き継がなければならない。

第四條 附則第二條第一項の規定により指名された総裁となるべき者は、前条第三項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより設立の登記をしなければならない。

第五條 公団は、設立の登記をすることによつて成立する。

(経過規定)

第六條 この法律の施行の際現に宅地開発公団という名称を使用している者については、第六條の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第七條 公団の最初の事業年度は、第二十九條の規定にかかわらず、その成立の日始まり、昭和

和五十年三月三十一日に終わるものとする。

第八條 公団の最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画については、第三十條第一項中「当該事業年度の開始前」とあるのは、「公団の成立後遅滞なく」とする。

(土地区画整理法の一部改正)

第九條 土地区画整理法の一部を次のように改正する。

第一章第三條の四を第三條の五とし、第三條の三を第三條の四とし、第三條の二の次に次の一条を加える。

(宅地開発公団の施行する土地区画整理事業)

第三條の三 宅地開発公団は、建設大臣が宅地開発公団の行う宅地の造成と併せてこれと関連する新たな市街地を造成するための土地区画整理事業を施行する必要があると認める場合においては、施行区域の土地について、当該土地区画整理事業を施行することができる。

2 前項の規定による土地区画整理事業については、この法律及び宅地開発公団法(昭和四十九年法律第 号)の定めるところによる。

(首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律の一部改正)

第十條 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律の一部を次のように改正する。

第七條、第十八條第二項、第十八條の二第二項、第二項及び第四項、第十九條第一項、第二十五條第一項、第二十八條、第二十九條第二項並びに第三十二條中「日本住宅公団」の下に「宅地開発公団」を加える。

(新住宅市街地開発法の一部改正)

第十一條 新住宅市街地開発法の一部を次のように改正する。

第六條、第二十二條、第二十七條第一項、第三十一條、第三十二條第一項第一号、第四十條及び第四十一條第一項中「日本住宅公団」の下に「宅地開発公団」を加える。

(近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律の一部改正)

第十二條 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律の一部を次のように改正する。

第九條、第二十四條第二項、第二十五條第一項、第二項及び第四項、第二十六條第一項、第三十四條第一項、第三十八條並びに第三十九條第二項中「日本住宅公団」の下に「宅地開発公団」を加える。

(流通業務市街地の整備に関する法律の一部改正)

第十三條 流通業務市街地の整備に関する法律の一部を次のように改正する。

第十條、第二十六條、第三十條第一項、第四十三條及び第四十四條第一項中「日本住宅公団」の下に「宅地開発公団」を加える。

(新都市基盤整備法の一部改正)

第十四條 新都市基盤整備法の一部を次のように改正する。

第六條、第十三條第一項及び第二十二條中「日本住宅公団」の下に「宅地開発公団」を加える。

(第二十五條第二項中「日本住宅公団」の下に「宅地開発公団」を加え、「国土総合開発公団法」を「宅地開発公団法(昭和四十九年法律第 号)」と改める。

第二十六條第一項中「国土総合開発公団法」を「宅地開発公団法第二十八條及び国土総合開発公団法」に改める。

第二十七條第一項中「日本住宅公団」の下に「宅地開発公団」を加え、同条第四項中「日本住宅公団に置かれる審議会の委員について」の下に「宅地開発公団法第十八條の規定は宅地開発公団に置かれる審議会の委員について」を加える。

昭和五十年四月二十四日 衆議院會議録第十八号 宅地開発公団法案及び同報告書

六六〇

第二十八條第一項中「日本住宅公団総裁」の下に「宅地開発公団総裁」を加え、「日本住宅公団」の下に「宅地開発公団」を加え、同条第三項中「日本住宅公団」の下に「宅地開発公団」を加え、同条第四項中「日本住宅公団総裁の選任する評議員について」の下に「宅地開発公団法第十八条の規定は宅地開発公団総裁の選任する評議員について」を加える。

第三十條第一項、第三十八條、第四十五條第一項、第四十七條、第五十條、第五十一條第一項第一号及び第六十條中「日本住宅公団」の下に「宅地開発公団」を加える。

第六十四條第一項中「国土総合開発公団法」を「宅地開発公団法第二十八條及び国土総合開発公団法」に改め、同条第二項中「日本住宅公団」の下に「宅地開発公団」を加える。

(所得税法の一部改正)
第十五條 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中損害保険料率算出団体の項の次に次のように加える。

宅地開発公団
宅地開発公団法(昭和四十九年法律第...号)

(法人税法の一部改正)

第十六條 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中船舶整備公団の項の次に次のように加える。

宅地開発公団
宅地開発公団法(昭和四十九年法律第...号)

(印紙税法の一部改正)

第十七條 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第二中全国農業会議所の項の次に次のように加える。

宅地開発公団
宅地開発公団法(昭和四十九年法律第...号)

(登録免許税法の一部改正)

第十八條 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第二中船舶整備公団の項の次に次のように加える。

宅地開発公団
宅地開発公団法(昭和四十九年法律第...号)

(地方税法の一部改正)

第十九條 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二條の四第一項第二号中「本州四国連絡橋公団」の下に「宅地開発公団」を加える。

第七十三條の四第一項第九号の三を同項第九号の四とし、同項第九号の二を同項第九号の三とし、同項第九号の次に次の一号を加える。

九の二 宅地開発公団が、宅地開発公団法(昭和四十九年法律第...号)第十九條第一項第一号に規定する業務(同項第五号に規定する業務のうち住宅の用に供する宅地に関するものを含む)の用に供する土地、同項第一号の宅地と併せて造成する土地で、国若しくは地方公共団体が公用若しくは公共の用に供するもの又は同項第十号及び第十一号に規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるもの

第七十三條の七第十三号中「日本住宅公団」の下に「宅地開発公団」を加える。

第五百八十六條第二項第二十二号中「日本住宅公団」を削り、「新都市基盤整備事業」の下に「の施行者が当該事業」を加える。

(地方財政再建促進特別措置法の一部改正)

第二十條 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第二十四條第二項中「日本住宅公団」の下に

「宅地開発公団」を加える。

(日本住宅公団法の一部改正)

第二十一條 日本住宅公団法の一部を次のように改正する。

第二十條中「二人を一人に改める。」

第三十一條に次の一項を加える。

2 公団は、人口及び産業の集中が著しく、住宅不足の甚だしい大都市の周辺の地域において、前項第二号の業務は同項第一号の業務を達成するために必要な限度において同号の業務と併せて行うものとし、同項第九号、第十三号及び第十四号の業務は同項第一号及び第二号の業務のために行うものとする。

(日本住宅公団法の一部改正に伴う経過規定等)

第二十二條 公団の成立の日において日本住宅公団が行つてゐる日本住宅公団法第三十一條の業務については、この法律による改正後の日本住宅公団法第三十一條の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 公団の成立の日の前日に日本住宅公団の職員として在職する者で引き続き公団の職員となつたものについては、公団が国家公務員等退職手当法(昭和二十八年法律第八十二号)第七條の二第一項に規定する公庫等に該当する場合に限り、国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第三十号)附則第九項中「在職した後」とあるのは「在職し、引き続き宅地開発公団において使用される者として在職した後」と、同法附則第十二項中「附則第九項に規定する者」とあるのは「宅地開発公団法(昭和四十九年法律第...号)附則第二十二條第二項の規定により読み替へて適用される附則第九項に規定する者」としてこれらの規定を適用する。

(国土総合開発公団法の一部改正)

第二十三條 国土総合開発公団法(昭和三十七年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第二十一條の二中「第三條の三第一項」を「第

三條の四第一項」に改める。

(行政管理庁設置法の一部改正)

第二十四條 行政管理庁設置法(昭和二十三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第二條第十二号中「日本住宅公団」の下に「宅地開発公団」を加える。

(運輸省設置法の一部改正)

第二十五條 運輸省設置法(昭和二十四年法律第百五十七号)の一部を次のように改正する。

第四條第一項第三十七号の次に次の一号を加える。

三十七の二 宅地開発公団を監督すること。

第二十七條第一項第十号の次に次の一号を加える。

(建設省設置法の一部改正)

第二十六條 建設省設置法(昭和二十三年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

第三條第二十二号の五を同条第二十二号の六とし、同条第二十二号の四の次に次の一号を加える。

二十二の五 宅地開発公団の業務の監督その他宅地開発公団法(昭和四十九年法律第...号)の施行に関する事務を管理すること。

第三條第二十六号の二中「日本住宅公団」の下に「宅地開発公団」を加える。

第四條第三項中「第二十二号の二に規定する事務、同条第二十二号の三及び第二十二号の四」を「第二十二号の二から第二十二号の五まで」に改め、同条第七項中「第二十二号の五」を「第二十二号の六」に改める。

(公職選挙法の一部改正)

第二十七條 公職選挙法(昭和二十五年法律第百三十八号)の一部を次のように改正する。

第百三十六條の二第二項第二号中「日本道路

「公団」の下に「宅地開発公団」を加える。

理由

人口及び産業の集中が著しく、住宅不足のはなはだしい大都市の周辺の地域において、住宅地の大量供給による住宅地の需給の緩和と健全な市街地の形成を図るため、宅地開発公団を設立して、住宅地とこれと併せて整備されるべき施設の用に供する宅地を造成せるとともに、これらの宅地に必要な公共施設、交通施設等の整備等の業務を行わせる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

宅地開発公団法案（内閣提出、第七十二回国会附法第四三三号）に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、人口及び産業の集中が著しく、住宅不足のはなはだしい大都市の周辺地域において、良好な住宅地の大量供給と健全な市街地の形成を図るため、宅地開発公団を設立して、大規模な住宅地とこれと併せて整備されるべき施設の用に供する宅地を造成するとともに、これらの住宅地に必要な公共施設、交通施設等の整備を行うこと等により、大都市及びその周辺地域における住民の生活の安定と福祉の増進に寄与しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 資本金

宅地開発公団（以下「公団」という。）の設立の際の資本金（五億円）は、政府がその全額を出資するものとするが、公団は必要があるときは、建設大臣の認可を受けて、政府及び地方公共団体の出資により、その資本金を増加することができるものとする。

2 役員

公団に役員として、総裁、副総裁、理事八人以内及び監事二人以内を置くものとするほか、非常勤の理事六人以内を置くことができる。

るものとする。

3 業務

公団は、住宅不足のはなはだしい大都市の周辺地域において、次の業務を行うものとする。

- (1) 土地区画整理事業、新住宅市街地開発事業等を施行し、大規模な住宅地の造成、賃貸その他の管理及び譲渡（以下「造成等」という。）を行うこと。
- (2) 工業団地造成事業及び流通業務団地造成事業を施行し、住宅地の造成と併せて整備されるべき健全な市街地形成のため必要な施設の用に供する宅地の造成等を行うこと。
- (3) 宅地の造成と併せて整備されるべき公共施設及び住宅地の利用者の利便施設の用に供する宅地の造成等並びにこれらの施設の整備、賃貸その他の管理及び譲渡を行うこと。
- (4) 住宅地の利用者のための地方鉄道業又は軌道業を行うこと。

4 特定公共施設の工事の施行

公団は、道路（国道を除く）、公共下水道等特定の公共施設を整備する場合においては、当該施設の管理者の同意を得て、その管理者に代わつて新設等の工事を施行することができるものとし、国が地方公共団体に対して交付すべき負担金又は補助金は、公団に交付するものとする。

5 関連施設整備事業助成基金

特定公共施設の工事に係る支払金及び公団が整備した利便施設を地方公共団体が譲り受ける場合の代金について、地方公共団体が公団に支払うべき利子の軽減に資するため、公

団に、関連施設整備事業助成基金を置くものとする。

なお、政府は、同基金に充てるため、公団に交付金を交付することができるものとする。

6 公団宅地債券

公団は、公団が造成した住宅地の譲渡希望者が引き受ける公団宅地債券を発行することができるものとする。

7 監督

公団は、主務大臣が監督するものとし、主務大臣は次のとおりとする。

- (1) 一般管理業務並びに(2)及び(3)を除く業務については、建設大臣
- (2) 地方鉄道業務については、運輸大臣
- (3) 軌道業務については、運輸大臣及び建設大臣

8 日本住宅公団法の一部改正

公団と日本住宅公団の業務分担を明確にするため、大都市の周辺地域において日本住宅公団が行う住宅地の造成業務は、同公団が自ら建設する住宅のために必要な限度において住宅の建設と併せて行うものに限るものとする等同公団の業務の範囲等について所要の改正を行うものとする。

9 施行期日

この法律は、公布の日から施行するものとする。

二 議案の修正議決理由

宅地開発公団を設立して、住宅不足のはなはだしい大都市の周辺地域において、良好な住宅地の大量供給と健全な市街地の形成を図ることとするのは、大都市及びその周辺地域における住宅地の需給緩和等の必要の見地から妥当な措置と認められ、なお、附則中の公団の最初の事業年度、法律番号等につき、所要の修正を加えることの必要を認め、本案は、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を附することに決した。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として、五十億円が、昭和五十年年度一般会計予算に計上されている。右報告する。

昭和五十年四月十八日

建設委員長 天野 光晴

衆議院議長 前尾繁三郎殿

〔別紙〕

宅地開発公団法（小字及び一は修正）

目次

- 第一章 総則（第一条—第七条）
- 第二章 役員及び職員（第八条—第十八条）
- 第三章 業務（第十九条—第二十八条）
- 第四章 財務及び会計（第二十九条—第四十条）
- 第五章 監督（第四十一条—第四十二条）
- 第六章 雑則（第四十三条—第四十八条）
- 第七章 罰則（第四十九条—第五十一条）
- 附則
- 第一章 総則

（目的）

第一条 宅地開発公団は、人口及び産業の集中が著しく、住宅不足のはなはだしい大都市の周辺の地域において、住宅の用に供する宅地の大規模な造成を行い、これと併せて整備されるべき施設の用に供する宅地を造成するとともに、これらの住宅地に必要な公共施設、交通施設等の整備を行うこと等により、良好な住宅の用に供する宅地の大量供給と健全な市街地の形成を図り、もつて大都市及びその周辺の地域における住民の生活の安定と福祉の増進に寄与することを目指すものとする。

（法人格）

第二条 宅地開発公団（以下「公団」という。）は、法人とする。

昭和五十年四月二十四日 衆議院會議録第十八号 宅地開発公団法案及び同報告書

六六二

(事務所)

第三条 公団は、主たる事務所を東京都に置く。
2 公団は、建設大臣の認可を受けて、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

(資本金)

第四条 公団の資本金は、五億円とし、政府がその全額を出資する。
2 公団は、必要があるときは、建設大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

3 政府及び地方公共団体は、前項の規定により公団がその資本金を増加するときは、公団に出資することができる。
4 政府及び地方公共団体は、公団に出資するときは、土地又は土地の定着物をもつて出資の目的とすることができる。

5 前項の規定により出資の目的とする土地又は土地の定着物の価額は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。
6 前項に規定する評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

(登記)
第五条 公団は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。
2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(名称の使用制限)
第六条 公団でない者は、宅地開発公団という名称を用いてはならない。
(民法の準用)
第七条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条及び第五十条の規定は、公団について準用する。

第二章 役員及び職員
第八条 公団に、役員として、総裁一人、副総裁

一人、理事八人以内及び監事二人以内を置く。
2 公団に、役員として、前項の理事のほか、非常勤の理事六人以内を置くことができる。

(役員の職務及び権限)
第九条 総裁は、公団を代表し、その業務を総理する。
2 副総裁は、公団を代表し、総裁の定めるところにより、総裁を補佐して公団の業務を掌理し、総裁に事故があるときはその職務を代理し、総裁が欠員のときはその職務を行う。

3 理事(非常勤の理事を除く)は、総裁の定めるところにより、総裁及び副総裁を補佐して公団の業務を掌理し、総裁及び副総裁に事故があるときはその職務を代理し、総裁及び副総裁が欠員のときはその職務を行う。
4 非常勤の理事は、総裁の定めるところにより、総裁及び副総裁を補佐して公団の業務を掌理する。

5 監事は、公団の業務を監査する。
6 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、総裁又は主務大臣に意見を提出することができる。

(役員の任命)
第十条 総裁及び監事は、建設大臣が任命する。
2 副総裁及び理事は、総裁が建設大臣の認可を受けて任命する。

(役員の任期)
第十一条 役員の任期は、四年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。
2 役員は、再任されることができる。

(役員の欠格条項)
第十二条 次の各号の一に該当する者は、役員(非常勤の理事を除く)となることができない。
一 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く)。
二 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて公団と取引上密接な

利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員(いかなる名称によるかを問はず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む)。
三 前号に掲げる事業者の団体の役員(いかなる名称によるかを問はず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む)。

(役員の特任)
第十三条 建設大臣又は総裁は、それぞれの任命に係る役員が前条各号の一に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。
2 建設大臣又は総裁は、それぞれの任命に係る役員が次の各号の一に該当するときは、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
二 職務上の義務違反があるとき。
3 総裁は、前項の規定によりその任命に係る役員を解任しようとするときは、あらかじめ、建設大臣の認可を受けなければならない。

(役員の特任)
第十四条 役員(非常勤の理事を除く)は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。
(代表権の制限)
第十五条 公団と総裁又は副総裁との利益が相反する事項については、総裁及び副総裁は代表権を有しない。この場合には、監事が公団を代表する。

(代理人の選任)
第十六条 総裁は、理事又は公団の職員のうちから、公団の主たる事務所又は従たる事務所の業務に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(職員の任命)
第十七条 公団の職員は、総裁が任命する。

(役員及び職員の公務員たる性質)
第十八条 公団の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 業務
(業務の範囲)
第十九条 公団は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。
一 住宅の用に供する宅地の造成、賃貸その他の管理及び譲渡を行うこと。
二 次に掲げる施設の用に供する宅地の造成、賃貸その他の管理及び譲渡を行うこと。
イ 公団の行う宅地の造成と併せて整備されるべき公共の用に供する施設
ロ 公団が造成する住宅の用に供する宅地の利用者の利便に供する施設
ハ その他公団の行う住宅の用に供する宅地の造成と併せて整備されるべき健全な市街地の形成のため必要な施設
三 前号イ及びロに掲げる施設の整備、賃貸その他の管理及び譲渡を行うこと。
四 土地区画整理法(昭和二十九年法律第九十九号)による土地区画整理事業を施行すること。
五 新住宅市街地開発法(昭和三十八年法律第三十四号)による新住宅市街地開発事業を施行すること。
六 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律(昭和三十三年法律第九十八号)及び近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律(昭和三十三年法律第九十五号)による工業団地造成事業を施行すること。
七 流通業務市街地の整備に関する法律(昭和四十一年法律第九十号)による流通業務団地造成事業を施行すること。
八 新都市基盤整備法(昭和四十七年法律第八

十)による新都市基盤整備事業を施行すること。

九 新都市基盤整備法(昭和四十七年法律第八

十)による新都市基盤整備事業を施行すること。

十)による新都市基盤整備事業を施行すること。

十)による新都市基盤整備事業を施行すること。

十)による新都市基盤整備事業を施行すること。

十)による新都市基盤整備事業を施行すること。

十)による新都市基盤整備事業を施行すること。

十)による新都市基盤整備事業を施行すること。

十)による新都市基盤整備事業を施行すること。

十)による新都市基盤整備事業を施行すること。

十)による新都市基盤整備事業を施行すること。

十六号)による新都市基盤整備事業を施行すること。

九 水面埋立事業を施行すること。

十 地方鉄道法(大正八年法律第五十二号)による地方鉄道業を行うこと。

十一 軌道法(大正十年法律第七十六号)による軌道業を行うこと。

十二 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 公団は、前項の業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内で、委託を受けて、次の業務を行うことができる。

一 前項第一号及び第二号の宅地の造成及び賃貸その他の管理

二 前項第三号の施設の整備及び賃貸その他の管理

三 前項第十号又は第十一号の業務に係る鉄道施設又は軌道施設と密接な関連のある鉄道施設又は軌道施設の建設

3 公団は、前二項の業務のほか、建設大臣の認可を受けて、次の業務を行うことができる。

一 第一項第十号又は第十一号の業務に係る鉄道施設又は軌道施設で高架のもの、建設と一体として建設することが適当であると認められる事務所、店舗、倉庫その他の施設を建設し、及び管理すること。

二 委託を受けて、第一項第十号又は第十一号の業務に係る鉄道施設又は軌道施設で高架のもの、建設と一体として建設することが適当であると認められる事務所、店舗、倉庫その他の施設を建設すること。

4 公団は、第一項第六号及び第七号の業務は同項第一号の宅地の造成と併せて行うものとし、同項第十号及び第十一号の業務は同項第一号の宅地の利用者のための鉄道又は軌道による輸送力を確保する必要がある場合に行うものとする。

(宅地の造成等の基準)

第二十条 公団は、宅地の造成、賃貸その他の管理及び譲渡並びに前条第一項第三号の施設の建設、賃貸その他の管理及び譲渡を行う場合においては、他の法令により定められた基準があるときはその基準に従うほか、建設省令で定める基準に従わなければならない。

2 前項の建設省令で定める基準においては、前条第一項第一号の宅地の譲受人の選定方法に関し、一定の宅地開発公団宅地債券を引き受けた者(その相給人を含む)で、当該宅地の譲受けの申込の際現にその宅地開発公団宅地債券の一定割合以上を所有しているものについて、特別の定めをするものとする。

3 公団は、前条第三項の業務を行う場合においては、建設省令で定める基準に従わなければならない。

(投資)

第二十一条 公団は、建設大臣の認可を受けて、公団が造成する宅地の利用者の利便に供する施設で政令で定めるものの建設若しくは賃貸その他の管理又は当該宅地の居住環境の維持若しくは改善に関する業務を行う事業に投資(融資を含む)をすることができ。

(業務方法書)

第二十二条 公団は、業務の開始の際、業務方法書を作成し、運輸大臣及び建設大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、運輸省令・建設省令で定める。

(地方公共団体の長の意見の聴取)

第二十三条 公団は、宅地の造成をしようとするときは、宅地の造成計画について、あらかじめ、当該宅地の造成をしようとする地域をその区域に含む地方公共団体の長の意見を聴かなければならない。

(道路法等の特例)

第二十四条 公団は、第十九条第一項第三号の業務を行う場合において、その業務が次の工事であるときは、当該工事に係る施設の管理者の同意を得て、その管理者に代わって当該工事を施行することができる。

一 道路法(昭和二十七年法律第八十号)による道路(高速自動車国道及び一般国道を除く)の新設又は改築に関する工事

二 都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)による都市公園の新設又は改築に関する工事

三 下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)による公共下水道又は都市下水路の設置又は改築に関する工事

四 河川法(昭和三十三年法律第六十七号)による一級河川(指定区間内のものを除く)以外の河川(同法が準用される河川を含む)の河川工事

2 公団は、前項各号に掲げる工事(以下「特定公共施設の新設等に関する工事」という。)を施行する場合に、政令で定めるところにより、当該工事に係る施設(以下「特定公共施設」という。)の管理者に代わつてその権限の一部を行うものとする。

3 特定公共施設の管理者が地方公共団体である場合において、当該地方公共団体が第一項の同意をしようとするときは、あらかじめ、その議会の議決を経なければならない。

4 公団は、第一項の規定により特定公共施設の新設等に関する工事を行おうとするときは、あらかじめ、建設省令で定めるところにより公告しなければならない。

5 公団は、第一項の規定による特定公共施設の新設等に関する工事の全部又は一部を完了したときは、遅滞なく、前項の規定に準じてその旨を公告しなければならない。

第二十五条 公団は、前条第一項の同意に係る特定公共施設の管理者の同意を得た場合でなければ

ば、当該特定公共施設の新設等に関する工事を廃止してはならない。

2 特定公共施設の管理者は、前条第一項の同意に係る特定公共施設について次の行為を行おうとする場合には、あらかじめ、公団の意見を聴かなければならない。

一 道路法第十条の路線の廃止又は変更

二 道路法第十八条第一項の道路の区域の変更

三 都市公園法第二十条の都市公園の区域の変更又は廃止

四 下水道法第四第一項の公共下水道の事業計画の変更

五 下水道法第二十七条第一項の公示事項の変更

六 河川法第五條第六項(同法第百条において準用する場合を含む)の指定の変更又は廃止

3 前条第五項の規定は、公団が特定公共施設の新設等に関する工事を廃止した場合に準用する。

4 公団が特定公共施設の新設等に関する工事を廃止したときは、当該工事に要した費用の負担については、公団と当該特定公共施設の管理者が協議して定めるものとする。

5 前項の協議が成立しないときは、公団又は当該特定公共施設の管理者の申請に基づき、建設大臣が裁定する。

6 前項の規定により建設大臣が裁定した場合においては、第四項の規定の適用については、公団と当該特定公共施設の管理者との協議が成立したものとみなす。

第二十六条 第二十四条第五項の規定による工事の完了の公告のあつた特定公共施設及びその用に供する土地について公団が取得した権利は、その公告の日において当該特定公共施設の管理者(当該特定公共施設が河川である場合には、国)に帰属するものとする。

第二十七条 公団が第二十四条の規定により特定公共施設の新設等に関する工事を施行する場合に、その施行に要する費用の負担及びその費

昭和五十四年四月二十四日 衆議院會議録第十八号 宅地開発公団法案及び同報告書

用に関する国の補助については、当該特定公共施設の管理者が自ら当該工事を施行するものとみなす。

2 前項の規定により国が当該特定公共施設の管理者(管理者が地方公共団体の長である場合には、その長の統轄する地方公共団体。第四項において同じ。)に対し交付すべき負担金又は補助金は、公団に交付するものとする。

3 前項の場合には、公団は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)の適用については、補助事業者等とみなす。

4 当該特定公共施設の管理者は、第一項の費用の額から第二項の負担金又は補助金の額を控除した額を公団に支払わなければならない。

5 第一項の費用の範囲、前項の規定による支払の方法その他必要な事項は政令で定める。

(日本住宅公団法の適用)

第二十八条 公団が施行する土地区画整理法第三十条の三第一項の規定による土地区画整理事業については、日本住宅公団法(昭和三十年法律第五十三号)第五章の規定を準用する。この場合において、同法第三十五条、第三十九条及び第四十二条中「第三条の二第一項」とあるのは「第三条の三第一項」と、同法第三十七条第三項及び第三十八条第一項中「日本住宅公団総裁」とあるのは「宅地開発公団総裁」と、「日本住宅公団」とあるのは「宅地開発公団」と、同法第四十三条第一項中「住宅の建設又は宅地の造成」とあるのは「宅地の造成」と読み替えるものとする。

第四章 財務及び会計

(事業年度)

第二十九条 公団の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(予算等の認可)

第三十条 公団は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、建設大臣の認可を受けなければならない。

これを変更しようとするときも、同様とする。

2 公団は、前項の規定による建設大臣の認可を受けたときは、予算、事業計画及び資金計画に関する書類を、公団に出資した地方公共団体に提出しなければならない。

(財務諸表)

第三十一条 公団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下この条において「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に建設大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 公団は、前項の規定により財務諸表を建設大臣に提出するときは、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書を添付し、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見を付しなければならない。

3 公団は、第一項の規定による建設大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、各事務所に備えて置かなければならない。

4 公団は、第一項の規定による建設大臣の承認を受けたときは、財務諸表及び決算報告書を、公団に出資した地方公共団体に提出しなければならない。

(区分経理)

第三十二条 公団の経理については、第十九条第一項第十号及び第十一号の業務並びにこれらに附帯する業務並びに同条第二項第三号及び同条第三項の業務に係るものとその他の業務(以下「宅地開発業務」という。)に係るものとを区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

(利益及び損失の処理)

第三十三条 公団は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、第三十八条第五項による場合を除き、積立金として整理しなければならない。

を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(借入金及び債券)

第三十四条 公団は、建設大臣の認可を受けて、長期借入金若しくは短期借入金をし、又は宅地開発債券を発行することができる。

2 公団は、建設大臣の認可を受けて、第十九条第一項第一号の宅地を譲り受けることを希望する者が引き受けるべきものとして、宅地開発公団宅地債券(以下「宅地債券」という。)を発行することができる。

3 第一項の規定による短期借入金金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないとき、その償還することができない金額に限り、建設大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

4 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金金は、一年以内に償還しなければならない。

5 第一項の規定による宅地開発債券又は第二項の規定による宅地債券の債権者は、公団の財産について他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

6 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

7 公団は、建設大臣の認可を受けて、宅地開発債券又は宅地債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

(債務保証)

第三十五条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、公団の長期借入金又は宅地開発債券に係る債務(国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第五十一号)第二条の規定に基づき政府が保証契約をすることができ、債務を除く。)について、保証することができる。

(償還計画)

第三十六条 公団は、毎事業年度、長期借入金、宅地開発債券及び宅地債券の償還計画を立てて、建設大臣の認可を受けなければならない。

(余裕金の運用)

第三十七条 公団は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債その他建設大臣の指定する有価証券の取得

二 銀行への預金又は郵便貯金

三 信託会社又は信託業務を行う銀行への金銭信託

(関連施設整備事業助成基金)

第三十八条 公団は、第二十七条第四項の規定による支払金及び第十九条第一項第二号の施設又はその用に供する宅地を地方公共団体が譲り受ける場合の代金について地方公共団体が公団に支払うべき利子の軽減に資するため、関連施設整備事業助成基金(以下「基金」という。)を置く。

2 政府は、基金に充てるため、公団に交付金を交付することができる。

3 公団は、前項の規定により交付金の交付を受けたときは、その金額を基金に充てなければならない。

4 公団は、基金に係る経理については、建設省令で定めるところにより、一般の経理と区分し

て整理しなければならない。

5 公団は、宅地開発業務に係る勘定において第三十三条第一項に規定する残余の額があるときは、建設大臣の認可を受けて、その残余の額の全部又は一部の額を基金に充てることができる。

6 基金の運用により生ずる収益は、第一項に規定する利子の軽減に要する費用又は基金に充てるものとする。

7 基金は、建設大臣の認可を受けた場合でなければ、これを取り崩してはならない。

8 前条の規定は、基金の運用について準用する。この場合において、同条中「業務上の余剰金」とあるのは「基金」と読み替えるものとする。

9 第四項から前項までに定めるもののほか、基金の運営その他基金に関し必要な事項は、建設省令で定める。

(給与及び退職手当の支給の基準)

第三十九条 公団は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、建設大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(建設省令への委任)

第四十条 この法律及びこれに基づく命令に規定するもののほか、公団の財務及び会計に関し必要な事項は、建設省令で定める。

第五章 監督

(監督)

第四十一条 公団は、主務大臣が監督する。

2 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、公団に対してその業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第四十二条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、公団に対してその業務及び資産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、公団の事務所その他の事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第六章 雑則

(解散)

第四十三条 公団の解散については、別に法律で定める。

(協議)

第四十四条 建設大臣は、次の場合には、あらかじめ、運輸大臣と協議しなければならない。

一 第三條第二項、第四條第二項、第十九條第一項、第二十一條(宅地開発業務に係る部分を除く)、第三十條第一項、第三十四條第一項、第三項ただし書若しくは第七項(宅地債券に係る部分を除く)又は第三十六條(宅地債券に係る部分を除く)の認可をしようとするとき。

二 第三十一條第一項又は第三十九條の承認をしようとするとき。

三 第三十七條第一号の指定をしようとするとき。

四 第二十条第三項又は第四十条の建設省令を定めようとするとき。

建設大臣は、次の場合には、あらかじめ、大蔵大臣と協議しなければならない。

一 第四條第二項、第二十一條、第三十條第一項、第三十四條第一項、第二項、第三項ただし書若しくは第七項、第三十六條又は第三十八條第五項若しくは第七項の認可をしようとするとき。

二 第三十一條第一項又は第三十九條の承認をしようとするとき。

三 第三十七條第一号(第三十八條第八項において準用する場合を含む)の指定をしようとするとき。

四 第二十条第一項若しくは第三項、第三十八條第九項又は第四十条の建設省令を定めようとするとき。

運輸大臣及び建設大臣は、第二十二條第一項の認可をしようとするとき又は同条第二項の運輸省令・建設省令を定めようとするときは、あらかじめ、大蔵大臣と協議しなければならない。

建設大臣は、第二十五條第五項及び第二十八條において準用する日本住宅公団法第四十條第四項(同法第四十三條第三項において準用する場合を含む)の裁定をしようとするときは、あらかじめ、自治大臣と協議しなければならない。

主務大臣は、第十九條第一項第十号又は第十八條第一項、第二十一條第一項若しくは第二十六條第一項又は軌道法第三條、第十一條第一項(運輸速度及び運輸度数に係る部分を除く)、第十五條若しくは第十六條第一項の処分をしようとするときは、あらかじめ、大蔵大臣と協議しなければならない。

(主務大臣)

第四十五條 この法律において主務大臣は、次のとおりとする。

一 役員及び職員並びに財務及び会計その他管理業務に関する事項並びに宅地開発業務に関する事項については、建設大臣

二 第十九條第一項第十号の業務及びこれに附帯する業務に関する事項並びに同条第二項第三号及び同条第三項の業務(鉄道施設に係るものに限る)に関する事項については、運輸大臣

三 第十九條第一項第十一号の業務及びこれに附帯する業務に関する事項並びに同条第二項第三号及び同条第三項の業務(軌道施設に係るものに限る)に関する事項については、運輸大臣

第四十六條 公団が第二十四條第二項の規定により特定公共施設の管理者に代わつてした処分に不服がある者は、建設大臣に対して行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)による審査請求をすることができる。ただし、他の法令により不服申立てができないこととされているものについては、この限りでない。

(道路法等の適用)

第四十七條 第二十四條第二項の規定により特定公共施設の管理者に代わつてその権限を行う公団は、道路法第八章、都市公園法第四章、下水道法第五章及び河川法第七章の規定の適用については、当該特定公共施設の管理者とみなす。

(他の法令の適用)

第四十八條 不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)及び政令で定めるその他の法令については、政令で定めるところにより、公団を国の行政機関とみなして、これらの法令を準用する。

第七章 罰則

第四十九條 第四十二條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ若しくは忌避した場合には、その違反行為をした公団の役員又は職員は、五万円以下の罰金に処する。

第五十條 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした公団の役員は、三万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定(第二十八條において準用する日本住宅公団法の規定を含む)により認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第五條第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

るものに限る)に関する事項については、運輸大臣及び建設大臣

(審査請求)

第四十六條 公団が第二十四條第二項の規定により特定公共施設の管理者に代わつてした処分に不服がある者は、建設大臣に対して行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)による審査請求をすることができる。ただし、他の法令により不服申立てができないこととされているものについては、この限りでない。

(道路法等の適用)

第四十七條 第二十四條第二項の規定により特定公共施設の管理者に代わつてその権限を行う公団は、道路法第八章、都市公園法第四章、下水道法第五章及び河川法第七章の規定の適用については、当該特定公共施設の管理者とみなす。

(他の法令の適用)

第四十八條 不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)及び政令で定めるその他の法令については、政令で定めるところにより、公団を国の行政機関とみなして、これらの法令を準用する。

第七章 罰則

第四十九條 第四十二條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ若しくは忌避した場合には、その違反行為をした公団の役員又は職員は、五万円以下の罰金に処する。

第五十條 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした公団の役員は、三万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定(第二十八條において準用する日本住宅公団法の規定を含む)により認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第五條第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

昭和五十年四月二十四日 衆議院會議録第十八号

宅地開発公団法案及び同報告書

六六五

三 第十九条に規定する業務以外の業務を行つたとき。

四 第三十七条の規定に違反して業務上の余剰金を運用したとき。

五 第三十八条第八項において準用する第三十七条の規定に違反して基金を運用したとき。

六 第四十一条第二項の規定による主務大臣の命令に違反したとき。

第五十一条 第六条の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第二十一条及び第二十二条の規定は、附則第五条の規定による公団の成立の日から施行する。

(公団の設立)

第二条 建設大臣は、公団の總裁又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された總裁又は監事となるべき者は、公団の成立の時において、この法律の規定により、それぞれ總裁又は監事に任命されたものとする。

第三条 建設大臣は、設立委員を命じて、公団の設立に関する事務を処理させる。

2 設立委員は、公団の設立の準備を完了したときは、遅滞なく、政府に対し、出資金の払込みの請求をしなければならない。

3 設立委員は、出資金の払込みのあつた日において、その事務を前条第一項の規定により指名された總裁となるべき者に引き継がなければならない。

第四条 附則第二条第一項の規定により指名された總裁となるべき者は、前条第三項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより設立の登記をしなければならない。

第五条 公団は、設立の登記をすることによつて成立する。

(経過規定)

第六条 この法律の施行の際現に宅地開発公団という名称を使用している者については、第六条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第七条 公団の最初の事業年度は、第二十九条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和五十年三月三十一日に終わるものとする。

第八条 公団の最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画については、第三十条第一項中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「公団の成立後遅滞なく」とする。

(土地区画整理法の一部改正)

第九条 土地区画整理法の一部を次のように改正する。

第一章中第三条の四を第三条の五とし、第三条の三を第三条の四とし、第三条の二の次に次の一条を加える。

の一条を加える。

(宅地開発公団の施行する土地区画整理事業)

第三条の三 宅地開発公団は、建設大臣が宅地開発公団の行う宅地の造成と併せてこれと関連する新たな市街地を造成するための土地区画整理事業を施行する必要があると認める場合においては、施行区域の土地について、当該土地区画整理事業を施行することができ

る。

2 前項の規定による土地区画整理事業については、この法律及び宅地開発公団法(昭和四十九年法律第 号)の定めるところによる。

(首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律の一部改正)

第十条 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律の一部を次のように改正する。

第七条、第十八条第二項、第十八条の二第一項、第二項及び第四項、第十九条第一項、第二十五条第一項、第二十八条、第二十九条第二項並びに第三十二条中「日本住宅公団」の下に「宅地開発公団」を加える。

(新住宅市街地開発法の一部改正)

第十一条 新住宅市街地開発法の一部を次のように改正する。

第六条、第二十二條、第二十七條第一項、第三十一条、第三十二条第一項第一号、第四十条

及び第四十一条第一項中「日本住宅公団」の下に「宅地開発公団」を加える。

(近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律の一部改正)

第十二条 首都圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律の一部を次のように改正する。

第九条、第二十四条第二項、第二十五条第一項、第二項及び第四項、第二十六条第一項、第三十四条第一項、第三十八条並びに第三十九条第二項中「日本住宅公団」の下に「宅地開発公団」を加える。

(流通業務市街地の整備に関する法律の一部改正)

第十三条 流通業務市街地の整備に関する法律の一部を次のように改正する。

第十条、第二十六条、第三十条第一項、第四十三条及び第四十四条第一項中「日本住宅公団」の下に「宅地開発公団」を加える。

(新都市基盤整備法の一部改正)

第十四条 新都市基盤整備法の一部を次のように改正する。

第六条、第十三条第一項及び第二十二條中「日本住宅公団」の下に「宅地開発公団」を加える。

第二十五条第二項中「日本住宅公団」の下に「宅地開発公団」を加え、「国土総合開発公団法」を「宅地開発公団法(昭和四十九年法律第 号)」と改題する。

号第二十八條及び^{地域振興整備}国土総合開発公団法に改める。

第二十六條第一項中^{地域振興整備}「国土総合開発公団法」を

「宅地開発公団法第二十八條及び^{地域振興整備}国土総合開発公団法」に改める。

第二十七條第一項中「日本住宅公団」の下に「宅地開発公団」を加え、同条第四項中「日本住宅公団」に置かれる審議会の委員について」の下に「宅地開発公団法第十八條の規定は宅地開発公団に置かれる審議会の委員について」を加える。

第二十八條第一項中「日本住宅公団総裁」の下に「宅地開発公団総裁」を、「日本住宅公団」の下に「宅地開発公団」を加え、同条第三項中「日本住宅公団」の下に「宅地開発公団」を加え、同条第四項中「日本住宅公団総裁」の選任する評議員について」の下に「宅地開発公団法第十八條の規定は宅地開発公団総裁の選任する評議員について」を加える。

第三十條第一項、第三十八條、第四十五條第一項、第四十七條、第五十條、第五十一條第一項第一号及び第六十條中「日本住宅公団」の下に「宅地開発公団」を加える。

第六十四條第一項中^{地域振興整備}「国土総合開発公団法」を

「宅地開発公団法第二十八條及び^{地域振興整備}国土総合開発公団法」に改め、同条第二項中「日本住宅公団」の下に「宅地開発公団」を加える。

(所得税法の一部改正)

第十五條 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中損害保険料率算出団体の項の次に次のように加える。

宅地開発公団 ^{五十}宅地開発公団法(昭和四十九年法律第 号)

(法人税法の一部改正)

第十六條 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中船舶整備公団の項の次に次のように加える。

宅地開発公団 ^{五十}宅地開発公団法(昭和四十九年法律第 号)

(印紙税法の一部改正)

第十七條 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第二中全国農業会議所の項の次に次のように加える。

宅地開発公団 ^{五十}宅地開発公団法(昭和四十九年法律第 号)

(登録免許税法の一部改正)

第十八條 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第二中船舶整備公団の項の次に次のように加える。

宅地開発公団 ^{五十}宅地開発公団法(昭和四十九年法律第 号)

(地方税法の一部改正)

第十九條 地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二條の四第一項第二号中「本州四国連絡橋公団」の下に「宅地開発公団」を加える。

第七十三條の四第一項〇第九号の三を同項第九号とし、同項第九号の二を同項第九号の三とし、同項第九号の次に次の一号を加える。

九の二 宅地開発公団が、宅地開発公団法(昭和四十九年法律第 号)第十九條第一項第一号に規定する業務(同項第五号に規定する業務のうち住宅の用に供する宅地に關するものを含む)の用に供する土地、同項第一号の宅地と併せて造成する土地で国若しくは地方公共団体が公用若しくは公共の用に供するもの又は同項第十号及び第十一号に規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるもの

第七十三條の七第十三号中「日本住宅公団」の下に「宅地開発公団」を加える。

第五百八十六條第二項第二号中「日本住宅公団」を削り、「新都市基盤整備事業」の下に「の施行者が当該事業」を加える。

(地方財政再建促進特別措置法の一部改正)

第二十條 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第二十四條第二項中「日本住宅公団」の下に「宅地開発公団」を加える。

(日本住宅公団法の一部改正)

第二十一條 日本住宅公団法の一部を次のように改正する。

第二十條中「二人」を「一人」に改める。

第三十一條に次の一項を加える。

2 公団は、人口及び産業の集中が著しく、住宅不足のはなはだしい大都市の周辺の地域において、前項第二号の業務は同項第一号の業務を達成するために必要な限度において同号の業務と併せて行うものとし、同項第九号、第十三号及び第十四号の業務は同項第一号及び第二号の業務のために行うものとする。

第三十二條第一項中「前条第三号」を「前条第一項第三号」に改め、同条第二項中「前条第一号」を「前条第一項第一号」に改め、同条第二号を「同項第二号」に改める。

昭和五十年四月二十四日 衆議院會議録第十八号 宅地開発公団法案及び同報告書

昭和五十年四月二十四日 衆議院會議録第十八号 宅地開発公団法案及び同報告書

六六八

第四十九條第二項中「第三十一條第一号」を「第三十一條第一項第一号に、同條第二号」を同項第二号に改める。

(日本住宅公団法の一部改正に伴う経過規定等)

第二十二條 公団の成立の日において日本住宅公団が行つてゐる日本住宅公団法第三十一條の業務については、この法律による改正後の日本住宅公団法第三十一條の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 公団の成立の日の前日に日本住宅公団の職員

として在職する者で引き続き公団の職員となつたものについては、公団が国家公務員等退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)第七條

の二第一項に規定する公庫等に該当する場合に

限り、国家公務員等退職手当法の一部を改正す

る法律(昭和四十八年法律第三十号)附則第九

項中「在職した後」とあるのは「在職し、引き続

き宅地開発公団において使用される者として在

職した後」と、同法附則第十二項中「附則第九項

に規定する者」とあるのは「宅地開発公団法(昭

和四十九年法律第 号)附則第二十二條第

二項の規定により読み替えて適用される附則第

九項に規定する者」としてこれらの規定を適用

する。

(国土総合開発公団法の一部改正)

第二十三條 国土総合開発公団法(昭和三十七年

法律第九十五号)の一部を次のように改正す

る。

第二十一條の二中「第三條の三第一項」を「第

三條の四第一項」に改める。

(行政管理庁設置法の一部改正)

第二十四條 行政管理庁設置法(昭和二十三年法

律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第二條第十二号中「日本住宅公団」の下に「

宅地開発公団」を加える。

(運輸省設置法の一部改正)

第二十五條 運輸省設置法(昭和二十四年法律第

百五十七号)の一部を次のように改正する。

第四條第一項第三十七号の次に次の一号を加

える。

三十七の二 宅地開発公団を監督すること。

第二十七條第一項第十号の次に次の一号を加

える。

十の二 宅地開発公団に関すること。

第二十七條第三項中「第十号」を「第十号の二」

に改める。

(建設省設置法の一部改正)

第二十六條 建設省設置法(昭和二十三年法律第

百十三号)の一部を次のように改正する。

第三條第二十二号の五を同條第二十二号の六

とし、同條第二十二号の四の次に次の一号を加

える。

二十二の五 宅地開発公団の業務の監督その

他宅地開発公団法(昭和四十九年法律第

号)の施行に関する事務を管理するこ

と。

第三條第二十六号の二中「日本住宅公団」の下

に「宅地開発公団」を加える。

第四條第三項中「第二十二号の二に規定する

事務、同條第二十二号の三及び第二十二号の

四」を「第二十二号の二から第二十二号の五ま

で」に改め、同條第七項中「第二十二号の五」を

「第二十二号の六」に改める。

(公職選挙法の一部改正)

第二十七條 公職選挙法(昭和二十五年法律第百

号)の一部を次のように改正する。

第百三十六條の二第一項第二号中「日本道路

公団」の下に「宅地開発公団」を加える。

〔別紙〕

宅地開発公団法案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一 大都市の周辺地域における宅地開発公団(以下「公団」という。)と日本住宅公団及び地域振興整備公団との業務の分担を明らかにするため、大都市の周辺地域の範囲を明確にするとともに、三公団の業務の分担について十分調整すること。

二 公団は、おおむね三〇〇ヘクタール以上の大規模な宅地造成事業を行うものとする。

三 公団の鉄道業務に関しては、建設資金について必要な助成を行うとともに、その業務の健全な運営について配慮すること。

四 大規模宅地造成事業の施行に伴う関連公共・利便施設の整備については、関係地方公共団体の財政負担の軽減を図るため、更に補助対象範囲の拡大、義務教育施設用地に対する特別措置等について検討すること。

五 国民の住宅事情を考慮して、公的賃貸住宅等の供給を推進することとし、公団の造成する宅地については、必要な公的賃貸住宅等の建設用地の確保を図ること。

六 公団は、宅地造成計画の策定及び実施に当たつては、周辺地区の自然環境との調整に配慮すること。

七 住宅、宅地対策の緊急性にかんがみ、人口、産業の地方分散政策並びに土地利用基本計画及び国土利用市町村計画と十分なせい合を図つて、住宅、宅地需給の長期見通しを策定するとともに、住宅に関する基本的事項の整備について、速やかに検討すること。

なお、事業施行に当たつては、周辺部の地価の高騰には万全の措置を講ずること。

八 日本住宅公団職員として在職するもので引き続き公団の職員となるものについては、労働条件等を十分配慮すること。

右 国民年金法等の一部を改正する法律案
国会に提出する。

昭和五十年二月十二日

内閣総理大臣 三木 武夫

国民年金法等の一部を改正する法律

(国民年金法の一部改正)

第一条 国民年金法(昭和三十四年法律第四百十一号)の一部を次のように改正する。

第五十八条中「十三万五千六百円」を「二十一万六千円」に、「九万円」を「十四万四千円」に改める。

第六十二条中「十一万七千六百円」を「十八万七千二百円」に改める。

第七十七条第一項ただし書中「九万円」を「十四万四千円」に改める。

第七十八条第二項を次のように改める。

2 前項の規定による老齢年金であつて、六十五歳以上七十歳未満の者に別表に定める程度の廃疾の状態にある間支給するもの又は七十歳以上の者に支給するものの第二十七条第一項に定める額が十四万四千円に満たないときは、同項の規定にかかわらず、十四万四千円とする。

第七十八条第三項を削り、第四項を第三項とする。

とし、第五項を第四項とし、第六項を第五項とし、同条第七項中「第二項の老齢年金」を「六十五歳以上七十歳未満の者に別表に定める程度の廃疾の状態にある間支給する第二項の老齢年金」に改め、同項を同条第六項とする。

第七十九条の二第四項中「九万円」を「十四万四千円」に改める。

第八十七条第三項中「千四百円」を「千四百円」に改める。

(国民年金法の一部を改正する法律の一部改正)
第二条 国民年金法の一部を改正する法律(昭和四十四年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

附則第十六条第二項中「九万六千円」を「十五万六千円」に改める。

(厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正)

第三条 厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

附則第二十条第二項中「九万六千円」を「十五万六千円」に改める。

附則第二十一条第二項中「六万六千円」を「十

万八千円」に改める。

附則第二十二條の二中「昭和四十八年度」を「昭和四十九年度」に、「昭和四十七年度」を「昭和四十八年度」に改める。

(厚生年金保険法の一部改正)

第四条 厚生年金保険法(昭和二十九年法律百十五号)の一部を次のように改正する。

第四十二条第三項中「第十二級」を「第十八級」に改める。

第四十六条第一項中「第五級から第七級」を「第十一級から第十四級」に、「第八級から第十級までの等級である期間又は第十一級若しくは第十二級」を「又は第十五級から第十八級まで」に、「百分の四十、百分の六十」を「百分の五十」に改め、同条第三項中「第十二級」を「第十八級」に改める。

第四十六条の三第二項中「第十二級」を「第十八級」に改める。

第四十六条の七第一項中「第五級から第七級」を「第十一級から第十四級」に、「第八級から第十級までの等級である期間又は第十一級若しくは第十二級」を「又は第十五級から第十八級ま

昭和五十年四月二十四日 衆議院會議録第十八号 国民年金法等の一部を改正する法律案及び同報告書

六七〇

で、「百分の四十、百分の六十」を「百分の五十」に改め、同条第二項中「第十二級」を「第十八級」に改める。

附則第十二条第三項中「第十二級」を「第十八級」に改める。

附則第二十八條の三第二項中「第十二級」を「第十八級」に改める。

(船員保険法の一部改正)

第五条 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第三十四條第四項中「第十級」を「第十六級」に改める。

第三十八條第一項中「第三級乃至第五級」を「第九級乃至第十二級」に、「第六級乃至第八級」を「第十三級乃至第十六級」に、「又ハ」を「又ハ」に改め、同条第三項中「第十級」を「第十六級」に改める。

第三十九條ノ二第二項中「第十級」を「第十六級」に改める。

第三十九條ノ五第一項中「第三級乃至第五級」を「第九級乃至第十二級」に、「第六級乃至第八級」を「第十三級乃至第十六級」に改め、同条第三項中「第十級」を「第十六級」に改める。

ハ第十三級乃至第十六級に、「百分ノ四十、百分ノ六十」を「百分ノ五十」に改め、同条第二項中「第十級」を「第十六級」に改める。

(年金福祉事業団法の一部改正)

第六条 年金福祉事業団法(昭和三十六年法律第百八十号)の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の一条を加える。

(資本金)

第三条の二 事業団の資本金は、国民年金法等の一部を改正する法律(昭和五十年法律第

号)附則第三条の規定により政府が出資した金額とする。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、事業団に追加して出資することができる。

3 事業団は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第九十二号。以下「法律第九十二号」という。)附則第二十二條の二の改正規定 公布の日

二 第四条及び第五条並びに附則第四条から附則第六条までの規定 昭和五十年八月一日

三 第六条並びに附則第三条及び附則第七条から附則第十条までの規定 昭和五十年九月二十五日

四 前三号及び次号に掲げる規定以外の規定 昭和五十年十月一日

五 第一条中国国民年金法第八十七條第三項の改正規定 昭和五十一年四月一日

(国民年金に関する経過措置等)

第二条 昭和五十年九月以前の月分の次の各号に掲げる給付の額については、なお従前の例による。

一 国民年金法による障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金及び老齢福祉年金並びに同法第七十七條第一項ただし書又は第七十八條第二項に規定する老齢年金

二 国民年金法の一部を改正する法律(昭和四十四年法律第八十六号。以下「法律第八十六

号」という。)附則第十六條第一項の規定により支給する老齢年金

三 法律第九十二号附則第二十條第一項の規定により支給する老齢年金及び法律第九十二号

附則第二十一條の老齢特別給付金

2 昭和五十年十月以降の月分の法律第八十六号

附則第十六條第一項又は法律第九十二号附則第二十條第一項の規定により支給する老齢年金に

ついては、法律第九十二号附則第二十二條第一項中「昭和四十七年度(この項」とあるのは、「昭和四十九年度(昭和五十一年度以降の年度において、この項」とする。

(年金福祉事業団への出資)

第三条 政府は、第六条の規定の施行の日に、予算で定める金額の範囲内において、年金福祉事業団に出資するものとする。

(厚生年金保険及び船員保険交渉法の一部改正)

第四条 厚生年金保険及び船員保険交渉法(昭和二十九年法律第百十七号)の一部を次のように改正する。

改める。

第十六條第一項中「第十二級」を「第十八級」に改める。

第三十九條の三第一項中「第十級」を「第十六級」に改める。

に改め、同条第二項中「第十二級」を「第十八級」に改める。

(通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律の一部改正)

第五条 通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律 (昭和三十六年法律第百八十二号) の一部を次のように改正する。

附則第八条第三項中「第十二級」を「第十八級」に改める。

附則第十四条第三項中「第十級」を「第十六級」に改める。

(船員保険法の一部を改正する法律の一部改正)
第六条 船員保険法の一部を改正する法律 (昭和四十年法律第百五号) の一部を次のように改正する。

附則第十七条第二項中「第十級」を「第十六級」に改める。

(厚生保険特別会計法の一部改正)

第七条 厚生保険特別会計法 (昭和十九年法律第十号) の一部を次のように改正する。

第五条中「又ハ営繕費」を「若ハ営繕費又ハ年金福祉事業団へノ出資金若ハ交付金」に改める。

第六条中「福祉施設費又ハ営繕費」を「福祉施設費若ハ営繕費又ハ年金福祉事業団へノ出資金若ハ交付金」に改め、「厚生年金保険事業ノ福祉施設費及営繕費」の下に「年金福祉事業団へノ出資金及交付金」を加える。

(船員保険特別会計法の一部改正)

第八条 船員保険特別会計法 (昭和二十二年法律第百三十六号) の一部を次のように改正する。

第三条中「移換金」の下に「年金福祉事業団へノ出資金及交付金」を加える。

(国民年金特別会計法の一部改正)

第九条 国民年金特別会計法 (昭和三十六年法律第六十三号) の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「福祉施設に要する経費」の下に「又は年金福祉事業団へノ出資金若しくは交付金」を加える。

第六条中「福祉施設に要する経費」を「福祉施設に要する経費又は年金福祉事業団へノ出資金若しくは交付金に」、「及び国民年金事業の福祉施設に要する経費」を「国民年金事業の福祉施設に要する経費並びに年金福祉事業団へノ出資金及び交付金」に改める。

(印紙税法の一部改正)

第十条 印紙税法 (昭和四十二年法律第二十三号) の一部を次のように改正する。

別表第二中日本労働協会の項の次に次のように加える。

年金福祉事業団
年金福祉事業団法 (昭和三十六年法律第百八十号)

別表第三中年金福祉事業団法 (昭和三十六年法律第百八十号) 第十七条第二号及び第三号 (業務の範囲) の業務に関する文書の項を削る。

理 由

年金受給者の福祉の向上を図るため、福祉年金の額を大幅に引き上げ、厚生年金保険又は船員保険の被保険者である間における老齢年金の標準報酬月額による支給の制限を緩和し、年金額を物価の変動に応じて自動的に改定する措置の昭和五十年法における実施時期を繰り上げるとともに、年金福祉事業団に対し政府が出資する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国民年金法等の一部を改正する法律案 (内閣提出) に関する報告書

議案の要旨及び目的

本案は、最近における社会経済情勢にかんがみ、年金受給者の福祉の向上を図るため、福祉年金の額を大幅に引き上げ、在職老齢年金の支給制限を緩和するとともに、厚生年金保険、船員保険及び国民年金の年金額のスライドの実施時期を繰り上げること等により年金制度の充実強化を行おうとするもので、その要旨は次のとおりである。

1 福祉年金等の引上げ

(1) 老齢福祉年金の額を九万円 (月額七千五百円) から十四万四千円 (月額一万二千円) に引き上げること。

(2) 障害福祉年金の額を一級障害について十三万五千六百円 (月額一万一千三百円) から二十一万六千円 (月額一万八千円) に、二級障害について九万円 (月額七千五百円) から十四万四千円 (月額一万二千円) に引き上げること。

(3) 母子福祉年金及び準母子福祉年金の額を十一万七千六百円 (月額九千八百円) から十八万七千二百円 (月額一万五千六百円) に引き上げること。

昭和五十年四月二十四日 衆議院會議録第十八号 国民年金法等の一部を改正する法律案及び同報告書

六七二

(4) 老齢特別給付金の額を六万六千円(月額五千五百円)から十万八千円(月額九千円)に引き上げること。

2 国民年金の五年年金の額を九万六千円(月額八千円)から十五万六千円(月額一万三千円)に引き上げること。

3 国民年金の保険料の額を昭和五十一年四月分から月額三百円引き上げ、千四百円とすること。

4 昭和五十年年度における年金額のスライドの実施時期を厚生年金保険及び船員保険については昭和五十一年一月から同年八月に、国民年金については昭和五十一年一月から昭和五十一年九月に、それぞれ繰り上げること。

5 厚生年金保険又は船員保険の被保険者で、六十歳以上六十五歳未満の低所得者に支給する在職老齢年金について、支給対象者の標準報酬月額額の限度額を四万八千円から七万二千円に引き上げるとともに、年金の支給割合は、標準報酬等級に応じて、八割、五割、二割(現行八割、六割、四割、二割)とすること。

6 年金福祉事業団の資本金の規定を設け、政

府が予算で定める金額の範囲内において出資することができること。

7 その他所要の改正を行うこと。

8 施行期日

厚生年金保険及び船員保険に関する改正は昭和五十一年八月一日から、年金福祉事業団に関する改正は昭和五十一年九月二十五日から、国民年金に関する改正は昭和五十一年十月一日から施行すること。ただし、年金額のスライドの実施時期の繰上げは公布の日から、国民年金の保険料の引上げは昭和五十一年四月一日から施行すること。

二 議案の可決理由

年金受給者の福祉の向上を図るため、福祉年金の額を大幅に引き上げ、在職老齢年金の支給制限を緩和し、厚生年金保険、船員保険及び国民年金の年金額のスライドの実施時期を繰り上げるとともに、年金福祉事業団に対し政府が出資することは、時宜に資するものと認め、本案は、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

昭和五十年年度一般会計予算(厚生省所管)に拠出制国民年金国庫負担金として五十二億四千五百一十五万五千円、福祉年金給付費財源繰入れとして六百八十八億九千七百九十三万一千円、厚生年金保険給付費財源繰入れとして七十六億七千九百二十万三千円、船員保険年金給付費財源繰入れとして三億一千八百九十万三千円が計上されている。

また、昭和五十年年度厚生保険特別会計、船員保険特別会計及び国民年金特別会計(厚生省所管)の各業務勘定に年金福祉事業団出資として合計三億三千四百五十万四千円が計上されている。

右報告する。

昭和五十年四月二十三日

社会労働委員長 大野 明

衆議院議長 前尾繁三郎殿

〔別紙〕

国民年金法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずるよう配慮すべきである。

一 昭和五十一年度に繰り上げ実施する財政再計算期に際し、各制度間の関連を考慮しつつ、年金制度の抜本的な改善を図ること。

二 遺族年金の改善について検討すること。

三 各年金制度間において、遺族年金、障害年金の通算措置の実現に努めること。

四 在職老齢年金制度の支給制限の大幅緩和について検討すること。

五 標準報酬月額額の上下限については、近年における報酬の上昇を考慮して適正な改定を行うこと。

六 加給年金については、速やかに改善を図ること。

七 各福祉年金について、その年金額を更に大幅に引き上げるとともに、その実施時期について検討を加え、本人の所得制限及び他の公的年金との併給制限についても改善を図ること。

八 すべての年金は、非課税とするよう努めること。

九 国庫負担の増額に努めるとともに、年金の財政方式特に賦課方式への移行については、将来にわたる人口高齢化の動向を勘案しつつ、積極的に検討を進めること。

十 被用者年金加入者の妻の年金権の整備に努めること。

十一 五人未満の事業所に対する厚生年金保険の適用を検討すること。

十二 積立金の管理運用については、被保険者の福祉を最優先とし、民主的運用に努めること。

昭和五十年四月二十四日 衆議院會議録第十八号

六七四

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定 一 部 一 一 〇 円

発 行 所

東京都港区赤坂葵町二番地 郵便番号一〇七
大 蔵 省 印 刷 局
電話 東京 五八二 四四二一(大代)